

令和4年第3回定例会

(9月8日招集)

山都町議会会議録

令和4年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について	4
日程第6 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて	4
日程第7 認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について	4
日程第8 報告第10号 令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	4
日程第9 報告第9号 令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について	7
日程第10 議案第66号 平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について	8
日程第11 議案第67号 山都町監査委員に関する条例の一部改正について	9
日程第12 議案第68号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	10
散会	12

○9月13日（第2号）

出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者の職氏名	13
職務のため出席した事務局職員	13
開議	14
日程第1 一般質問	14
2番 坂本幸誠議員	14
8番 藤川多美議員	25
10番 吉川美加議員	37
3番 眞原 誠議員	50
散会	64

○9月14日（第3号）

出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者の職氏名	65
職務のため出席した事務局職員	66
開議	66
日程第1 一般質問	66
4番 西田由未子議員	66
日程第2 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称） 芝生広場整備工事（第二期））	80
日程第3 議案第69号 山都町物産館条例の一部改正について	82
日程第4 議案第70号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について	84
日程第5 議案第71号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	90
日程第6 議案第76号 令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について	107
日程第7 議案第72号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい て	108
日程第8 議案第73号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につい て	109
日程第9 議案第74号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	110
日程第10 議案第75号 令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	113
散会	116

○9月29日（第4号）

出席議員	117
欠席議員	117
説明のため出席した者の職氏名	117
職務のため出席した事務局職員	118
開議	118
日程第1 議案第79号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	118
日程第2 議案第78号 町長の給与の特例に関する条例の制定について	121
日程第3 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	125
日程第4 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて	131

日程第5	認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について	132
日程第6	委員会報告 請願及び陳情等付託報告について	133
日程第7	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出につ いて	143
閉会		143

9 月 8 日（木曜日）

令和4年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年9月8日午前10時01分招集
2. 令和4年9月8日午前10時01分開会
3. 令和4年9月8日午前10時46分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第6 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第7 認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第8 報告第10号 令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第9 報告第9号 令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第10 議案第66号 平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について
 - 日程第11 議案第67号 山都町監査委員に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第68号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久

企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学校教育課長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時01分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、6番、矢仁田秀典君、7番、興侶誠君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。提案理由の説明をいたします。

令和4年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、このたび、8月26日付で、能登哲哉氏に対して、副町長の職を解く、免職処分を発令しました。

能登氏は、令和元年7月1日、山都町副町長に就任し、これまで町長の補佐役として職務を行っていただきました。

令和3年12月に職員から、当該職員に対する能登氏からのパワーハラスメント事案の申出があり、令和4年3月から8月にかけて、第三者委員会による調査を行い、その結果、パワーハラスメントに当たるとの認定を受け、免職処分といたしました。

今回、町政に対する信頼を揺るがしかねない事案が生じたことに対しまして、当該職員はもとより当該職員の御家族並びに町民の皆様及び職員に多大な御迷惑をおかけいたし、心からおわびを申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、これまで以上に再発防止策などの職場環境改善を図るとともに、町民の皆さんから信頼回復に、全力を挙げて取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本町においても、7月に361人、8月に456人と、感染者の増加傾向が続いております。熊本県ではいち早く、第7派の感染拡大に伴い「熊本B.A.5対策強化宣言」を全国で初めて発令し、高齢者など重症化リスクの高い方が必要ときに医療を受けられる医療提供体制を守り、社会経済活動を継続できるよう県内一丸となって取り組んでいくこととされております。

現在も予断を許さない状況が続いていることから、町民の皆様には冷静な行動をお取りいただくとともに、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

このような状況下の中ではありますが、3年ぶりに山都町の三大祭りの内容を縮小して、感染防止対策を講じながら開催することを決定しました。「火伏地藏祭り」、「八朔祭」には、祭りの開催を待ちわびていた多くの来場者でにぎわい、盛況のうちに終えることができました。10日には、「清和文楽の里まつり」が予定されており、町民の皆様の活力につながることを期待します。

ウクライナ紛争が長期化する中、世界的な食糧やエネルギー供給等の不安、低下により、物価の高騰が続いております。現在、食糧の安全保障が叫ばれている中、我々は常に食糧の自給率を高め、外国農産物に依存することなく、国民の食糧を国内で生産できる環境づくりこそが、SDGsに目指すものであると考えます。

本町は、時代が求める安心・安全な有機農産物を生産できる環境づくりにいち早く取り組んできた歴史を持っていることから、改めて、その体制づくりに力を入れていかなければと考えております。

7月に人気漫画「ONE PIECE」を題材にした清和文楽の新作「超馴鹿船出冬桜」（ちよっぱあふなでのふゆざくら）の制作発表がありました。170年の歴史を持つ清和文楽と、世界的に若者をはじめ、多くのファンを持つ「ONE PIECE」のコラボによる公演は、我々に新しい感動を与えてくれると期待しています。併せて、清和文楽の認知度の向上を図り、集客につなげる契機としたいと考えています。

8月に総合体育館の起工式を執り行いました。長年にわたる町民の皆様の強い思いが、やっと実現することになりました。町内外のスポーツの拠点としてはもとより、防災の拠点として活用できるよう、令和5年11月の完成を目指してまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。今回の定例会に提出する議案は、認定3件、報告2件、条例5件、補正予算6件、その他1件、合計17件です。

認定第1号から第3号は、令和3年度分の山都町一般会計及び特別会計並びに事業会計の歳入歳出決算の認定に関するものです。

報告第9号は、令和3年度分の山都町一般会計継続費の精算報告です。

報告第10号は、令和3年度分の山都町財政健全化判断比率等の報告です。



次に、議案第66号から第70号は、それぞれ必要な条例の廃止と条例の一部改正及び条例の制定を行うものです。

次に、議案第71号から第76号は、令和3年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第77号は、工事請負契約の締結に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第8 報告第10号 令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、認定第1号「令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第2号「令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第7、認定第3号「令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び日程第8、報告第10号「令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第10号の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、報告第10号、令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなど、的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものであります。

次の1ページを御覧ください。

1の健全化判断比率です。上段の指標について簡単に説明いたします。

左から、実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を含む全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

この二つの比率は、赤字となった場合にのみ数値が表れますので、本町における令和3年度決算はいずれも黒字ですので、バー表記になっております。

次に、実質公債費比率です。起債など借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。令和3年度は4.6%となりました。前年度は4.8%でしたので、0.2ポイント減少しています。これは、元利償還金の減少と普通交付税の増加が主な要因です。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであります。令和3年度は2.2%で、前年度は6%でございました。3.8ポイントの減少しているところでございます。これは、財政調整基金等への積立てにより、充当可能な基金が増加したことが主な要因であります。

中段の表をお願いいたします。ただいま説明いたしました四つの指標に対する段階別の基準を示したものです。地方公共団体は、健全化判断比率により、それぞれ健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分されます。

四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、さらに、起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による財政健全化が求められます。

これに照らして、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っていますので、健全段階とすることができます。しかしながら、総合体育館建設事業等の大型公共事業の実施により、地方債の借入額の増加や、国の動向によって、地方交付税の縮減も考えられるなどの財政運営に大きな影響を及ぼす要因がありますので、今後も財源確保と効率的な持続可能な行財

政運営に、不断の見直しを行っていく必要があります。

次に、2の資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

令和3年度はいずれの会計も資金不足はありませんので、比率がバー表記になっております。

以上、山都町の令和3年度決算に基づき算定した数値で、報告書の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第10号「令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みとします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号、報告第10号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

○監査委員（志賀美枝子君） おはようございます。それでは、令和3年度山都町会計の決算審査に係ります報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から、令和3年度の山都町一般会計、五つの特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

7月14日から8月4日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあることを認めました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元に配付されています決算審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町における自主財源は、28億2,385万1,000円、16.25%であり、大きく依存財源に頼っている状況です。なお、地方交付税においては、算定の見直し、臨時経済対策等により、普通交付税と特別交付税の合計額が、前年度と比べて4億4,300万円の増額となりました。

また、歳出の面においては、収束の兆しが見えないコロナ感染症により、その対策のため、各種イベントの中止等により、事業が抑制されることとなりました。

自主財源が乏しい本町では、職員一人一人が業務に当たる上で、事業効果の観点を踏まえた、スクラップ・アンド・ビルドの考え方が重要です。各種補助金制度が増える中、制度の見直しや、実施期限年数を定めるなど、効果的な補助金制度を考えていただきたいと思っております。

最後に、コロナ感染症拡大による経済の公的支援の拡充と、住民の幸福度がさらに向上するようなまちづくりに期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長期にわたり、決算審査、大変御苦労さまでございました。

お諮りします。

認定第1号「令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。認定第2号「令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。認定第3号「令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託し会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第9 報告第9号 令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、報告第9号、「令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、報告第9号、令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について説明をいたします。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度に設定しました継続費に係る事業が終了しましたので、継続費の精算報告を行うものです。

表紙の次をお願いいたします。精算報告書です。

本事業は、2款総務費1項総務管理費、事業名は、防災行政無線デジタル化事業に係る継続費です。この継続費の設定、全体計画は、令和2年度から令和3年度までの2年間で、全体事業費は6億5,745万8,000円。その2年間の内訳は、年割額等のとおりでございます。特定財源は、特定防衛施設周辺整備安定施設整備事業補助金で、4億5,419万2,000円、起債額1億8,840万円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、2年間の合計で、5億9,400万577円を執行したものであります。よって、一番右の比較表のとおり、入札による残額等によりまして、計画額と実績額の差が6,345万7,423円となったものです。

次に、7款土木費2項道路橋梁費、事業名は、大矢野原演習場周辺民生安定事業に係る継続費です。この継続費の設定、全体計画は、令和2年度から令和3年度までの2年間で、全体事業費は1億7,658万1,000円。その2年間の内訳は、年割額のとおりです。特定財源は、特定防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で1億1,634万2,000円、起債額5,020万円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、2年間の合計で1億7,537万2,911円を執行したものです。よって、一番右の比較表のとおり、入札による残額等によりまして、計画額と実績額の差が120万8,089円となったものです。

以上報告いたします。

○議長（藤澤和生君） 報告第9号の報告が終わりました。

よって、報告第9号「令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は、報告済みとします。

日程第10 議案第66号 平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第66号「平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第66号、平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について。

平成28年熊本地震復興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月8日提出、山都町長です。

提案理由です。

平成28年熊本地震復興基金を廃止することに伴い、平成28年熊本地震復興基金条例を廃止する必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

公布文です。

平成28年熊本地震復興基金条例を廃止する条例。

平成28年熊本地震復興基金条例は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

平成28年熊本地震復興基金は、熊本県が基金を創設し、被災者の負担軽減を図り、創造的復興を図ることを目的に、国庫補助の対象にならない事業や地域のコミュニティの拠点施設の復旧など、市町村間の不均衡が生じないように、熊本県が統一ルールを定めて配分されたものです。

本町における配分額は1億8,200万円であり、基金として、平成30年度より木造仮設住宅移設事業、災害住宅補修支援事業、防災情報発信強化事業等、11の事業に活用されました。このたび、令和3年度繰越事業分の木造仮設住宅移設事業で基金が終了したため、条例を廃止するものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号 山都町監査委員に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第67号「山都町監査委員に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

監査委員、事務局長嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） 議案第67号について御説明申し上げます。

議案第67号、山都町監査委員に関する条例の一部改正について、山都町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月8日提出、山都町長。

提案理由です。

地方自治法の条文を引用している山都町監査委員に関する条例について、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号により、引用元の当該条文に繰り下がりの改正が行われ、当該引用を修正するため、山都町監査委員に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本条例改正の経緯について御説明申し上げます。

地方自治法は平成29年に改正され、令和2年4月1日に施行されましたが、地方自治法の条文を引用している本条例の改正をこれまで失念しておりました。条例改正が遅れたことにおわび申し上げます。改めて、このたび条例改正を御提案させていただきます。

次のページをお願いいたします。

条例の改正分です。

第10条中、「法第243条の2第3項」を「法第203条の2の2第3項」に改めるという改正です。

附則です。この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「山都町監査委員に関する条例の一部改正について」は原案のとおり

可決されました。

日程第12 議案第68号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第68号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第68号、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月8日提出、山都町長。

提案理由です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をお願いいたします。2枚目から5枚目までが条例の改正分です。6枚目からが、新旧対照表となっております。

今回の改正概要を改正の要旨に沿って説明いたします。

1、改正の趣旨、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

2、改正の概要、（1）非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する要件の緩和。第2条第4項関係の緩和でございます。非常勤職員の育児休業取得要件のうち、現行は、「子が1歳6か月に達する日に、在職の可能性があること」となっておりますが、改正後は、「子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合には、子の出生から起算して8週間と6か月に在職の可能性があること」と、改正いたします。

（2）非常勤職員の子の1歳以降に育児休業を取得する要件の柔軟化がされ、ア育児休業の対象期間を1歳6か月に達する日までとする要件、第2条の3第3号の関係においては、現行は、「ア育児休業開始日は、子の1歳到達日の翌日、イ非常勤職員、またはその配偶者が、その1歳到達日に育児休業を取得している、ウ子の1歳到達日以降、育児休業をすることが、継続的な勤務のために必要と認められる場合」としてありますが、改正後は、「ア育児休業開始日は、子の1歳到達日の翌日において、非常勤職員の配偶者が、子の1歳到達日の翌日以降に育児休業を取得する場合は、当該育児休業の期間の末日の翌日以前の日」とされ、夫婦交代での育児休業取得が可能となります。

改正前のイ、ウにつきましては、現行どおりということで、追加で、「エ非常勤職員の子が、1歳到達日以後の期間において、アからウの条件に該当して育児休業をしたことがない場合」というふうに改正いたします。

イ育児休業の対象期間を2歳に達する日までとする要件、第2条の4関係でございます。上記アの要件、アの「1歳到達時」を、「1歳6か月到達日」と読み替えるということ

で改正をされます。

(3) 再度の育児休業取得に係る特別の事情の改正。第3条関係です。

育児休業により、子を養育するための計画について、申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除され、現行は育児休業の取得は原則1回でありますけれども、特別の事情がある場合には、再度取得することができる。特別の事情の一つとしては、「育児休業の承認、請求の際に、育児休業等計画書により申し出て、育児休業終了後3か月以上経過したこと」となっていますけれども、改正後は、育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情に関わらず、原則2回まで取得することができるようになることから、この規定を削除するという改正を行います。ただし、育児休業取得回数の緩和につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律により規定されております。

イ任期を定めて、採用された職員について、任期の更新があった場合を規定することとして、現行は、「任期の末日を育児休業の末日にしている職員が任期の更新に伴い、引き続き育児休業を取得することができるが、その対象の非常勤職員のみ」となっておりますが、改正後は、非常勤職員以外に任期付職員にも、拡大することに改正いたします。

次に、改正分の最後の附則をお願いいたします。

附則、この条例は令和4年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(藤澤和生君) 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) 育児休業が任期付の方にも、非常勤の方にも取りやすくなったということは、大変喜ばしいことだと思います。確認でお尋ねしたいんですけど、今までは育児休業、1歳半まで取れていたのが、2歳までに延長になった。前の、現行では、それを例えば、最初から2歳まで、最初から2年取りますって言うてれば、それで1回の申請でいいんですけど、例えば、まず1歳まで取りたいと出していたけれども、やっぱりもうちょっと延長したいという願い出をしたときには、前は1回復職して3か月たっていないとできなかったのが、1回復職しなくても、延期が申請ができるようになったというふうに、具体的に言うとそういうことでしょうか。確認です。

○議長(藤澤和生君) 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長(坂本靖也君) お答えいたします。今回の改正に伴いまして、議員御指摘のとおり、非常勤職員についても緩和されたということで、それぞれの正規職員、それから非常勤職員におきまして、これまでよりも取得の仕方が緩和された、簡単になったというようなことで、議員がおっしゃったとおりの取得の方法ができるようになるということでございます。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番(西田由未子君) では正規職員の取得の仕方と、ほぼ変わらないというか、まだちょ

つと違うところがあるということがあれば、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。ほとんど正規職員と同じように、拡充はされたところがございますけれども、非常に今回の改正内容が複雑でして、非常に分かりづらい説明だったかというふうに思いますけれども、非常勤職員等につきましても、これまでに比べまして、育児休業の回数等も増えたということで、内容的に違う点とちょっと具体的には、また、後ほど御説明させていただきたいと思います。すみません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時46分

9 月 13 日（火曜日）

令和4年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年9月8日午前10時01分招集
2. 令和4年9月13日午前10時0分開議
3. 令和4年9月13日午後2時56分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 2番 坂本幸誠議員
- 8番 藤川多美議員
- 10番 吉川美加議員
- 3番 眞原 誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日1人したいと思います。順番に発言を許します。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。名前を間違えていただきましたが、坂本幸誠といます。よろしくお願いいたします。今日は傍聴ありがとうございます。

本日は東竹原の最終処分場について、ちょっと意見をお聞きしたいということで、一般質問したいと思いますけれども、まず最初に、町民憲章というのがあります。これをちょっと読み上げてから、一般質問に移らせていただきたいと思います。

町民憲章。

緑あふれる豊かな大地を未来へつなぎ、町民みんながこの町に誇りをもって助け合い、活力ある住みよい町をつくるため、この憲章を定めます。

1、私たち町民は、自ら考え、行動し、誇れる町をつくります。

1、私たち町民は、自然に学び、自然を大切にして、活力ある町をつくります。

1、私たち町民は、自然の恵みに感謝し、美しい住みよい町をつくります。

1、私たち町民は、お互い支え合い、命を大切にし、健康で幸せな町をつくります。

1、私たち町民は、先人の知恵に学び、豊かな文化の町をつくります。

ここにあるキャッチフレーズ、風かおる、文楽と石橋の郷山都町～星と森、そして水の生まれる里～こういうキャッチフレーズがあります。

これについて、いい憲章ができておりますので、踏まえまして、質問に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それでは、質問に移りたいと思います。東竹原の最終処分場について。まず、町長が最初に、この処分場の話を聞かれたのはいつでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 令和3年4月21日、担当課長より、民間共用による最終処分場を設置する計画がある旨の報告を受けました。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 県議のほうから話を聞いたということはございませんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） そのときでありません。県議からは、そういう話があるという話はお聞きしておりました。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それはいつですか。時期を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 6月16日に、民間業者の方が来られるときだったと記憶しております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今、私、県議さんから聞かれましたかとお聞きしたんですけれども、県議のほうからは、お話は何もなかったということですか。なかったということですね。分かりました。

それで、直接、星山商店のほうからお話を聞かれた、説明を受けたということですね。よろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 社長と担当課の係の方がお見えになりました。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 問題は、話に来てから土地を買ったのか。土地を買ってから、話に来たのかということが、ちょっと問題になってくるということだと思うんですね。例えば、星山商店が今18町歩、土地を購入してありますけれども、話をされてから土地を買ったのか。そのところは何かお聞きになっていませんか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。具体的に土地の購入時期については、こちらのほうでは把握しておりません。今現在で把握しておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 私が調べたところによると、土地の登記をしたのが去年の10月であったみたいですね。水田に関しては相手が業者ですので、今、仮雑木の状態になっております。今は、まずやっぱりここの執行部との町会議員との間の話合いですけれども、計画を聞かれて、会議を持つなどの対策は持たれましたでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。具体的に、町長のほうに6月16日に担当課、直接業者のほうから来られて説明されたということで、その後、町長のほうから住民への丁寧な説明をするように、要望を伝えるように言われておまして、今後の情報収集を指示していただきました。

その後、11月16日に、その一環として関係の課の担当者と業者で直接協議を行い、その席でも地元説明会の必要性を強く述べ、開催を依頼したところです。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これは高千穂の事例ですけれども、そこの高千穂の議員さんが毎日新聞の記事を見られて、これは聞いてないということで、地元話して、高千穂の町長さんがちょっと話を聞きたいということで、地元の方を呼んで話を聞かれています。そのときは、町長、副町長、総務課長、ほとんどの関係課長、それに議長、副議長、その担当の議員さんまで集めた上で会議をなさっているんですよ。山都町は何でそれができなかったんですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。この計画自体が民間企業が県のほうに設置をお願いする事業ですので、その状態では、まず情報収集をすることを第一と考えておきまして、特段、関係課各位の横の連携では情報があるかというのをするような指示を出して、執行部を含めて全部に対する会議をしようという形には考えておりませんでした。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 高千穂では、町長が収集しているんですよ。高千穂町町長がですね。なぜ、山都町の町長はできなかったか、お答えください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） その段階でまだ、先ほど言いますように、業者からの正式な、正式というか、具体的な計画等々の説明等もあっておりませんし、今、課長から申しましたように、いろんな情報収集と、そしてまた、山都町が今後、環境アセスメント等々についての意見等々述べるような立場にあるというようなことでありましたので、町長自ら議会の招集等々には動いておりません。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今の状態は、高千穂も山都町も一緒なんですよ。そこで、高千穂の町長はかなりの危機意識を持って招集されたと思うんですけども、町長は危機意識というのはお持ちだったんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 危機意識をどこまで共有するかは別としまして、このような処分場ができること、我々が先般6月議会でも申しましたが、来てほしいというような施設ではございませんでしたが、まだ今も計画段階であります。その中で環境にどのような影響、住民の方々にどのような影響があるかと、今からの問題だという認識の下で今日まで来ておるのが事実であります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いろいろとほかの自治体、環境を考える会あたりが勉強会なりしております。これは9月6日火曜日に、山都の森と水を守る会というところが企画した学習会ですけれども、学園大学の中地先生においてお話をいただきました。そのときに、これはあり得ない産業廃棄物の処理施設だというお話をされました。それはどういったことですかというふうにお聞きしましたところ、まず第一、高さが80メートルの最終処分場であると。通常だったら、10メー

ターから15メートルだそうです。それが80メートルの高さになるような産業廃棄物は、まず考えられない。

それと、あと40年から60年の期間を置いて、その最終処分場を造るという計画を出して、星山さんのほうから出してありますけれども、これも通常だったら10年から15年という期間である。あんまりアバウト過ぎるんですよ。40年から60年、20年も下がると。その20年で、普通だったら10年から15年の期間ということで計画するというをおっしゃってありました。

もう一つは、その土地自体が下から湧水がわいているんですよ。これも絶対あり得ないと。湧水がわくような土地に作っちゃいかんと。

もう一つおっしゃったのが、これは五ヶ瀬の源流である。五ヶ瀬川の源流にそういう産業廃棄物の最終処分場、これは未来永劫、そこに残るんですよ。私たちは死んでいいかもしれんけれども、子供も孫の代までずっと、その負の遺産が残ってくるんですよ。大人たちはどういうことをしてくれたい。これは言われても仕方がない。

だから、今これを認めちゃいかんのじゃないかなと私は思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 埋立期間が10年とか20年とか、その分については、私もどうこう言う立場ではありませんが、未来永劫にという部分についても、先ほど大学の先生の話についても、いろんな個々の意見があるという思いであります。

今現実に、私自身、賛成も反対も言っておりませんので、どうかこうかと言われるのは心外であります。今後、環境アセスに対する山都町としての意見を具申をしたり、いろんな会議がまだ4年ぐらいかかるという話でございますので、その間にいろんな山都町としての意見を述べながら、設置が適正かどうか、これは最終的には熊本県の許認可だという思いであります。地元自治体の長として、そのような形の中で進めてまいりますので、今言われるように、反対か賛成かを言われるような今筋合いじゃないと、時期じゃないという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今の段階では、もちろん賛成か反対かは、町のトップとして言える立場でないというのは十分分かります。山都町には環境条例というのがありませんけれども、環境審議会条例というのがありますけれども、これはどういった活動をされているのか、担当課長のほうから説明願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。山都町環境審議会については任期が2年で、本年から2年間の任期で委任にしております。委員の内訳は約10名以内で、学識経験者、町内各種団体の代表する者、その他、町長が必要と認めたものでお願いしております。

内容については、環境基本法に基づいて、町内で合議制の組織を置くことができるということで、主な内容については、町内区域における環境保全に関しての基本的事項を調査、審議するための組織となっております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 国の法律の中に環境基本法というのがあります。これの第44条に基づいて、これは決められていると思いますけれども、今までどういった活動をされていきましたか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。新型コロナウイルスの影響で、ここ2年ほどは招集しての活動はありませんが、主に町内のごみの状況とか、30年に関してはごみ袋の有料化に対する協議を行っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今度の最終処分場においてですけれども、まさに環境審議会で審議すべき事柄だと思いますけれども、環境課長、どうお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず、最終処分場に関してですが、昭和45年制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法に基づき、県への設置許可申請が必要であり、その中で、住民、関係市町村は、生活環境保全上の見地から意見を述べることもなっております。

さらに、その法律の中の環境影響評価について、平成9年に国は環境影響評価法を制定し、それに基づき、熊本県も平成13年に熊本県環境影響評価条例を制定しております。その中で、このような新設の最終処分場については、全て熊本県環境影響評価条例の対象であり、現在もその第一段階である配慮書の縦覧の手続が進められております。

環境アセスメントの中で、町内の住民からの意見、この後、方法書、実施準備書、評価段階となりますが、直接住民の方が意見を述べる場がありますし、環境審議会に関しては一部の町民の方から代表者を入れておりますので、それよりも直接、環境評価アセスメント法に意見を述べられるほうが有効かと考えております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 環境審議会というのは、そういったことをやるだけじゃないと思うんですよね。これは環境省から、生物の多様性の観点から重要度の高い湿地というところの項目があるんですよ。

○議長（藤澤和生君） 2番議員。

これ、ただいまの発言は質疑の範囲を超えておると思います。この内容からすると。

○2番（坂本幸誠君） 何の範囲ですか。

○議長（藤澤和生君） 一般通告をしとる範囲内じゃないというようなことを私は思いましたものですから……。

○2番（坂本幸誠君） いやいや、議長、私は、今度の環境審議会条例の中の一貫した質問ですよ、これは。私がおの審議会で審議してほしいという内容を言っているんですよ。それはちょっと違うんじゃないですか。進めてもらっていいですか。

○議長（藤澤和生君） 私は今、質疑の範囲を超えていますと申し上げました。

○2番（坂本幸誠君） この観点から、湿地帯というのがありますけれども、五ヶ瀬川に、選定理由の中に、ベッコウサンショウウオとか、プチサンショウウオの生態というのがあるんですよ。この審議会、環境の審議会ですから、地元の審議会で調べる必要があると思いますけれども。これが議会の私の発言の中と一致しないと私は到底思いませんが、議長、一致してないですか。

○議長（藤澤和生君） 通告と考えるなら、その辺のことはちょっと……。

○2番（坂本幸誠君） 関連があるでしょう、これは。

○議長（藤澤和生君） 離脱というような感じで私は取っております。

○2番（坂本幸誠君） そうかいな。私はそう思いませんが、まあ、いいです。これは関係がないと思われるのであれば、答えなくても構いません。

じゃあ、次に行きます。

SDGs 未来都市、有機農業の町、山都町として最終処分場を受け入れたときのメリットを町長、お聞かせ願います。

○議長（藤澤和生君） 2番議員、これ先ほど、町長が言われたように、イエスカノーかも言っていない状況で、そのメリットというのを聞くとすれば、回答が難しくなるかと思いますが、一応、町長、梅田穰君に振ってみます。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、御質問の件につきまして、まだ何も決定をしておりませんし、今の段階でメリットをどうこうと言うような時期じゃないという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） じゃあ、次の質問ですけれども、デメリットはどんなことをお考えでしょうかというふうで、これは通告書を出していますけれども、今の時点で考えられることを町長、お聞かせ願います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど申し上げましたように、メリットもデメリットも、今の段階でどうのこうの判断して、今日この場で言うような時期じゃないという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 分かりました。

じゃあ、次に行きますけれども、私が心配しているのは風評被害なんですよ。今、山都町は有機農業の町、SDGs 未来都市というふうでまちづくりをしていく。これは町長も最初から言っているんですけども、この風評被害が出たとき、このときは責任を取れますか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず前提条件として、これは民間企業が県のほうに申請していることなんですけども、風評被害が出ないような対策をしてもらうことが一番大事なので、計画をしている企業に、過去に先進事例があると思いますので、十分に参考にして、説明や対応をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

れに向けた取組をしております。

そうした中で、今回の管理型最終処分場の建設の話が出てきたところでございますが、これにつきましても、先ほど言いますように、賛成反対は別にして、今の世の中、我々一人一人がごみを出さない、少なくする。そういう生活をするのは非常に大事なことだという思いでおりますが。しかしながら、最終的には、我々一人一人の焼却場で焼却できない部分、いろんな部分が出てくるのも事実でありますし、それが県下各地、日本全国にあるというのも事実であります。それを何でわざわざ山都町の一番外れに持ってくるかという懸念は私にも十分あります。

私も、今までいろんな迷惑施設等々についても、個人的に意見をいっぱい持っておりますが、今回の施設にも何も来てくださいという部分ではありませんが、最終的には、熊本県の、また、日本全国のどこかに造らなん施設であるのも、十分皆さんも承知の上だという思いでおります。

その中で、今回建設予定されとる会社につきましても、今、計画の案が出ておるところでございますが、今ありますように、環境アセスメント等、いろんな手続を経ながらしていくというようなことであります。

また、その手続の中に、我々町の意見も、町民の皆さんの意見も、いろんな意見も包括した中で、最終的には熊本県が決定をするという思いでおります。私も資料を見ておりますが、ありますように、自然の豊かな生物等々の数も全て網羅してあります。それがあそこに全てあるかないかは私も分かりませんが、そういうまちづくりをするのは基本の基本であります。

しかしながら、今回の建設の是非については、町民の皆さんはもとより、いろんな環境アセス、先ほどから言いますように、そういう部分を踏まえた中で決定をされるものと、また、そして、汚水、汚染等々がないような形の計画でございますので、されておるものと思いながら、今回の事業につきましては、また、皆さんの意見を聞きながら、町民の皆さんに聞きながら、対処してまいりたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いや、内心はそういうお気持ちがあるということで、私は本当安心しました。本当、今言われたとおり、このごみ問題というのは、私もごみを出しているから、ある議員から言われた。あんたもごみ出しよっどばいって。ここに造れっていうとば反対ですとはおかしかりって。じゃないんですよ。山都町のごみじゃないでしょう。熊本県いっぱい、もしかすると、九州いっぱいのごみをあそこに捨てるとじゃなかろうかと思うような大規模な最終処分場なんですよ。

それで、この前、9月11日、延岡で学習会があったんですよ。こういった学習会がですね。下の人たちは、熊本のごみで何で私たちが被害を受けなにかって。被害を受けるような環境に持ってこんでくれって。熊本県は熊本県で処理してくれ。これは当たり前なんですよ。これは熊本県のほうに、この地元山都町としてやっぱり言っていかなといかんことじゃないかと。やっぱり宮崎県のほうに、ごみの何か被害があるようなことをしちやいかんって。熊本はもう、それをやっぱり山都町の町長として、頭首としてこれは一言言っとってもらべきじゃないだろうかと考えております。

ここで、今やっと新規就農者が県外から有機農業するために、山都町に移住してきておられます。これはどう思われますかというふうに町長に聞きたいんですけども、これは先ほどおっしゃいましたので、返答、返事をもらうんじゃないかなとですね。今日の朝、私に連絡がありました。これはもう皆さん御存じかと思えますけれども、中島のほうで、一生懸命自分たちで有機農業の学校を造り、移住してきた人から、名前を申し上げるわけにはいきませんが、坂本さん、これだけは言ってくださいと。もう切な思いで、昨日私はそこに出向いて話を聞こうと思いましたが、それこそ有機農業の会議で不在でした。今日の朝、LINEが来ましたので、これを読み上げますけれども、議長よろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 読み上げてください。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。昨日は不在ですいませんでした。移住者としての意見です。有機農業を推進している町なら、安心して子育てし、暮らせることができ、何より、水が生まれる山、自然を次の未来へ継承していくことができるすてきな町と思い、移住してきました。

特に、先輩、有機農家さんの水の生まれる山都町から、山から海へ一滴も汚れた水は流したくないというメッセージ、山都町のSDGs PR動画にもあります。このことが、ガツンと心に響き、この場所で有機農業で生きていく意味があると強く思い、有機農業をしています。時間をかけて築き上げてきたこの町の誇れる歴史は、最終処分場を受け入れることで終わると思います。正直、この町に有機農業を軸としたまちづくり、共感して移住する方は減ることでしょう。日本一有機農業者が多い町が、何をやっているのか。山都町は全国の先頭に立ってSDGsをうたい、形にし、未来につなげていくべきだと思います。最終処分場ができることは、私は絶対反対です。水の生まれる山都町で有機農業をしていく意味すらなくなるのではないのでしょうか。切な願いだと思います。

これを受け入れて、私たち議員さんたちも、やっぱ話し合いを持って、本当にこの町に必要な施設なんだろうかということをやっぱ考えるべきじゃないだろうかと思っております。これは山都町町民が環境にもうちょっと考えを発展させていって、一般ごみについては自治体で処理するようになっております。これを今5か町村のほうに持っていきますけれども、やっぱり自分たちで処理をするというような考えを持って、ごみを減らして、SDGs未来都市に向けたまちづくりをしていくべきだろうと思います。

そして、最終処分場は自分たちのごみは処理していますと。よそのごみは持ってこんでくださいと。高千穂、延岡まで迷惑のかかるような施設はうちには持ってこんでくれというようなことを、町長として言っていたきたいと思っております。

今、どんどん反対運動というのは、山都町以外で下の下流の人からどんどんフェイスブックあたりで声が上がってきて、これもう抑えが効かないような状態に今なっておりますけれども、今、やっぱ山都町も反対をするというようなことを言っとったほうが、これができるでもでけんでも、あとのまちづくりについてもいいんじゃないかと私思っておりますので、一応私が最終処分に思うことは言いましたので、これでこのことは終わらせていただきたいと思っております。

次に、移ります。この前、問題にありました前副町長の懲戒免職処分、これについて、第三者、パワーハラに値すると決定を受けて、懲戒免職の決定をした経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。町は令和4年8月24日に、第三者調査委員会から町長に対して、調査の結果、パワーハラスメントに該当する認定の報告を受けました。第三者調査委員会の認定を受けて、町では処分についての手続を行いました。

処分の経緯について説明いたします。

一般職の懲戒処分につきましては、地方公務員法、及び山都町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に基づく、山都町職員の懲戒処分の基準に関する指針に基づいて処分が行われますが、今回、地方自治法第154条の規定に基づき、処分すると決定し、副町長を含む特別職においては、地方公務員法の適用を受けないことから、地方自治法施行規程第12条の規定に基づき、処分を行いました。

今回の第三者委員会の認定は、地方自治法施行規程第12条第1項第1号に規定する職務上の義務に違反し、かつ同項第2号の公職上の信用を失うべき行為があったときに該当するものであります。

また、同条第2項において、懲戒の処分は免職、500円以下の過怠金及び譴責とすると規定してあります。過怠金とは、義務違反行為に対して課せられる金銭罰です。譴責とは、一般職における戒告と類似する処分に相当するものです。

このことから、特別職の処分については、山都町職員の懲戒処分の基準に関する指針で規定する同事案の処分内容に照らし合わせて判断するために、山都町職員懲戒等審査委員会を令和4年8月25日に開催いたしました。

山都町職員の懲戒処分の基準に関する指針において、懲戒処分の量定基準では、パワーハラスメントについて2項目設けており、今回の事案では、職員が鬱病の精神的疾患に罹患したことから、相手が強度の心的ストレスの重責による精神的疾患に罹患したときに該当すると判断し、量定を停職に該当すると判断しました。

このことを地方自治法施行規程第3項の、先ほど申し上げました3項目と照らし合わせ、免職相当と議決を行い、町長に答申をしたものでございます。

以上のことから、町長の決裁を受けて、令和4年8月26日付で免職処分の辞令を発出いたしました。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 分かりました。第三者委員会、これを作るといというのは、町会議員に何の報告もなかったんですけども、これは先ほど、この前の会議のときに提案したんですけども、第三者委員会をつくるまでの対策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 今回の事案につきましては、本町職員が鬱病の精神疾患に罹患したことを重く受け止め、職員のプライバシー保護の観点から、本人を特定する具体的な説明は控

えさせていただきますので、御理解くださいますよう、あらかじめお断り申し上げます。

主査級の男性職員が、令和3年7月28日から鬱病を理由とする傷病休暇を取得いたしました。同職員は、令和3年12月21日に、上司に当たる所属課長及び係長あてに、令和元年7月頃から令和3年7月頃までの間、副町長からパワーハラスメントを受けていたこと、及び、今後、同様のハラスメント事案が発生しないよう再発防止策を講じてほしいとの手紙を郵送にて発出し、町は翌日、これを受領いたしました。

町は直ちに事実確認の手法など、対応について検討を行い、2月7日に第三者調査委員会を設置して、本事案について調査を行う方針を決定いたしました。委員の選任につきましては、熊本大学法学部、熊本県弁護士会、熊本県社会保険労務士会、熊本県臨床心理士公認心理師協会、それぞれに依頼を行い、4名の推薦によって構成いたしました。

町は、令和4年3月30日に第三者調査委員会を設置し、本町特別職職員の一般職員に対するハラスメントの疑いに関する事案について、調査を依頼したところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これのパワハラが令和元年からあっていると報告がありましたけれども、当時の総務課長は部下に対してどのような対策をされましたか。

○議長（藤澤和生君） 会計課長、荒木敏久君。

○会計管理者（荒木敏久君） お答えいたします。人事担当者より、職員からパワーハラスメントを訴える文書が提出されるというのを報告を受けたところでございます。

まずは、職員の働きやすい職場環境づくりを担当する課長として、メンタルヘルスやハラスメント防止、また、相談体制の在り方につきまして、自問自答しながら、まずは職員の訴えの対応について早急に取りかかるように、担当者に指示をしたというところでございます。

今回の事案につきましては、管理職として、日頃からどのような点で職員への配慮が足りなかったのか。また、ハラスメントを防止する環境づくりの再構築や、上司としての姿勢が問われるものとなったというふうに思います。

管理職の一人としましても、今後も、部下職員が働きやすい職場づくり、また、相談しやすい雰囲気づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。これ載っていないから答えられないとおっしゃるかもしれませんが、一番大事なことです。ちょっと聞きたいと思います。今後の対策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 今回の事案につきましては、町といたしましても深刻に受け止めております。第三者調査委員会においても、再発防止に関して、職員アンケート、相談窓口の職員への周知の徹底、研修制度の充実と受講の推進の提言を行っておりますが、今回の発生した事案につきまして、町といたしましても、当時の対応が適切であったのか等を含め、検証を行い、

の感染防止を講じながら、例年より縮小した開催にはなりましたが、3年ぶりに開催をされまして、一つの契機づくりになったのではないかと思います。

祭りの終了と同時に心配されましたコロナの感染が異常に拡大をいたしまして、今月に入り、既に200人を超える感染者数となりました。感染された方が無症状ということで、安易な行動を取られるケースも多く、やはり感染予防対策として、一人一人が注意を払っていただくことが重要でございます。改めて、手洗い、マスクの着用、3密の回避など、感染防止対策の徹底について、御協力をお願いしたいと思います。

さて、ただいま上益城消防本部では、矢部にあります山都消防署と蘇陽にあります蘇陽出張所が建築後40年以上経過し、老朽化していることと、特に山都消防署におきましては、現在地が急傾斜地崩壊危険区域として設定をされていることなどで、建て替えの検討が始まりました。今二つある消防署を一つにまとめる統合案と、これまでどおり、二つの消防署を機能させる分割案について、それぞれのメリット、デメリット、また、現場職員の意見を聴取するなど、これまで3回の建設検討委員会が開催をされました。学識経験者として、熊本県立大学の教授を委員長に、構成町の4町の消防組合議会議員8名、地元住民代表として、議会から、そして、商工会から、そして、区長会から、それぞれ1名、医療機関代表として、蘇陽病院の院長先生、上益城消防本部消防長の合計14名が検討委員会のメンバーとして検討が重ねられております。本年中には検討の方向性が出され、消防本部へ報告される予定でございます。なかなか住民の皆様にはお伝えする機会がございませんので、この一般質問を機会にお知らせをさせていただきます。

では、引き続き一般質問を発言台より続けます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今回は3点質問を用意いたしました。

まず、1番目に、シニアクラブについてでございます。

シニアクラブと申しますと、耳新しい言葉と思われましてしょうが、山都町においては、今年度から老人クラブがシニアクラブと名称を変更されました。全国的な組織はこれまでと変わらず、老人クラブでございます。

全国老人クラブ連合会の資料によりますと、平成10年をピークに、クラブ数、会員数共に減少に転じており、近年も同様の傾向が続いております。会員減少のもっとも大きな原因は新規会員の加入率の低さであります。その結果、クラブの組織自体が高齢化し、クラブの運営がスムーズに進まず、継続が危ぶまれています。

そこで、お尋ねをいたします。山都町の合併時から現在までのシニアクラブの推移について、会員数、クラブ数を含めてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。合併後の平成18年度、会員数が4,560人、クラブ数61ございました。その後は、間を置いて報告申し上げます。平成25年度、会員数4,482人、クラブ数61、平成30年度、会員数4,140人、クラブ数53、今年度、令和4年度当初では、会員数3,610人、クラブ数51で推移いたしております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ありがとうございます。平成18年当初が61ありましたシニアクラブの数が、今ちょうど10単位クラブ減りまして、51クラブということで認識をいたしました。会員数においては500人程度かなと思いますけれども、シニアクラブの、次に現状と課題について伺いをいたしますが、高齢化率は山都町は熊本県トップでございます。高齢世帯が多い中、本来であれば、会員数が増えるところでございますが、働く高齢者が増えていることや若い人が加入しないことから、会員数も減り、クラブの解散もあると聞きます。解散防止と解散された地区の新規クラブの立ち上げについて、何かお考えがありますならば、方策など教えていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。老人クラブの加入率は、本町だけでなく、全国的に低下傾向にあります。社会情勢の変化、余暇を活用した趣味等の多様化、働く高齢者の増加等により、加入者の減少が見られます。

本町の老人クラブも会員減少に憂慮されており、本年度からシニアクラブと名称を変更し、呼び名に対する抵抗感をするように取り組んでおられます。役員の成り手不足により解散されるクラブもありますが、解散したクラブに所属した方が近隣のクラブから勧誘され、継続して参加されている事例も町内ではあります。近隣での相互協力という手段も、町として促していければと考えております。

新規立ち上げについては、現実的に難しいと思われれます。高齢者の方が少人数で、地域の公民館等で自主的に集まれるサロンなどの立ち上げは比較的容易にできますので、その活動支援を行っている社会福祉協議会と協力しながら、高齢者の社会参加のサポートは可能であると考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） まさしく、今、課長がおっしゃったように、解散されたところは、何かしら集まりがないということで、サロン活動が少人数で始まっておりまして、それが定着するとますますいいかなと思っておりますので、どうぞ御支援をお願いしたいと思います。

役員の成り手がなく、仕方なく役員をされておられる会員さんもおられます。また、特に蘇陽地区では、毎月開催されておりますそよ風学級も、以前は役員さん方が車で乗り合わせて行っておられました。しかし、役員さんも高齢化ということで、事故等の心配もあり、乗せていきたいけども、乗せていけない。それから、参加される方も、今までは交通手段があったけども、参加したくても、参加できないといったことも生じております。

そのために、どうにかならないかということで、ふれあいバスの運行をお願いしてもらえないでしょうかという会員さんの御意見もございますので、この場をお借りして、お伝えをしたいと思います。

小さい単位でのクラブでは、役員の問題も含めて運営が厳しいので、自治振興区といった大きなくくりでシニアクラブを担ってもらえないかという要望もございます。町として、どのように

お考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。本町の自治振興区の役割の一つに、各種団体の連絡調整と協力体制の支援があります。

シニアクラブは、基本的に会員による自主的な運営をされております。28自治振興区の中では、既にシニアクラブを自治振興区の組織の構成団体として位置づけられている振興区もあります。

自治振興区の役員、シニアクラブの方々と話し合いを進めていただきながら、それぞれの地域の実情に応じた協力体制を整えていただければと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これは年々減少していくばかりでございますので、そのための自治振興区という役割もあると思いますので、総括的に、今課長が申されましたように、自治振興区の役員さん方とも話し合いを持たれて、少なくともこの課題を解決していただきますように、御指導をお願いしたいと思います。

老人クラブ、全国的な組織は老人クラブですが、老人クラブの目的の一つに、生きがいと健康づくりがございます。老人福祉法の13条では、地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション、その他広く老人が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施するよう努めなければならないとあります。ほとんどがクラブを通して事業をするか、クラブ単位での取組を町として、また、社会福祉協議会としては推奨をされております。解散した地域は、こんな事業の恩恵は受けないこととなります。

ことから、町はシニアクラブの存在意識をどう考えておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。本町のシニアクラブは、今年度、三つの重点事項を定めて活動を進められております。

その中で、健康と生きがいづくりについては、グラウンドゴルフ等のスポーツ活動、エゴマ栽培、家庭菜園の庭先集荷、いきいき100歳体操、カラオケ、詩吟など、様々な活動に取り組んでおられます。また、毎年11月に、お達者作品展として、会員の特技、趣味、生きがいの発表を文化の森で行われています。

先ほど申し上げましたとおり、解散したクラブに所属した方が近隣のクラブから勧誘され、継続して参加されている事例もありますので、一つのクラブが解散したからそれで終わりというわけではなく、できるだけ多くの方がシニアクラブ参加による健康、生きがいを手に入れることができるよう、役員の方々と課題を共有しながら、各クラブの状況に応じた支援に取り組んでいきたいと思っております。

シニアクラブ、全国的には老人クラブですけれども、多くの会員とリーダーの手で支えられ、継承されてきました。クラブ活動を通して、お互いの健康増進や予防対策に関心を高めることができ、共にレクリエーションやスポーツを楽しむ中で、仲間づくりをし、孤立することなく、地域で支え合う基盤を作り上げてこられました。その取組が高齢化率が高い本町であっても、元気

な高齢者が多い一つの要因ではないかと考えられます。

活動の周知や理解を図る取組にも積極的に取り組まれておられますので、今後も活動の支援や幸齢者はびねすポイント等の事業を推進し、多くの高齢者の生きがいと健康づくりを継続していきけるよう支援していきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） クラブが解散された地域の方から、私がお話を、おたくの地域は老人クラブ解散されたそうですねと言いましたら、それは知りませんでしたって、会員さんが御存じない地区がありました。それは今年解散された地区でございましたが、今、課長が申されたように、個人的にはびねすポイント事業なんかをそういうところには積極的に周知をしていたら、何かしら生きがいを持った生活ができるように、御指導いただきたいと思っております。

先ほど申されましたように、61あったのが51に減ったということは、10のクラブが解散されたわけですから、その地域の方が、ほとんどの方がどこにも所属しておられないということですので、1人も漏れないように、そういうことは周知しながら、1人でも取り組める事業、今、一つ例に挙げましたはびねすポイント事業ですね。こういうのを積極的に周知を図っていただきたいと思っております。

では、シニアクラブの質問はこれで終わります。

2番目に、山都経営塾の方針と現状についてお伺いをいたします。

最初のスタートは、食農観光塾から始まったと思っておりますが、最近スタイルを変えてこられました。

そこで、本年度の山都経営塾の方針と事業内容について、事業委託先、委託内容も含めて、説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。山都経営塾は、平成27年度に食農観光塾としてスタートし、令和元年度から山都経営塾として、トータル7年にわたり、様々な地方創生交付金を活用しながら実施した人材育成事業です。

事業の効果検証につきましては、毎年度の実績を基に、成果や課題を検証し、次年度以降の事業計画に反映させてきましたが、昨年、令和3年度は、地方創生交付金事業の最終年度でもあったことから、改めて7年間の振り返りを行っております。

その結果、延べの塾生は112名となっており、その中で新たに起業したり、これまでの経営を強化した方、有機農業をはじめとする農業経営者、後継者として活躍されている方、この塾での学びや人脈をそれぞれがその後の地域活動、経済活動等に生かしておられる方など、町内各所で様々に活躍されており、目的とする人材育成については十分な成果があったものと考えております。

一方、各年度、座学、議論中心にとどまり、事業提案はしたものの、具体的な行動に移せなかった事例も多くあり、これは課題となっております。

このような結果を踏まえ、今年度は、実際に事業を実行実践する人、また、その事業を支援、サポートする人々を募り、実践者を増やす取組に事業内容を変更し実施することとし、準備を進めております。

今月配付を予定しております広報にて募集のチラシも全戸配布を予定しておりますので、ぜひそちらで御確認ください。委託先につきましては九州全域で、人材育成事業、また、地方創生事業などの実績をお持ちの九州地域間連携推進機構株式会社となっております。こちらは本社は鹿児島となりますが、宮崎県、福岡県にも拠点をお持ちです。

また、この人材育成事業につきましては、山都町総合計画において重点施策にも位置づけられておりますので、毎年度、事業の効果検証をしながら、必要に応じて事業内容を見直しながら、今後も実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 詳しい説明ありがとうございました。昨年度で、これまでの人材育成事業の補助金事業が最終年度だったということで、昨年が一つの締めくくりの年であったかと思いますが、目的である人材育成事業というのは変わらないと思います。

それで、昨年と委託先は同じなのか。今お聞きすると、今年初めてとおっしゃいましたので、委託先は違うと思いますが、では、その事業の内容についてですね。どういった感じの中身が違うのか。目的は人材育成事業なんですけど、内容の違いがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。昨年度までは主に座学を中心としておりましたが、今年度は既に何かしら事業をやりたいと思っておられる方をプロジェクトオーナーとして募集いたします。

具体的なアイデアはないけれども、山都町で何かしらやってみたいという方々も、そういったプロジェクトオーナーの活動にサポーターという形で協力していただくことで、山都町全体に新たな事業を生み出す仕組みづくりにつながればと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） オーナーを募集しておりますということですので、まだスタートしたんではなくて、その準備ということであれば、いつからどのようにスタートされるおつもりでしょうか。もう9月ですからね。半月終わったような感じがしますので、そこら付近も説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。まず、今年度、事業委託者が変更になったこともございますので、まず前半は町内をめぐっていただいて、町内でどのような活動が起きているのか、どのような方々が活躍されているのかということを実際に見ていただいております。

募集につきましては、今月発送いたします広報でチラシをお配りいたしますが、10月末までを募集期間としており、11月以降にプロジェクトの発表会を予定しております。それを基に、サポーター等も集まっていたきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 10月までに発表会を予定している。とても間に合わないじゃないかなと、1か月もありませんし、オーナーも今から募集しますということであれば、ちょっと無理があるかなと思いますが、何につけても、何の事業をするのかということで、今、7年間の振替をしたということですが、PDCAサイクルをどう回していくのかがポイントとなると思います。Pはプラン、計画、DがD oの実行、CがC h e c kの評価、そしてAがA c t i o nの改善でございます。

PDCAサイクルを回す場合、まずは目標や目的を設定して、アクションプランを立案します。そして、設定した目標や目的が達成できているか。プランどおりに実行できているか検証をいたします。達成できた場合も、計画どおり進まなかった場合でも、要因を分析する必要がございます。そして、明らかになった要因を基に、今後の改善策を検討して、改めて目的の設定やアクションプランの立案を行います。このように、PDCAサイクルを回し続けるのがPDCAサイクルです。

そこで、もう去年で一区切りされたということですが、でしたら、今年からが最初ということであれば、このPDCAをどういうふうに戻していけるのかというのがちょっと疑問に感じました。

目的は人材育成事業でございますが、これまでとは中身の方向性も変わりますし、この評価あたりがミスマッチになるところもあるんじゃないかと思いますが、今の時点で、これまでの事業とこれから出発する事業との関わりの中で、何か課長として御意見があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。今回募集いたしますプロジェクトオーナーにつきましては、これまで塾生として関わってこられた方が考えておられて、実行に移せなかった事業等についても対象としておりますので、ぜひ塾生の期間中に思いを持たれたまま、一旦中断なさっている方々なども、この機会に応募いただいて、具現化していただきますよう、お願いしたいと思います。そのような形で、人材育成につながるものと考えております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これまで、達成できなかった人も救いの場面があるということで、また、それがどのくらいの方が手を挙げられるのかというのは疑問ですが、もう一度挑戦しようというチャンスを与えられたことは大事なことかなと、今お聞きして思いました。

しかしながら、この人材育成を今年からスタートなんですけど、じゃあ、これをいつまで続けられるのかという計画はございますか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。やはり事業を回していく上でも、単年度で結果が出るものはなかなか厳しいかと思っておりますので、今年度の状況を確認いたしながら、3年程度は必要かと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 3年程度を目標に、事業の取組期間を計画をしているということでございます。これまでも、いろいろこの経営塾のことを私も外から見たり参加をして、一般の方の講演の紹介もあつたりしましたので関わってきましたが、中にはとうとう最後の発表の段階までできなかったという方も確かに見えました。

なので、それを見て、ああこれはもう人材育成もここまで、もうちょっと無理があるんじゃないかなとそのとき思いました。今年度から新しい事業を立てるということでございますが、これまでのことから、私の考えとしては実績を見て、どこかで見切りをつけるのも大事なことはないかなと思います。

少ない職員で、仕事量だけ増えていくなれば、負担も多くなりますし、町のカラーも時代の変遷により変えていく必要もあろうかと思えます。

例えば今、山都町で取り組むべきSDGsについて、町民も職員も一体となって、山都町のあるべき姿を検討する。そんな時期ではないかと思いましたので、この山都経営塾もこのSDGsに関連しての経営塾でもよいのではなかったという思いで質問をいたしました。

何かこのことについて、町長、コメントがあればお願いします。今、一生懸命推進するということに来ておりますので、人材育成も必要ですが、こちらを一生懸命みんなで、住民と職員と一体となって取り組んでもよかったのじゃないかなと思いましたので、何か思いがありましたら、お聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今回の山都塾につきまして、先ほど課長のほうから説明をいたしました。少し発足の時期が遅れておるのはもう事実であります。

これにつきましては、私のほうから、今回新しい方をお願いをするというようなことでありましたので、ぜひ山都町をくまなく見ていただいて、問題点であったり、いい点であったり、いろんなことを知った中で、人材育成の事業に取り組んでほしいというようなことをお願いしましたので、少し遅れとるのも事実であります。

そうした中で、さっきの10月のプロジェクト発表というのは、今までしている部分を発表じゃないかなという思いしております。今、現実に仕事をしておられる方ということですので、そうじゃないかなという思いしております。

ありますように、御質問は今回のこの山都経営塾をSDGsに特化したような形がいいんじゃないかというようなことで、そのとおりだという思いしております。SDGsにつきましては、担当部署だけでなく、今、課長会の中でも言うておりますが、全ての職員が、そして全ての町民の

人たちが参加できるようなSDGsの取組のやり方という思いで言っておりますので、今回、そういう部分も入るかなという思いでおりますが、そのような形で、3年間と、課長のほうが続けたいというようなことをございますので、その間にそのような提案等も入れながら開校し、塾の経営をしていきたいなという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 最後に、町長にSDGsのことも含めた人材育成につながっていくようにというお言葉をいただきましたので、それを期待を申し上げたいと思います。

それでは、3番目、最後の質問に入ります。

管理型最終処分場及び中間処理場計画についてお尋ねをいたします。

まず、1点目、熊本県環境影響評価条例の規定に基づき、計画段階環境配慮書の縦覧が始まりました。そして、意見の募集も同時にスタートしております。熊本県知事は期間を指定して、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を山都町長に求められることになっております。

熊本県環境影響評価条例の目的は、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされていることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することとあります。

そこで、配慮書に対する意見の求めがあっているのか。あつていれば、この回答の期限はいつなのかをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。県より8月22日付で照会があつており、10月7日を期限として回答が求められております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 10月7日を期限とした回答の期限、までに回答するという事で了解をいたしました。

意見を述べるには、まずは現地の踏査が必要と思われませんが、現地を踏査されましたのか。踏査されていれば、踏査後の感想をお伺いしたいと思っております。計画地は水資源が豊富で、森林経営計画区域内でもあります。そのことも含めての言葉をいただきたいと思っております。課長、それから、町長の御意見を賜りたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。現場については、地元住民の方に案内していただいで確認しております。

現在、各課に配慮書を回覧し、意見の募集を行っている段階で、各担当として、必要に応じて現場に赴き確認し、意見が寄せられるものと思っております。それをまとめて提出する予定です。踏査後の個人的な感想につきましては、この場では控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 現地につきましては、地元住民の方々から、そういう買収の話があるというようなお話を伺った後、蘇陽支所の職員と現場に行きましたが、なかなか職員も場所的にも分かりませんでした。やっとな探して、フェンスを張った周りからその状況等を見たというよう

なことで、踏査までは行っておりませんし、また、私が行ったときには、そのような状況下でありませんでしたので、踏査なりは行っておりませんが、現地の場所等につきましては確認をしたところでございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 現地に町長も行かれたということですが、現地の金網が張ってあるところから見られたと思いますが、もう一つ踏み込んで中のほうに行かされると、下の谷のほうの深さやら、この18町のスケールが見えますので、また、そのときの思いは違うかと思っておりますので、ぜひ回答されるまでの間に、また職員共々、もう一度、踏査をされて、見てもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最新の山都町観光パンフレット、山の都はワンダーランドの表紙には、100年後もこのままの風景がここにありますようにとうたっております。

そして、4ページ、5ページでは、豊かな自然環境が紡ぐ生態系は動植物の楽園とあります。また、結びに、ワンダーランドと呼ぶにふさわしい生態系とこの風景を100年後も残したいとあります。まさにこれが配慮書に対する山都町長の意見としての総括ではないかと思っております。

そこで、担当課長と町長に、もう一度このことについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほども述べましたが、現在各課に配慮書を回覧し、意見募集を行っている段階です。その中で、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境の保全の見地からの意見を述べる予定です。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、山都町の今の美しい自然環境を後世に残すのは、我々の責務だという思いでおります。SDGsの理念に基づく全てのものが、そのように通じるんじゃないかなという思いでおるところであります。それを基にしたまちづくりをこのまま進めていきます。

それと、今回の管理型最終処分場等の関係につきましては、先ほど言いましたように、環境アセス等々の問題を含めながら、意見の陳述といたしますか、経営の意見の答申、具申をしたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） このパンフレットにありますように、この文言がぼやらないように、ぜひこれを踏襲していただきたいと思っておりますし、もしこれが駄目でしたら、このパンフレットは破棄してもらわなければならないこととなりますので、ぜひとも、ここに山都町の総体的なことが書いてありますので、ぜひここは皆さん全職員の方がこの関係各課で意見を集約されますときには、もう一度ここをしっかりと熟読をしていただきたいと思っておりますので、重ねてお願いを申し上げます。

令和4年1月31日付で、梅田町長に、東竹原産廃阻止期成会から要望書の提出がございました。内容は、管理型最終処分場及び中間処理場事業計画について、期成会は反対を表明します。そして、今後、このことを東竹原の地権者、近隣住民だけの問題にすることなく、SDGs山都町未

来都市の問題として取り上げられ、御検討いただくことを要望いたしますという内容の要望でございました。

要望書に添付されているこれまでの経緯の中で、令和3年6月頃から星山商店による土地の買収を目的とした地権者説明会が開始されている。そして、令和3年8月頃までに大半の地権者の用地買収が行われておる。そして、翌令和4年1月20日、元地権者の1人から売買説明会と今回、説明会の内容の違いを指摘されたとも明記をされております。処理場の建設は聞いていないということでもございました。

また、令和4年2月14日、期成会から山都町議会議長宛てに請願書が提出をされました。令和4年3月定例会で、厚生常任委員会に付託をされ、厚生常任委員会で審議をされました。請願を審査するに当たっては、いまだ事業者の地元説明会が開かれず、また、県への申請もない現状で、十分な審査材料がないことから、会期中に判断することが難しいと考えた。委員の中には採択を望む意見もあったが、請願者の要望を検討するには、今定例会中にはできることに限りがあったということで、継続審議の報告がございました。

そして、令和4年5月29日、地元説明会が蘇陽支所にて開催をされました。このときは、地権者には説明会には出席しないようにと、会社のほうから止められたそうです。

令和4年6月16日、定例会において、検討を要するためという理由から、厚生常任委員長から継続審査の申出書が提出をされました。

一方、役場ではどうであったかといいますと、先ほど2番議員の質問の中から、令和3年4月29日に、星山商店が計画の説明に来庁されております。そして、また、令和3年6月16日には、星山商店から町長に、社長がじきじき説明におい出ておられます。そして、秋口の令和3年11月16日には、星山商店が関係課担当者との協議が持たれております。

厚生常任委員会報告では、十分な審査材料がないとの判断でございましたが、請願書が出されるまでに3回も役場には会社から訪問がっております。地元には説明がなくとも、役場の執行部には説明がっております。町長はじめ副町長、関係課長は全員議会に出席をしておりますので、この顛末は御存じであります。誰1人、このことについて、議会への行政報告はしないでいいんではないかという発言がなかったのは、とても不思議でございます。執行部と議会との信頼関係がないに等しいと感じました。

こんな大きなプロジェクトを執行部が秘密裏にしてきたこと自体問題でございます。何人かの議員におかれては、会社の説明会もないのに、請願を出して審議するのは、時期尚早と言われました。

しかし、請願書が出された時点では、用地買収は2名の地権者を除いて、済んでいることが明記をされておりますので、これが何より会社が計画していることの証拠であります。時期尚早と発言された根拠が分かりません。

令和3年9月29日に、役場の2の1の会議室において、上益城5町のごみ処理場の建設が民間に移行したということが、県のほうから説明がありました。このとき、東竹原の処分場の話題を聞いておりましたので、私のほうから県庁の職員にお尋ねをいたしました。東竹原に最終処分場

ができる話を聞きましたが、このことは県も御存じですかと。そうすると、その際、返事されるのに少し間がございましたが、困惑した様子で、処分場ができるやに聞いておられますと、話されました。町長も同席されておられましたので、しっかりとこのことは聞かれたと思います。

このとき、梅田町長は何も申されませんでしたでしたが、その3か月前の6月には、星山商店とお会いになって、計画の話が聞かれてたということを本定例会で情報を得まして、それはまたびっくりをいたしました。本当はそこで町長から、はい、実は星山商店の社長から、社長がじきじきおいでをいただいて、こういう計画がありますという話をお伺いしておりますの一言が欲しかったと思います。

宮崎県でも、8月28日に開催された東竹原自治振興区主催の現地見学会に高千穂町からも何人かが参加され、宮崎日日新聞社も取材に来られ、その様子が翌々30日に新聞報道されました。それを受けて、SNS上ではこの話題で炎上しました。そして、翌日31日には宮崎県から高千穂町に来られ、対策が練られたようです。それから、熊本県との情報交換をされ、9月9日には、星山商店が高千穂町長へ概要説明に行かれました。その席には、先ほど2番議員も申されましたが、高千穂町だけではなく、五ヶ瀬川流域の五ヶ瀬町、日之影町、延岡市の行政担当者、それから県の環境部門の職員も同席をされ、総勢24名の出席があったようでございます。このとき、会社からは、流域の住民に不安が広がっていることに対し、配慮が欠けていたと謝罪をされました。

今後、高千穂町では、9月下旬から10月上旬にかけて、住民説明会が開催されるのお話でございしますが、延岡市からも住民説明会の要望が上がっているようでございます。危機感を感じられた宮崎県の対応の素早さに比べ、建設計画市である山都町との対応の差は何なのでしょう。熊本県が認可することだからとよそ事のように思っているのは、東京ドーム4杯分もの面積の森林の伐採は、大雨のたびに、それまであった保水力が失われ、土砂災害が頻繁に起こることは必至であります。また、熊本地震の発生の際は、この東竹原地域は家屋の被害も相当っております。

今後、熊本地震級の地震が発生した場合、施設もろとも壊れないということはそういうことはないと思います。

それで、東竹原の住民と、そして、下流域の暮らしを守るためにも、皆さんでしっかりとこのことは考えようではありませんか。

そして、SDGsの誰1人残さない持続可能でよりよい社会を目指して、皆さんで話し合っていきましょう。

以上、これをお願いして、一般質問を終わりますが、最後に、これまでも何回も、町長に、景観や環境について、条例をきちっとつくってほしいとお願いをしまいいりました。いまだにできておりませんが、規制ができておれば、少しはブレーキになったかとも思いますが、これを機会にぜひ条例をつくる作業に取りかかっていたいただきたいと思いますので、これをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。10番議員、吉川でございます。よろしくお願いいたします。

本日もお忙しい中、傍聴にお越しいただき、本当にありがとうございます。

本当に天候が不順なこの頃ですけれども、9月に入って朝晩は空気がめっきりひんやりとしてまいりました。また、季節の花、彼岸花や萩の花などが道端をいろ取り始めました。

新型コロナの感染状況相変わらずですが、3年ぶりの夏祭りも無事に開催されました。どの祭りも規模縮小ではありましたが、祭りを待つ人々にぎわいを見せました。花火では特にたくさんの方がその美しさと力強さに喜びを感じられたようです。

今月24日に開催される予定の九州脊梁山脈トレイルランも申込みが281名、それを支えるボランティアスタッフが120名と聞いています。今日の脊梁は雲に追われておりますが、当日の好天を成功を願っております。

また、清和文楽では、11月にお披露目をするONE PIECEとのコラボ作品の稽古が熱を帯びています。今までにない演出です。人形と人間、浄瑠璃とダンスなど、次々に繰り出す新しい試みが新鮮です。今回募集した市民浄瑠璃隊の参加者や、地元の小中学生、矢部校生の参加もあり、このような大きな作品と出会ったことは、今後の清和文楽のみならず、山都町の発展に寄与するものと期待をしております。

本日は朝から環境問題に関心の高い質問が続いております。この山都町が持続可能な暮らしの最先端となるために、最終処分場の問題は全町的に議論をしなければならないと思っています。私も山都町の自然環境を考えるための質問を含みながら、今日は質問させていただきます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） それでは、最初の質問です。これは6月定例会で行った学校の女子トイレ個室への生理用品の配置について、お伺いしたいと思います。

前回、担当課長の答弁では、学校と相談をしながら進めたいというふうにあったと記憶をしていますが、その後の進展はどうでしょうか。いかがなっているかお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えいたします。6月定例会において一般質問をお受けいたしました。それまでの検討を重ねて、改めて7月に、小・中学校長を参集しての校長会議において、校内の保健室外への生理用品常備に向けた検討をお願いしたところです。

現時点において、検討結果はまだいただいておりませんが、実際の設置に際しましては、設置場所、維持管理の方法、各学校での現状の検討結果を踏まえた上での判断となりますけれども、

方針として思案しておりますのは、まず試行的に、保健室以外の少なくとも1か所に設置をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 若干の進展ということでありありがとうございます。世の中を新聞等々見ても、この問題については、前回もちょっと御紹介をしたかと思いますが、全国的にも、また、最近では海外の例でございますが、イギリスのスコットランドで生理用品を必要とする人全てに無償で提供することを法制化いたしました。大変衝撃的であり、また刺激的なことだったというふうに思っています。

熊本県下でも、それぞれの自治体で検討がされています。先日、熊本女性議員の会という有志の会があるんですが、そこからも、県の白石教育長へ要望書を提出されております。教育長はその折のマスコミのインタビューに答えられて、まずは県立の小中学校や高校へ設置をします。県が率先して進めることで、各自治体にも周知をしていきたいというふうに述べられました。

今後も、学校という場所が児童生徒にとって安心安全な場所であることを目指していただきたいというふうに期待をしています。

また、先ほど、試行的にというふうなお話がありましたが、本当にこの件については、いろいろお調べになるといいと思うんですが、近いところでは、やっぱり佐賀県あたりで、先進的にやはり県議会議員の方が全ての女子小中高校生にアンケートを取られた結果等もあります。そういったものもお調べになり、うちで試行的にやるということの事前調査に、他のそういった取組も取り入れられて、また、校長会あたりで提案をしていただければというふうに思います。

ぜひこのことは、本当に女性が当たり前のこととして、体のこととして、ずっと抱えてきた問題をここで本当に皆さんの共有の課題として、また、本当に安心した学校生活または社会生活を送っていただけるようにというふうな思いがございますので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

さて、同時に6月定例会では、公共トイレの環境整備についても伺っております。担当課長は、その後、調査をするようなことをおっしゃっていたように記憶しているんですが、進行状況はいかがでしょうか、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。第2回定例会で一般質問がありました公共施設の男子トイレにサンタリーボックスを設置することについて、設置状況をお答えいたします。

町では、7月に設置状況の調査を行い、5施設での設置ということでございましたが、今回、改めて調査をいたしましたところ、役場本庁舎を含む38施設に設置されているところでございます。現在もほかの施設につきましても、設置するところで準備を進めているという状況でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 大変前向きな回答をいただき、ありがとうございました。38施設、ま

ずは公共トイレ、そしてやっぱり土日の外出になりますと、やはりなかなか公共施設を使えないという状況もありますので、民間のところにも、こういう率先的な町の取組が波及していくことが望まれると思います。

小さい子どももそうですけれども、今本当に介護世代が増えて、介護を伴う外出というように、やっぱり安心してトイレの世話ができる、または着替えができる、そういった場所も、町民が安心して生活ができる整備だというふうに思っておりますので、率先した取組を今後も引き続きお願い申し上げます。大変前向きな御説明いただき、安心をしております。

また、山都町が、私たち先ほど言いました熊本女性議員の会のネットワークを作っておりますが、そこでお互いに情報交換をしながら、えー、そこをやったの、こっちはまだなのよというふうな話をしています。

私多分、今日議会が終わってから、皆さんに、山都町こういう回答いただきましたよというふうなことを報告できるんじゃないかなというふうに思っています。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、では次の質問です。

既に、町民の皆様にも認識が広まったと思っております。有機農業を核としたSDGs未来都市、昨年5月の選定を受けてもうすぐ1年半となります。有機農業を推進するための取組の進捗具合を簡単にお伝えいただければというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。昨年度の未来都市選定を受けまして、SDGsを役場全庁的に一体となって推進していくため、本年6月に、町長を本部長に、教育長以下各課長を構成員としたSDGs推進本部を構築し、併せて各分野ごとの検討会やワーキンググループを設け、役場組織としての取組や町が取り組む事業等の検討を行っております。

また、今後、持続可能なまちづくりを町全体で推進していくためには、未来のありたい姿を明確にし、山都町の未来像を町民の皆様と共有する必要があるため、今年度、山都町SDGs基本目標を策定することとしております。

策定に当たりましては、農林、建設、商工業をはじめとする事業所の方々や、各種団体、子育て世代、学生さんなど、様々な分野、年齢層の皆様にも、策定メンバーとして御協力いただきながら、ワークショップ形式で御意見を頂戴しているところです。年内に素案をまとめ、議員の皆様にも御報告した上で、年度内に町民の皆様にお配りし、周知する予定としております。継続的な取組が持続的な地域社会を形成し、町全体へ波及することを期待いたします。

また、このSDGs未来都市計画の核ともなります有機農業の推進につきましては、農林振興課が中心となりまして、生産者の皆様や各種団体の皆様方と検討を重ね、昨年度、有機農業推進計画を策定しておりますが、今年度はさらに有機農業推進を具体化する実施計画の策定、併せて就農や経営等を支援する有機農業サポートセンターの設立に向けた協議を進めているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 多分こういう計画に基づいて、地道に担当課では進めていらっしゃると思います。多分もっとたくさん報告したいことがあられたんじゃないかなというふうに思いますが、限られた時間の中ですので、ありがとうございました。

さて、このモデル事業名、有機農業を核とした有機的なつながりが広がる町の実現というふうなことが掲げてあります。この有機的なという言葉なんですが、最近をよく何事にも使われています。有機的な発展、有機的なつながり、有機的な何かというふうなですね。結構使い古されていて、何となく分かっているという感じがするんじゃないかなと思いますが、この場合の有機農業を核とした有機的なつながりが、どういうふうな意味を持つ言葉として取られているのか。担当課長の認識を伺いたいんですが。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。今回の未来都市計画において、生産者やJA、民間団体、企業、個人など、様々なステークホルダーの皆さんと連携し、行政だけでは十分な成果が得られない分野において、相互に連携することで、SDGsの達成を目指すこととしております。

本町には、SDGsという言葉が一般的になるずっと以前から、環境に優しく、安心安全に配慮した有機農業や環境保全型農業に取り組んでこられた生産者をはじめ、SDGs貢献につながる暮らしや活動されている個人、企業、団体等が多く存在しておられます。これまでの活動そのものの継続でも十分な役割を担っておられますが、今後、SDGsの達成のために、全て新しい取組を始めなければいけないということでもございません。

有機農業を核とした有機的なつながりが広がる町とは、これまで、それぞれで活動されていた生産者、住民、各種団体、企業等をはじめ、消費者の方や山都町を応援したい方、企業などが、このSDGsや有機農業をキーワードにつながり、融合したり、相乗効果により、新たな動きが生まれたり、おのこの活動がさらに発展すること。また、それらの動きが、経済、社会、環境の3側面に作用し、持続可能な町の実現につながるのだと考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） そうですね、点、点、点というふうに活動していた人たちがつながり合い、いい方向に発展していく。そういう有機的な本当につながりが広がる町を目指していきたいというふうに、よく分かりました。ありがとうございます。

それで、以前からこの山都ブランドの創出については、担当課である山の都創造課あたりでも、数々の取組をされてきたというふうに思っています。有機野菜のイメージアップ戦略でありますとか、都市部へのPR活動などされてまいりました。

しかし、ここで改めて、山都ブランドというふうなのは何かを伺いたいと思います。山都ブランドとは町全体のイメージづくりであり、私たちのアイデンティティというか、そういったものの冊子も作られております。教育や福祉、子育てするなら山都町などのスローガンも掲げてまいりました。ここでは、未来都市の核である有機農業の観点から、その山都ブランドということに

ついてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。これまでも、農産物や加工品などのブランド化、食のブランド化など、ブランドという言葉を多用してきておりますが、例えば、農産物等であれば、安心安全や食味の高さに、それまでの背景や歴史ストーリーなどが加わり、付加価値の高いものとして、消費者に認められること。また、それらの強みも、きちんと山都町の顔として発信することではないかと思えます。

一方で、先ほど坂本議員のほうから、移住者の方の生の御意見を御紹介いただきましたが、移住者の皆様が自然に囲まれた山都町での暮らし、安心安全な食、有機的な暮らしなどを求めて、山都町を選ばれたのは、豊かな自然、美しい農村景観や、古くから受け継がれる伝統や食文化が残っていること。有機農業をはじめとする環境に配慮した農法に長く取り組んでこられていること。歴史や伝統芸能を守り、継承され続けていることなどが、山都町の価値となり、ブランドとして認識された結果であり、私たちが今後も大事に受け継いでいくべきものだと考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） そうですね、同感です。

そしてまた、以前にも、何回かというか、前の定例会でもちょっと投げかけさせていただきましたが、有機農業の町というふうなブランドというか、看板を掲げながら、町民が有機農産物を手に入れる場所が限られているのが大変気になっております。

前回でも、これからの計画の中で取り組んでいくというふうなことはおっしゃいましたが、山都町の有機農産物はどこで販売されているんですか。都市部に行っているなというふうなことは昔から分かっているわけなんですけども、どのあたりで重宝されているのか。そしてまた、町内ではどんなところで販売がされているのか。今後の未来都市の計画の中で、どのような方向性が示されているのか教えてください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、主な出荷先ということですので、お答えしたいと思います。

主な出荷先につきましては、九州では、福岡市内を中心に、福岡市の百貨店内にある青果店、あとはエフコープや生協等に出荷をされております。また、関東、関西方面にも出荷をされておる状況でございます。

今後は、関東、関西方面への販売も力を入れていきたいと考えておまして、9月には、東京都で開催されます展示会の販促活動の一環として、出展を企画しているところでございます。また、関西へも有機農産物のPRのため、販売促進活動をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません、今のお気づきでしょうか。町内でどのようなところで販売をされているかということについてもお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。現在のところ、当課で把握している限りでは1店舗でございます。

今後、町内の販売体制につきましては、道の駅をはじめとする町内店舗へ、どのような形で納入するのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

現在、道の駅の試験販売に向けて調整を行っているところですので、そこで課題を整理しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） やはり、前回にもお伺いしましたように、私たち有機農業を応援したい応援メンバーでございます。

しかしながら、本当にそれをどこで、まさか関西、関東に、逆輸入のように注文を出すというのも変な話ですし、やはり、自分の家の周りでたくさんの野菜が作られておりますけれども、また、そういったものがやっぱり地産地消となるように努力をしていただきたいなど。これは役場がどうこうして、民間の皆様のお考えですので、どうこうって、圧をかけるということでもないんでしょうけれども、やはり私たち消費者としては、そういったことの助けというか、そういった計画の中で、ぜひ民間の方々の意見も聞きながら、どのようにしたら、私たちが本当に日常的に、そういった優れた野菜を体の中に取り入れられるかということ、一緒に考えていっていただきたいというふうに思い、要望をしておきます。

また、町内で有機農産物を使用したメニューを提供している飲食店の割合のようなものがお分かりであれば、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 当課で把握している限りは、現在のところ7店舗、割合でいきますと約8%ぐらいかと思っております。

これまでも、山都町飲食業組合と山都町有機農業協議会では、有機農産物、うまかもん祭の共同開催、近年では、新型コロナウイルスでちょっと開催できておりませんので、令和2年度には、町内飲食店で有機農産物を使ったメニューを取り入れて、スタンプラリーも実施していただいております。

これからも、飲食業組合と生産者側の有機農業協議会、双方の皆様と協力しながら、町内飲食店で有機農産物を提供できるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 販売店も、それから飲食店も、かなり低いパーセンテージにとどまっているというのは、何がネックなのかなあということ、また、みんなで考えていく必要がある

のかなというふうにも思っていますが、先ほどの出荷先等々の話では、やはり今まで有機農業の方々がこだわった作物を作られ、そして、本当にそれが分かった方との個々のというか、それぞれの対応で、販路拡大、固定化されてきた面があるのかなというふうには。農協さんに、いわゆる従来の農業されている方たちは、とにかく作って、農協に納めて、農協が販路を確保していただけるというふうな中でやってこられたんじゃないかなというふうには想像するんですけども、こういう有機の人たちが協同組合みたいのがございますでしょうけれども、連絡協議会とかですね。そういったところで、共同でそういうまとまりとなってというかですね。そういった動きが難しいのかもしれませんが、そういうふうには販路をやっぴり探し出すというのは非常にやっぴり大変なんだろうなというふうには、想像に難くありませんので、そこら辺も、各団体としっかりと協議を進めていただきながら、やっぴり作る人も幸せ、食べるほうも幸せというふうな構図をつくっていただきたいというふうには思っています。

それと、今、課長のほうから出ましたけれども、高速の開通に合わせて新しい道の駅ができます。そこで取り扱う農産物やレストランで提供する有機農産物の仕入れ等の見通しを改めてお伺いしたい。まだ固まってははいないでしょうし、もちろん道の駅については、指定管理者を募集、選定し、その管理者がその運営を考えていくというふうになっているということは了解しておりますが、指定管理者に丸投げというわけではないでしょうから、まちづくりの表玄関お任せする施設です。町の意味を反映させていただきたいと思いますが、指定業者の選定の条件等にもそういったことが入っているのか。お分かりでしたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。現在建設中の新道の駅につきましては、施設を運営する指定管理者をこれから募集、公募する予定でございます。

募集要項の中では、直売所やレストランで販売、または使用する野菜については、山都町産の観光野菜をはじめ、有機農産物を取り扱うということをおたっておりまして、具体的な販売品目、食事のメニューですとか、取扱い量等の内容については、事業者からの提案を受け、選定された事業者と協議をしていくこととなります。

先ほど、農林振興課長のほうからありましたとおり、有機農業協議会を含めた出荷組合等を組織し、安定した量の野菜や有機農産物の出荷体制を構築していただくことを想定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今のようなことをしっかりと踏まえて、業者さん選定及び、また、選定された業者さんと協議を密にされて、ぜひ今のような、山都町の顔となる施設となります、高速降りてですね。なので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうには申し上げておきます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

先ほどからSDGsについては、担当課長のほうからいろいろとお考えを聞かせていただきました。このSDGsの考え方の大事なものには、持続可能な、大事なものというか、これがイコールですね。持続可能な社会づくりというものがあるわけなんです。

今まで、さんざん人間の便利な生活を追求するあまりに、自然をないがしろにしてきたツケが大きいのしかかっています。今さらどうなるのかという思いと、今さらながら、世界の共通目標として、持続可能な社会づくりを掲げたのは良いことだったというふうに言えます。2030年への大きな目標に向かって、自分自身の生活の在り方を見直すとともに、社会の動きにも注目しながら、前進したいと思っています。

私は先日、杜人という映画を見ました。大地の再生を手がける造園家を追ったドキュメンタリー映画です。その人は木と会話をしながら、大地の痛みを感じ取り、水の通り道や空気の流れを作ることで、山や木の命を考える人でした。その方が映画の中で、人が便利さの上にあぐらをかいて、自然をないがしろにしてきた現状がある。今できることをしなければ、手後れになるとおっしゃいました。

水や空気の流れを遮断するのは、人工的につくられた砂防ダムや護岸工事なのです。コンクリートで固められた大地が行き場を失い、大きな深呼吸をするときに、土砂崩れが起きるというふうに説明していらっしゃいました。何だか胸にすんと落ちるものがありました。

この山都町は、森林面積が7割を占めます。しかし、今、手入れのできてない山林や放置された田畑が目につくようになってきました。私も農業者ではありませんが、私の周辺は田畑がほとんどです。散歩の折々に、今年はここが放棄されたなあと、あら、ここは今年は植えなはらんとかなというふうな土地が増えております。

後継者のいない方々が土地を手放したり、放棄されたり、その土地に太陽光パネルが設置されたりしているのが現実です。

また、この通告をした後だったんですが、新聞紙上で、水田を田畑に転用する際に、水田活用交付金という制度があることを知りました。その交付金の条件が厳しくなるというものでした。これまた、離農者を増加させるに違いないというふうに感じておりました。まだ決定事項ではないようですが、農業者にアンケートを取りながら、実態を調査、今後の参考にするようなことが記事には書いてございました。

通告後ではございましたが、よければ担当課長のほうから、この水活交付金の現状と今後について、簡単に説明をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、水田活用の直接支払交付金について少し御説明をしたいと思います。

この交付金につきましては、水田において、主食用米以外の作物を生産して販売する農業者に対して支払われる交付金です。麦、大豆、飼料作物は反当たり3万5,000円。発酵粗飼料用稲、いわゆるWCSと言われるものですが、これが反当たり8万円。あとイタリアンの二毛作については1万円、有機野菜の作付や里芋の作付を行って販売をすれば、それぞれ反当たり1万9,000円、1万5,000円が助成されるような制度となっております。

今回、国のほうが2022年度から2026年度までの5年間に1度も水を張らない農地につきましては、この交付金の対象農地から除外するとの方針を示しております。まだ、具体的な要件につい

ては、今後示していくということになっております。

この方針につきましては、全国的に戸惑いが広がっておりまして、本町においても、中山間地域の営農の継続に支障が出る恐れがあるのではないかと考えております。交付金が出なくなることによりまして、採算が合わなくなり、耕作放棄地が増えるのではないかと危惧をしておるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 端的な御説明ありがとうございました。この水活交付金については、ぼんやりとはしておりました。もちろん、農業を営んでいらっしゃる方には周知のことだというふうに思っていますが、改めてひどいことをするなあと、米余りからこういうふうに移転を推奨しておきながら、今さらになって、もう一遍水を張れと。頑丈なハウスを建て、そして畑地に転用して、生活を営んでいらっしゃる方々に対して、もう1回水田に戻せというのは本当に何というひどい話だなというふうに、私ながら思ったわけなんですけれども、本当にこのようなことで離農者が増えるということは、本当に何か明らかなことではないかなというふうに思っております。

このことについては、ぜひ担当のほうでも注視をしていただきながら、農家の皆さん方が本当に困らないように対策を立てて、また、国に申し上げるべきは申し上げていただきたいと思いますというふうに思っております。

そこで、今のように放棄された土地とか、また、後継者のいない土地、そういったのを売買されるのは何ら問題のあることではないわけなんですけれども、その土地に設置された、例えば太陽光パネルなんかの末路を想像するときに、もう心配が絶えないわけです。午前中のやり取りの中にも、ごみを出している自分たちの足元からという観点がございました。もちろんそうです。家庭から出るごみは個人の努力で絞りようもあるかもしれませんが、太陽パネルや風力発電の巨大なプロペラなどは、どう考えても個人で頑張れる類いのものではないと思われま。

経産省のホームページあたりには、事業者が責任を持って処理をすることが契約に含まれてあるというふうに書いてあるようですが、今、全国的にも契約が満了する前に、事業者が倒産したり、姿を消したり、パネルが放置される事例が報道されています。放置パネルが土砂崩れに巻き込まれ、崩壊したり、草が生い茂ってパネルを破壊したり、パネルから何が漏れ出ているか。それこそ、地下水の汚染にもつながっているのではないかというふうな心配をいたします。

先ほど、山都ブランドは何かというふうに質問させていただきました。様々な農産加工品等々、生き方、いろんなものがあると思いますが、私はやっぱり山都ブランドといったときに、この森林資源、圧倒的な緑、田畑の風景、それこそが山都の売りだと思っています。都市から遊びに来る人たちは、この緑濃い山都の風景に癒やされ、励まされ、再びのお客さんになっていらっしゃるのだと思っています。これ以上の開発や荒れた土地の放置をしたままでは、山都ブランドが泣くというふうに思っています。

町の魅力を守るためにも、環境条例の制定が必要だというふうに考えております。先ほど8番

議員のほうからも提案がございましたが、町のお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えいたします。太陽光発電については、2012年度から始まりましたF I T制度、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により急速に拡大しました。発電設備は20年から30年の製品寿命と言われており、F I T制度による固定価格買取りは20年間となっております。

国の資源エネルギー庁は、今年度、廃棄等費用積立てガイドラインを制定し、F I T制度の後半10年で、事業用の太陽光発電設備が使用済みになった際の廃棄等費用を売電価格から、源泉徴収方式にて積み立てることを義務づけております。

事業者が倒産した場合は、通常であれば、発電設備が譲渡され、別の事業者が継続して事業を行われるようです。

国の機関であります九州経済産業局に、事業の継承が行われなかった太陽光発電施設があった場合はどうなるのか尋ねたところ、通常は別の事業者が継承されるのでとの回答しか得られませんでした。

具体的にこの問題に対する解決策がありませんので、容易にできるものではないと思いますが、議員がおっしゃいますように、何らかの手だてが必要になると考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。もう既に資金を積み立てていくという制度はあるということが今確認できましたが、途中で放棄されたものを一般的というか、通常は他の業者が引き継ぐというふうなことで、通常は。しかしながら、これはちょっと不安ですね。

それこそ、そういうふうに、我が町に設置された個人的にせよ、メガソーラーにせよ、設置されたものが、その20年の終了期間にどのようなごみになっていくかということは、やっぱりその設置された自治体がやっぱりそれを始末していかなくちゃいけないだろうというふうなことは、思うんですね。

そこで、こういう法律がある以上、町でまた別に法的なというか、条例をつくるということは、何かダブルになって難しい問題があるのかなというふうにも思いますけれども、やはり、みんながやっぱり心配しているように、町独自の条例というものがあって、罰則等々、今、景観条例等々、先ほど2番議員からもありましたけれども、そういった基本的な条例はうちの町もございません。ございますが、やはり罰則的なのか、もっと厳しいラインのものが、理念だけではなくてですね。そういったものが何かあればいいのかなというふうに思って、これはもちろん町にお願いするというか、我々議員も予算はつくれんけど、条例はつくれますというふうには思っています。

なので、私たちのほうからも、そういった声を上げて、やっぱり町をこれ以上荒らされないというふうな決まりが必要でないかなというふうに思っています。

今後ともよろしくお互いに勉強しながら、やっていきたいというふうに思いますので、知恵を貸していただきたいというふうに思います。本質的なことは本当不勉強なんですけれども、町独

自のもの、そして、私がちょっと考えていたのは、私がというか、いろんな情報を得たところですけれども、今のような積立てのお金があるということはちょっと存じ上げませんでしたので、私たちが通告書にも書きましたが、家を借りるときに敷金制度というふうなのがございますよね。出ていくときに、後片づけをするためのお金を預けるというふうなものだというふうに思っていますが、そういうふうに、業者さんが途中でずというふうになっても、やはり町が片づけなくてはならないならば、そのときの資金を預けていただく預託金みたいな制度があればいいんじゃないかなというふうに思ったところです。そういうふうなことも含めながら、考えていきたいというふうに思っています。

最終的な産業廃棄物というものは自治体で始末をすることになりますので、その負担軽減という意味でも、考えるべきことではないかなというふうに思っております。課長、ありがとうございました。

最後に、町長のほうに伺いたいというふうに思っていますが、SDGs推進、有機農業を看板に掲げられた町長の意気込みは大したものだと感心しています。未来都市選定へ向けた取組も、役場担当者やアドバイスいただいたコンサルさんのおかげでもあります。また、8番議員から紹介があった山の都はワンダーランドのパンフレットには、さっきも述べられましたように、100年後もこのままの風景がここにありますようにと表紙にうたってあるんですね。各ページにもうたってあります。

様々な企画、担当職員の努力があって、最終的な決裁をするのが町長のお仕事だというふうに理解をしています。

山都町景観基本計画からちょっと抜粋させていただきました。

基本的な考え方として、次世代がこの地で豊かに生活するためには、私たちが自然と共生する生活スタイルを維持し、先人から受け継いだ景観をはじめとする貴重な財産を失うことなく、引き継いでいかなければならない責務があると考えます。

景観づくりは、町、町民、事業者がそれぞれの役割を認識し、全てが一体となって取り組まなくてはならないというふうに、基本計画の中にもうたってあるんです。

町長が考えられる持続可能な町とは何でしょうか。山都町のあるべき姿をどう創造、先ほど長崎課長のほうからもありました。バックキャストिंगの思想ですね。将来どうあるべきかというところから考えを導いていくという、あるべき行動を考えていくというところが非常に大切だというふうに思っております。

町長のその山都町のあるべき姿、これをどういうふうに想像していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） まずは今ある自然を、また資源を、そして人を大事にして、5年後、10年後、100年後も住んでいただけるようなまちづくりであります。先ほど、太陽光パネルの話がありました。先般、うちの近くで、恐らく200年近い古民家だったと思っておりますが、もう20年間ぐらい住んでおられませんでした。数年前に屋根が落ち、瓦が落ち、すべってしまいました

た。それを昨日、地区の方々が撤去していただいたところではありますが、その建物、ほとんど土にかえる部分だったと認識をしております。瓦も土にかえるという思いでおりますが、先ほど来ありますように、産業廃棄物で埋立てをするような物は一つも出てこなかったという思いでおります。

それがSDGsの基本であると思っておりますが、明治から、我々今まで、いろんな文化の発達の中で、豊かさを求め、便利さを求め、おのおの方々が今の生活を享受をしております。電気についてもそうです。

先ほど、2番議員からもありましたが、あのとき具体的には申しませんでした。原発の問題であったり、火力発電の問題があったり、いろんな事案を我々は認め合いながら、今の時代で生きているんじゃないかなという思いでおります。

先ほど、長崎課長の話の中で、豊かな伝統的な食文化、伝統ある行事、いろんな文化があるということでもあります。しかしながら、10年前、20年前、30年前の我が家を見ますと、エアコンもございませんでした。野菜はほぼ全て自給でありました。今、冷蔵庫にあるのは、よそから来た。ある程度自給もしておりますが、ほとんどの部分がスーパーからの買物が冷蔵庫に行っとるなという思いでおります。

うたい文句で、有機農業の町、山都町と言っておりますが、今、有機農業に取り組んでいただいております。JAS認定を受けておられる方々については、本当に一生懸命、有機農業をここまで続けて、山都町の看板の一つとなっておるという思いでおりますが、そのほかについては、先ほど長崎課長が言ったような生活は、多くの町民の方々がもうしておられるんじゃないかな。伝統的な食料もそうです。みそづくり一つがそうですが、今日、傍聴席にもおられますが、みそ、大豆の見方も分からない、豆腐の作り方も分からない。みその作り方も分からない家庭がほぼ全てじゃないかなと。我が家なんかはみそづくりはさせていただいておりますが、そのような形の中で、本当にうたい文句で、有機農業の町と言われるかなと自問をしながら、皆さんにはお話をしておるところではありますが、もう1回振り返って、先ほど、老人シニアクラブの方々に野菜を作って、元気になってほしいという思いもあります。やはり、自分の食べ物ぐらい、自分の庭先でできるようなまちづくりの基本にしていきたいなという思いでおります。

何も未来都市になったからと、SDGsを標榜したからといって、全てのものがよくなるわけではありません。まずは、一人一人が電気の使用量を減らす、ガソリンの使用量を減らす、いろんな取組を地道にすることによって、山都町が多くの方々から住みよい町だと言われるような町になるんじゃないかなという思いでおります。ただ、国が、県が、町が主導して、SDGsをする部分じゃありません。また、今回、農水省が有機農業の取組を大々的に進めておりますが、これについては、我々といいますか、山都町が今まで進めてきた、また来ていただいた有機農業とは少し違った形の中の有機農業の形態でありますので、これについては、また、今、計画を立てております。

また、その計画の中での有機農業のまちづくりも、また、併せて進めていきたいという思いでおります。また、有機農産物の販売、購入につきましても、有機のお米については、まだ、今で

も、地元のJAから購入ができるんじゃないかなという思いでおりますが、今後、有機農業を強く進めるに当たっては、先ほど、商工観光課の課長からありましたように、道の駅を中心に、また、いろんな販売先を見つけながら、生産の増強に努めてまいりたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） よくよくお覚悟の上の言葉だというふうに思っておりますので、町長を先頭に、しっかりと引っ張っていただきたいというふうに思います。

また、山都町には今引用した環境基本計画というものがありますし、山都町景観づくり条例、そして先ほど御紹介もありました環境審議会条例等がございます。

この計画の文言、また、今まで課長たちが口をそろえて言っていらっしゃる、未来にわたる自然環境の維持がとても大切だということは、それぞれ間違っていない御発言だというふうに思っています。

今、町長もおっしゃいましたように、本当に身の回りのことを地道に積み重ね、ただ自給自足、自分で自分の食べるもんぐらいは作ってほしいとおっしゃいましたが、私にはその手段がございませんので、そういったところの町民もいるということ、本当に移住する人は有機農業をする人ばっかじゃございません。福祉関係に勤めていらっしゃる方もいるし、本当に一般の企業に勤めていらっしゃる方もある。保育園に勤めていらっしゃる方もある。

そんな中で、みんながみんな農業はできませんので、そういう循環が本当にサイクルしていくまちづくりを作れる人が作れない人にちゃんと行き渡る。作れないから、私は青森のネギを買ったり、長野のキャベツを買ったりしないかんわけですよ。

だけど、そういうことでない、本当に持続可能なこの山都町の中で、自給自足で私たちが暮らしていけるようなまちづくりをぜひお願いしたいというふうに思っています。

そして、これは今、本当に町長もおっしゃいました。これまで地域の方々が作り上げてきたこの町です。

そして、今、今言ったような景観基本計画であるとか、景観づくり条例、あるいはその他の条例、これはあなた方の役場の先輩方がつくってこられた、町民と一体となって作ってこられた山都ブランドであるというふうに思っています。

その山都ブランド守らなくていけないということを踏まえれば、私たちが今取る行動は火を見るより明らかだというふうに思っています。この方針に従いながら、今後の対応を考えていかれることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時59分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 皆さん、こんにちは。3番議員の眞原誠です。早いもので、令和4年も半分が終わろうとしています。長引くコロナ禍、それから下がる一方の国民所得、円安と物資の高騰から来る物価の上昇、いわゆるスタグフレーションというこの状態は、最も避けねばならない経済現象と言われています。

ただ、これが今現在、断続的になっています。これからの生活に不安要素が尽きないこの我が国ですが、国政、県政、町政、連携して、何とかこの状況を打開せねばならないと思っています。

国民、住民の生活を守ることが政治の務めです。町民の皆さんに一番近い存在である地方公共団体、地方議会としてできることから、着実に進めていかねばならないと思う次第です。

山都町におけます住民生活、経済活動の環境変化、今、一番大きいものは、高速道路が中心市街地まで延びてくることだろうことだと思います。これをいかにプラスに活用できるのか、それを考えて取り組んでいくのは、国でも、県でもなく、山都町制の役割だと思います。

今回はそのことを念頭に置きつつ、住宅政策、このことを中心に質問していこうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） では、質問に移ってまいります。住宅政策に関する質問の前に、今、防災行政無線では、マイナンバーカード、これの出張申請会について案内がなされています。政府もデジタル庁を設置しまして、ポイント付与キャンペーンを展開するなどして、マイナンバーカードの交付率、これを上げるべく、力を入れていますというところで、平成27年にマイナンバーの通知カード、これが届きました。届きましたけれども、そのときから今まで、このマイナンバーの制度について詳しい説明を聞いたことがありません。それから、制度について目立った議論もなかったように思います。これは町でというよりは、国レベルでのお話ですが、メディアでもそこまで大きい取上げがなかったように記憶しています。

そこで、マイナンバーカードについて、幾つかお伺いしようと思います。マイナンバー、その制度は導入してからしばらくたちますが、そもそも制度はどういう目的で導入されているのでしょうか、御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人物であることを確認するために活用されます。

主な目的としましては、国民の利便性の向上、各種申請時に書類の提出が必要なくなる。続きまして、行政の効率化、自治体同士で情報の連携を行うことです。公平公正な社会の実現、税や社会保障の負担を不当に逃れることや、不正受給の防止に活用されております。さらに、マイナンバーカードは本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるICカードです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） そうですね。税やいろんなものに関する人物確認というのをやりやすくするということだと説明を受けました。あと不正をさせないということも、これも重要なことかなと思います。

そういう目的で制度が導入されているということですが、では、先ほども少し御答弁で触れていただきましたが、マイナンバー、番号が振られていますけれども、これをカードにするという今の動きだと思いますが、このマイナンバーカードを登録して所有すると、その所有者、利用者、これは一体何ができるようになるのでしょうか。説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。現状では、対面による本人確認書類としての利用や、健康保険証としての利用、マイナ保険証ですね、が可能となっております。

また、オンラインによる所得税等の申告での本人確認としての利用や、今現在行われております旅行代金を助成する県民割りで必要となるコロナウイルスワクチン接種証明書のアプリでの利用もされております。

また、国においては、今後、運転免許証としての利用も予定されております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 様々に利用ができるということで御説明をいただきました。ただ、本人確認で書類を提出しなくてよくなるか、オンラインで所得税、確定申告などの申請ができるというのはメリットかなと思いますが、その他、保険証とか、あと運転免許証というのは、今既にカードありますので、そこがどれだけ利用者のメリットになるのかというのは、今後、デジタル庁もありますし、国、自治体が連携しながら考えていくことだろうと思います。

ただ、オンラインでいろいろできるようになるというのは、これは確かに使えるようになれば便利ですので、そういう方向が進めばいいなと思います。

さて、それで、それに向けて、今政府のほうでは、マイナンバーカードの普及、これを目指して、ポイントを付与するキャンペーンを展開していますけれども、拝見しますと、これは人によっては受ける恩恵に大きな差が出るんじゃないかと思われるところもあるのですが、この部分についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今回のマイナポイントキャンペーンについては、最大で2万円分のポイントがいろいろな決済サービスへ付与できるものです。決済サービスの中には、大手スーパーやコンビニの電子マネー、クレジットカード等へのポイントの付与があり、各決済サービスについて利用者が選ぶことができます。

しかし、そもそも決済サービスを利用していない方は、新たに決済サービスへの登録等が必要となり、ポイントの交換が面倒だと考える方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、

Pay Payでは、町内の約80店舗で利用可能であり、d払いについても、約25店舗で利用可能となっております。ポイントの付与は、思った以上にスムーズにできますので、御自分に合った決済サービスを選択していただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今数字も出していただきましたけれども、山都町内でも、意外とあのポイントを活用してお買物ができるという場所があるというのは分かりました。ただ、そうした店舗がありますよということを御存じない方もたくさんいらっしゃると思うんですよね。

ですので、そうしたところの御案内というのを町のほうで、今、出張申請会とかやっていたらいいと思いますので、そのあたりで丁寧に行っていただけるといいのかなと思います。あと本当に行政だけではなくて、近隣住民で分かれる方々同士の助け合いといいますか、そういった分かる方がなかなか分かれられない方に教えてさしあげるとか、そういう連携も欲しいなと思うところで

す。

では、次の質問に参ります。マイナンバーカードの交付の率で、交付金、地方公共団体への交付金に差が出るという話を聞いておりますが、実態といたしますか、実際どのようになりそうなのか。分かっているらっしゃれば、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 国が6月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想の基本方針には、2023年度からマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討すると記載されております。

しかしながら、現在、国からの正式な文章で、交付税算定の基礎数値とするとの通知があっているものではございません。なお、今後、交付税ではなく、その他の補助金等にカードの交付率要件が入ってこないとは言いきれませんので、引き続き、カードの普及に努めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 御説明いただきまして、今政府側で考えている現状というのが分かりました。今のところ、交付率によって交付金をどうしようというのは検討するの段階だということですね。

おっしゃるように、しかしながら、今後こういう方針が出ている以上、そこに向かっていくというのは間違いないでしょうから、交付率が上がるように努めていただければと思います。

では、山都町のマイナンバーカードの交付率、これ状況はどうでしょう、全国平均や、あと推移なども、数字御存じでしたら、併せてお知らせいただけると助かります。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 8月末の本町の交付率は42.6%となっております。6月議会で税務住民課長から報告がありました5月末時点の37%より、5.6%上昇しております。

マイナンバーカードの普及については、国は今年度末までに、ほとんどの国民が取得するよう

求めております。そのことを受けまして、本町においても、先ほどおっしゃいました公民館等での出張申請会を夕方5時から夜の7時まで実施しております。7月中旬から行っており、これまでに29か所、327名の方から申請をいただいております、9月末までにあと22か所での申請会、開催を予定しております。

申請会の実施により、8月の伸び率については県内自治体で3番目となっております。また、9月最後の日曜日、清和、矢部、蘇陽、各会場で申請会に来場できなかった方に対しての追加の申請会も予定しております。

今後は、地域の集まりなどでマイナンバーカードの話題になり、カードを取得した方からの情報による相乗効果を期待するものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 8月末時点で42.6%という数字には私もおおと思いました。伸び率が5月末からすると相当高いですね。全国の数字というのも、ちょっとネット上で、いつのかわからないんですが、見たんですが、都市部で42%ぐらい。市町村の中の町村になると、もう40%台だったようですので、町の申請会等の頑張りによって、随分と交付率が上がっているんだというふうに感じます。

それでは、さきの6月の定例会で、私の質問の中で、自治体のデジタルトランスフォーメーションについて質問をいたしました。ICT活用によって、効率の良い自治体の事務事業ができるのではないかという話だったんですが、このマイナンバーカードの普及というのが、行政事務のDX推進に関連してくるのかどうか。デジタルなので関連しそうですが、どのあたりで関連してくるのか。あれば説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） マイナンバーカードは、自治体DXの実現において、基幹的インフラと位置づけられております。これから進んでいくオンライン申請等による住民サービス等には必要不可欠な存在であります。

6月議会で申し上げたとおり、今年度中に取得率が県平均を上回ることを目標に、今後のデジタル社会において必要なマイナンバーカードの取得に向けた取組を全体の課題として行っていきたいと考えております。

また、カード取得によるメリットが実感できるよう、医療機関等における健康保険証としての利用促進や住民票等のコンビニ交付などのサービスについても整備する必要がありますので、役場全体で協議してまいります。

今後は自治体のみならず、社会全体のDX化が進むことが考えられますので、マイナンバーカードの必要性はますます高まっていくものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） やはり関連が大きくあるのだなというふうに、今の御答弁で理解しま

した。このデジタル関係の話になりますと、社会全体がそちらのほうに向かっていますので、不可避、避けられないものだと思いますけれども、片や6月の定例会でも申し上げたかと思いますが、そういった急速なデジタル化に追いつかない町民の方々もいらっしゃるわけですので、そういう方々のフォローも、これは行政だけではなく、町内全体で、官民連携しながら取り組んでいくべきだと思いますので、その辺の検討も併せてお願いしたいと思います。

それでは、住宅政策についての質問に移りたいと思います。高速道路が中心市街地まで伸びてきますが、このことによって、通勤圏、これも広がってまいります。高速道路の開通を見据えた住宅政策、これはどうなっていますでしょうか。

これまで、木造仮設住宅の移設ですとか、あとは空き家の改装の補助の事業ですとか、あるいは、今、どんどんと建設が進んでおります下市の町営住宅など様々な施策が進んでおりますけれども、町の住宅政策の狙い、それから全体像、そのあたりも含めまして、今後の方針を町長のほうからお聞かせいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 住宅政策につきまして、今、眞原議員からありましたように、下市に若者向けの町営住宅の建設が進んでいるところでありますし、早くには、山都テラス、分譲住宅地の10戸の販売をしながら、住宅建設をしていただきました。

そしてまた、町営住宅の改修につきましては、熊本地震からの復興に向けた復興住宅を解体をして、山都町に持ってくる事業を進めていながら、改修、また新築ができたかなという思いでおります。

後で、数字的には、課長のほうからもあろうかと思っておりますが、380戸ほどだと聞いておりますが、本当に老朽化した町営住宅がもうほぼ全てかなという思いでおりますので、それをどのような形で改修、新築をするかが今後の大きな課題になるかなという思いでおります。

そのためには、我々が、町として町営住宅の建設をするのももちろんでございますが、出来れば、民間の方々に住宅建設をしていただきながら、快適な食環境を行政ばかりでなく、町民の方と一体となった取組をしていきたいなという思いでおります。

そのためには、まだ具体的な施策、助成等の方針は決めておりませんが、早急に検討しながら、そのような住宅政策が、町だけでなく、民間の方々と一体となった取組ができればなという思いでおります。

それと同時に今、取り組んでおります空き家の改修、改築等々につきましても、今まで以上にスピードを上げながら、せっかく立派な住宅があるわけでございますので、これを有効に使えるような住宅政策をしていきたいという思いでおります。

今回、西合志町に大きな工場ができます。先般来、何回かそのコンサルの方と、私も2回ほど、また担当課長さんは3回ぐらいと行つとるじゃないかなという思いでおりますが、その方とも話をしながら、やっぱりそういう住宅地としての、また高級住宅としての要望があるんじゃないかなというお話も聞いておりますので、まだ具体的じゃありませんが、そういう部分に向けた住宅地の開発等々につきましても、町も率先してするわけでございますが、民間の方がぜひ名乗り

を上げていただくような住宅政策を今後続けていきたいという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今、町長のほう、御答弁にもありましたとおり、まさに民間の方々と町と連携しながら公民一体で進めていくべき課題だなと思っております。

それでは、一つ一つちょっと詳しく質問していきたいんですが、まず、下市に今造っております町営住宅、これの入居、いつ頃になりそうか、御説明いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。下市のPFI住宅整備事業につきましては、令和3年12月9日に事業計画を締結し、令和4年11月30日を履行期間として事業を進めております。完成後、施工業者より町への引渡しを受ける予定です。

町営住宅としては、地域優良賃貸住宅として位置づけており、条例及び規則を新たに整備する必要があり、現在その作業を進めているところです。準備が整い次第、議会に議案としてお諮りする予定です。

議員質問の入居時期につきましては、業者より引渡し完了時期を見据え、条例制定後、速やかに入居者を募集したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 条例制定後、速やかに募集をなさるとのことですね。分かりました。年度をまたぐということはないのかなあというふうに、今御答弁を聞きながら思ったところです。

では続きまして、現在の町営住宅の総戸数、それと、あと入居率、これを教えていただきたいと思います。また、総合計画にもあります住宅の長寿命化、あと用途の廃止、これも計画に入っていたと思いますが、この対象となる物件どのぐらいあるのか、数字があれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。山都町には、9月現在で公営住宅と個人住宅と、計381戸の住宅を管理しております。空き家につきましては69戸ございますが、耐用年数が経過し、維持修繕費が膨大になることから、入居者撤去後、解体を目的とした政策的空き家が49戸ございます。よって、入居者待ちの空き家は20戸ある状況です。入居者数は312戸ございまして、全住宅の381戸から政策的空き家49戸をひいての入居率は94%となります。

住宅の耐用年数の経過状況でございますが、255戸、約67%の住宅が耐用年数を経過している状況です。

住宅の長寿命化につきましては、平成26年に、山都町公営住宅等長寿命化計画を策定し、年次計画に基づき、社会資本整備総合交付金の国庫補助を用いて改善を行っているところです。本年度は、滝上住宅、牧野住宅を行う予定です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 何となく想像はしていましたが、改めてやっぱり数字を聞きま

すと、およそ67%が耐用年数オーバーということで、計画にのっとりながら早急に長寿命化等を進めていく必要があるなど感じました。

それと、やはり入居率が94%ですので、もうほぼほぼ埋まっている状況ですよね。町営住宅としては、供給がまだ追いついてないんだろうなということが示されていると思います。

では続きまして、裏側の山都テラス、続いての質問ですが、裏側の山都テラス、これは旧庁舎跡を町営住宅ではなく、宅地分譲しましたよね。今10軒の家が新築が建て並んで、大変活気のあるエリアになっているかなと思います。

そうした宅地の分譲も、効果のある政策だと思うんですけども、今後こういう宅地分譲の予定というのはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。現在、建設課において宅地分譲の計画はございません。

しかし、議員がおっしゃいます山都テラスの宅地分譲が完売したなど、また、来年、九州自動車道が矢部インターチェンジまでの開通が、都市圏への通勤時間短縮が図られることから、移住、定住に有効な手段と考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原誠君） 今御答弁にはなかったのですが、有効だというふうに考えていらっしゃるということは、今後計画が上がってくるのだらうというふうに私も期待したいと思います。

では続きまして、第2次総合計画実施計画が7月に出ておりましたけれども、私も中身を拝見いたしました。その中に空き家の活用事業というのが計画されておりました。その内容と、あとは現在の取組状況、それから、これまでもずっとそういった事業をなさっておりますので、見えている課題と、あとは対策などもあれば、併せて教えていただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。空き家の活用事業につきましてですが、町では移住定住を目的として、住まいを求める人に空き家を有効に活用していただくことを目的に、平成28年度から空き家バンク制度を設けております。登録件数は延べ172件、このうち、制度開始から6年間で契約に至ったのは、賃貸が86件、売買が21件、計107件となっており、約6割が空き家の有効活用につながっております。今後も、貸手、借手とのさらなるマッチングに向けて課題解決を進めてまいります。

このほか、空き家の有効活用の手段の一つとして、町が一旦空き家を借受け、改修を行い、移住希望者等に貸し付けるサブリースという仕組みの導入についても検討してはいかかがかと、これまでの議会でも御意見をいただいております。

今年度は、企業の拠点づくり実行計画策定業務において、山都町内の空き家を利用して、企業進出の際の居住地として整備することを目的に、候補となる物件の選定を行い、持ち主の方や進出可能性のある企業の方々、地域住民の方々などを含め、その運用方法などを検討する予定とし

ております。

また、今年度は空家等対策計画の策定を進めております。これまで行っておりました空き家の利活用に加え、所有者等に対する適切な管理の促進、また、管理不全な空き家等に対する対策、また、それらを推進する実施体制などを構築していくこととしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 平成28年からの空き家バンクの制度ですけれども、登録が172件、随分進んだなあというふうな感想を持ちました。

また、賃貸が86件の成立で、売買で21件で、合計107件ですね。約6割が空き家バンク登録が有効に活用されているということで、成果としては非常に出ているのかなというふうに数字からは思います。

それと、空き家対策計画の策定を進められるということで、これも非常に期待の持てる内容かなと思いますので、ぜひ進めていただきまして、空き家の活用がさらに活性化していくようになればいいなと思います。

ただ空き家の活用事業というのは、やっぱりどうしても持ち主の方もいらっしゃるお話ですので、行政側の計画だけが先走るといことなく、やっぱり町内在住の方、あるいは、もう町内に在住じゃないけれども、空き家を持っていらっしゃる方、そういった方々との意思の疎通というのも大事にしていく必要があるなと感じたところです。細かい数字まで上げていただいて、助かりました。ありがとうございます。

では続きまして、本町における民間の賃貸住宅について、これを行政がどのぐらい情報として把握できているのか伺いたいと思うのですが、総戸数ですとか、家賃相場、あるいは、それら民間の賃貸住宅に対しての入居率とか、そういったものが把握できているものかどうか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。昨年度、関係人口の創出や移住者の増、また、サテライトオフィス白糸の活用を含めた企業の進出に関するマーケティングなどを行うことを目的に、企業の拠点づくり事業、調査分析業務を行っております。この中で、不動産事業者が管理する物件について調査を行っており、町内の貸家16物件、アパートなど26物件について、家賃価格、入居状況などを把握しております。

今回の調査では空き物件がほとんどなく、内覧は行っておりませんが、近年、新しく建てられた物件は少なく、物件の状態としては、古いものが多く見受けられました。

また、家賃の相場については、築年数、間取りなどが異なりますので、一概には言えませんが、1Kで、2万7,000円から4万2,000円程度。2DKで3万5,000円から5万円程度という調査結果となっております。この調査は、令和4年2月時点のものです。取りまとめた情報は、山の都地域しごとセンターに寄せられる住まいに関する相談などで有効活用しており、調査完了後も、民間住宅等の入退居の情報につきましては、随時提供いただき、更新しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 意外と細かいところまで情報を把握なさっているようだなというふう
に御答弁から感じました。

住宅政策といいますと、町におけるその住宅に対する需要と、あとそれを供給する者、この状
況に鑑みながら、その状況がどうあるかで、政策を今後どう進めていくのか、行く必要があるの
か。そういうことを考えていく必要があるだろうと思ひまして、供給側の状況把握について、町
が運営している以外の民間の状況をどこまでを把握いただけているのかということと質問をいた
しました。

続いては、需要についてはどうかというところなんです、山都町における住宅の需要をこ
れをどのように把握なさろうとしているのかどうか。もし、そういうところで取り組もうとなさ
っているのであれば、どのような方法を考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。当年度建設課におきまして、平成20年度に作成し
ました山都町住生活基本計画、及び平成26年度に作成しました山都町公営住宅等長寿命化計画の
見直しを国の補助を受けて、委託業務として発注しているところです。

委託内容には、民間住宅を含めた定住状況、住宅の状況も含まれております。これで、町全体
の住宅の需要が把握できるものと考えております。

その中で、町営住宅の運営、維持管理の報告を示していきたいと考えております。見直し計画
の策定委員の中には、学識経験者、熊本県土木部、住宅局の職員等をお願いしているところであ
り、山都町の実情に見合った実現可能な計画を作成していく予定です。

○議長（藤澤和生君） 3番眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今事業として、そういったことを把握しようとなさっているというこ
とが御答弁から確認できました。

今の御説明からでは、今現状の山都町の住民の皆さんがどのような住宅需要を持っていらっし
やるのかということは、把握できるんだろうというふうに思います。

ただ高速道路が中心市街地まで延びてくるということも受ければ、通勤圏が広がるということ
もありますし、また、移住定住で、こちらに移住してこられる方々の住宅の需要というのは、こ
れ当然、全国レベルですので、下手すれば、海外からもいらっしゃるかもしれませんし、正確に
把握することはできないんだろうと思いますが、そういった需要を外から来られる方々というの
は、把握はできませんけれども、どのぐらい増やそうかとかですね。そういったものを政策で、
例えば増やしていく。そういう力を加えていこうということではできると思うんですよね。人口減
少に歯止めをかけたい、ここ山都町としましては、住宅需要というのは増えてほしいわけですね。

そういう意味で、住宅の需要創出に向けた何か取組というものがもしあれば、教えていただ
きたいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） お答えいたします。住宅需要の創出につきましては、町の住環境の整備に関する支援策や子育て、教育環境の充実が、移住希望者に限らず、既に山都町にお住まいの方で、転居や新築を検討されている方々にとっても、山都町で住居を構えたい、定住したいという思いにつながるものと考えます。

山の都創造課においては、移住、定住に関する支援策の充実を図るため、空き家バンク制度、その空き家を有効に活用するための空き家改修活用事業補助金制度、また、町外から定住を目的に、山都町内で住宅を取得、新築される方への定住支援住環境整備事業補助金制度など、様々な支援策を御用意しております。

そのほか、就農支援や子育て、教育環境に関する情報など、仕事、住まい、暮らしに関する情報を1枚に取りまとめ、窓口配置し、情報発信を行っております。

今後につきましては、これまでも支援策の利用状況や移住定住相談でいただくニーズに合わせ、制度内容の見直しを行ってきておりますが、引き続き皆さんが住みたい、住み続けたい山都町となるよう対応していきます。

また、ホームページや公式SNS等を有効に活用し、情報発信の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） お伺いしましたところ、様々な政策を山都町に住みたいという方を増やしていくということで、展開なさっているということが確認できましたし、また、それらの事業をやっているということ、情報発信するということも御答弁いただきましたが、非常に大事なことだろうと思います。

住む場所をどこにしようかと考える方というのは、いろいろな候補地を比較検討なさると思うんですね。そのときにより御自身が生活なさろうとする思いにとって有利な場所を選ばれると思いますので、様々な支援事業を展開しながら、それを情報発信するというのは大事だなと思って聞いておりました。

また、土地や建物の所有については、以前から税負担軽減措置の面について、国のほうも検討が進んでいるようなんですけれども、ただ私も調べますと、地方公共団体の裁量が今まだ狭いといえますか、地方公共団体の裁量でできる税負担軽減の枠というのは少ないみたいで、これを広げようという動きもあるようなんですけれども、住宅に関する税制の面でも、町の裁量で税負担軽減ができるものがあれば、そういったものも活用しながら、山都町の裁量で税負担の軽減をここまでできていますと、この地を選んでいただければ有利ですよということが、移住、あるいは次の住居を持つとする方々の選択肢の中に入るように、検討をしていくことも大事なと思います。

では次の質問ですが、山都町のこの住宅事情を向上していくためには、冒頭の町長からの御答弁にもありましたように、町行政単独ではなくて、民間との連携、いわゆるそのPPPですとか、あとは公民連携、PPPとかPFIとかいうと、一つの事業に官民が連携するという感じですが、事業というよりも、住宅政策全体で、そうしたPPP、いわゆる公民連携を進めていくことが不

可欠だと思うのですが、今後、こういった公民連携に関しては、町としてどのように進めていこうと具体的にお考えなのか。あれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。町営住宅につきましては、現在見直しの委託中の成果、また、現在建設中の下市PFI住宅の事業の効果及び検証を踏まえ、今後の住宅政策に反映していきたいと思います。

また、民間事業者、空き家バンク登録者等につきましては、いろんな要件をクリアする必要がありますが、住宅改修に国が直接補助する制度がございます。このような制度を紹介していきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原誠君） やはり行政単体ではできることに限りがありますので、ぜひ民間の方々の住宅サービスに対する投資、これもどんどんと喚起できるような、そういう施策を考えていきたいなと思います。

それでは、今までの質問の中で、実に複数の課から御答弁をいただいておりますが、そのことから分かりますように、住宅政策というのは、やはり課をまたぐプロジェクトだろうと思います。

今後、町がこれを推進していくに当たりまして、体制として、どのような体制で臨もうとお考えか、町長のほうから御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田穰君） 今、眞原議員からありましたとおり、住宅政策につきましては、各課横断的な部分がありますので、今後につきましては、先ほど、SDGsの推進本部を町長を本部長として設置をしておるところでございますが、全ての課でするかどうかは別にしながら、先ほど来、答弁をしております各課、五つになるかなと思っておりますが、そういうのを含めた中での推進本部という形になるかならないか分かりませんが、そういう形の体制を早い時期につくりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原誠君） ぜひ、その推進チームといいますか、体制を作っていただきながら、横串を通す形で、スピーディーに住宅政策のほうを進めていただけたらと思います。

では、最後の大きな質問に移ってまいります。健康寿命延伸について、残りの時間で少しお伺いしたいと思います。

健康寿命、これ厚労省、厚生労働省によりますと、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間という定義づけがされています。

要するに、人生の最後まで元気に過ごされる、そういう期間だろうというふうに、平たくは捉えているんですが、これを延ばすということは、人生の幸福度の向上はもちろんのこと、行政サービスについても様々な解決の課題につながっていくのだと思っています。

まずは、単刀直入に質問をいたしますが、この健康寿命の延伸ということは、山都町の政策目

標には入っているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画では、健康寿命の延伸という言葉での目標設定ではなく、健康寿命を介護を必要としない期間として捉えて、目標を定めております。

高齢者の元気をつなぐまちづくりを基本計画の一つに定め、介護予防事業や介護予防サポーターなどのボランティア養成、高齢者はびねすポイントの事業に取り組んでおります。

また、総合計画の基本方針、健康づくり体制及び医療体制の維持強化の中の数値目標として、要介護2以上、認定者の平均自立期間の数値目標を定めております。その取組として、住民主体で健康体操を行う通いの場やサロン活動の推進を行い、健康寿命の延伸に取り組んでおります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 健康寿命を延ばしていく、延伸するという事は、逆の視点から見れば、介護を必要とする期間をより短くしていく。そういうお話ですよね。そういうところで目標設定されているというふうに、今の御答弁でお伺いいたしました。

それでは、山都町の現在の健康寿命、これ数字、全国での平均は、私、ネット上で見たんですけども、山都町で数字があれば、教えていただきたいと思います。もし数字をお持ちであれば、全国の平均も併せてお願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。私どもで持っておりますのが、ちょっと厚労省とは別のKDBといまして、国保データベースから抽出しているのを指標としておりまして、その目標からの設定値で、現在の令和3年度の実績値というのが山都町の場合ですと、男性で79.2歳、女性が84.2歳となっております。同じデータベースの中で、国は79.9歳、女性は84.2歳で、余り差はないと認識しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） まずは、この年齢数値が高いのか、そうでもないのかというのは、判断難しいところかなと思いますが、全国平均とそんなに差がないということも、何かしら特徴があるのかなというふうな気もいたします。

そのあたり、もし分析していきながら、今後の健康寿命の延伸につなげていければいいんだろうというふうに思います。

それでは、この健康寿命についてなんですけれども、総合計画を拝見しますと、健康づくりというそのテーマと、あともう一つ、体力づくりというテーマがありまして、それぞれが別な、いわゆる基本計画といえますか、各項の中に入っているんですけれども、ところが、この二つというのは密接に関係しているというのはいま議論するまでもなく、明白なことだろうと思います。

健康づくりと体力づくり、それぞれ担当となる課は違いますけれども、結果としては、連携といえますか、つながりがありますので、そのあたり意識して、各課で連携した取組というのは何

かございますでしょうか。あれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。体力づくりと健康づくりの連携はというところなんですけれども、今現在、明確にやっているというところでは、住民全体の健康づくりに積極的に取り組むために、令和3年度から高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業を福祉課との連携により開始しております。

これまででも、それぞれには取り組んでいたんですけれども、さらに、75歳を過ぎてからも、途切れなく継続させて、それこそ健康寿命を延伸させるための働きかけを行っているところです。大まかに言いますと、疾病予防のための検診後に、個別指導ですとか、健康教育または健康相談を個別に応じた形で、ずっと継続して行っていくのと同時に、中には、全然受けられない方をフォローアップして、戸別訪問したり、健康教育のほうにサロン等で導いて、個別と全体と同時に進めて、その人に合ったサービスを必要なときに行っていくように進めております。

その中で定期的に、関係職員としまして、山都庁舎内の本庁と支所全体の保健師、栄養士の連携した会議を定期的に行いながら、その中で、高齢者の健康課題を明確化し、優先度の高いものから行っていくところで、共有しながら進めているところです。

また、一方で、令和3年度からコロナ禍によりまして、それこそ戸別訪問ですとか、保健指導が思うようにできませんでしたので、どうしてもちょっとその数値が下がっているような状況はうかがえるところです。

そのような中でも、先ほどからもずっと言っておりますが、福祉課で取り組んでおります高齢者のはびねすポイント事業では、以前はいろんな事業への参加ですとか、ボランティア活動への従事がポイントということで取り組んでいらっしゃいましたけれども、それに付け加えまして、個人の継続的な取組もポイントがされるようになりましたので、例えば毎日ラジオ体操が流れておりますけれども、そういうのも手軽に継続できる健康維持の取組になると考えておりますので、これからも進めていきたいと思っておりますし、当課で取り組んでおります健康ポイント事業ですね。スマートフォンを利用した形にはなりますけれども、早い時期から、自分の健康を管理するツールとして利用していただくように、これからも意識づけを早くから行っていくというところで、連携を深めていきたいと思っております。

いずれにしても、若い世代からの骨折予防ですとか、全身の健康に影響のあります口腔ケアは、早いうちからやっていくことが重要だと認識しておりますので、生涯学習課で取り組んでおります山都ふれあいスポーツクラブですとか、隔週くらいの活動で、若いうちから定期的に体を動かす習慣をつけていただくことが大切であるというのを周知は知っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、なかなか一定の方の利用になっているような状況もありますので、一体的に広めていくことも必要ではないかと思っております。

それと同時に、山都町には恵まれた地形を生かしたフットパスのコースも幾つもあります。多くの資源を有効に利用し、活用できるよう、情報を提供しながら、健康づくりや体力づくりを意識して継続して取り組んでいただくことが、健康寿命の延伸につながると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 御答弁の最後にもありました、何というんですか、若い力の体力づくりへの興味ですとかが重要だと思いますし、何よりも御自身の健康状態に関心を持っていただくというのも非常に重要なと思いますので、そのあたりをやっていらっしゃると思いますけれども、継続しながら、啓発を進めていかれることが大事なところと考へたところです。

体力づくり等を言えば、新しい体育館の建設、それから、運動公園の整備が進んでおりますけれども、そうした新しい施設を町民の積極的な利用で、この健康寿命の延伸につなげてほしいと思っているのですが、そういったところで何か計画なされている施策などがあれば、教えてください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、山都町運動公園整備事業におきましては、総合体育館、芝生広場を整備しておりますが、今後、サッカー場やランニングコース、中央グラウンドやちびっこ運動場、広場など、整備を予定しております。個人や家族、団体など、様々な形態で利用いただければとなるよう、イメージしながら事業を進めているところです。

このことは第2次山都町総合計画の体力づくりの推進において、高齢者のみならず、子どもから大人まで誰もが健康な生活を送れるよう、体力づくりやスポーツを楽しめる環境整備で、主要事業の一環でもございます。

健康寿命延伸につながる施策としましては、現在整備しております芝生広場は、多目的な利用を考えておりますが、特に高齢者を対象としたグラウンドゴルフなど、利用促進を図るとともに、運動公園施設を利用しながら、子どもから高齢者の方まで参加できる山都町の総合型地域スポーツクラブである山都ふれあいスポーツクラブへの加入促進に努めるとともに、様々なスポーツ団体の活動を支援してまいります。スポーツを通じた健康で豊かな生活を通して、健康寿命延伸につなげていきたいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） せっかく、よい施設といひますか、新しい新設の施設を造っていつているわけですし、また、総合型ですので、今御答弁にもありましたとおり、個人、家族、団体、様々な形の方々が幅広くスポーツに、あるいは手軽な気軽な運動に使っていただけるようになればいいと思ひます。

今までも、山都町が所有しております様々な健康づくりの機器だったりもありますけれども、どうしてもその御利用が一部の団体の方に偏ったりというところもあったように思ひます。新しく造っていきます施設に関しては、なるべく幅広い皆さんが御利用できるように考へていただければなと思ひます。

せっかく、町が進めている大型の投資事業ですし、これらが町民の福利の増進に直結していくように、各課で連携しながら、ソフト事業の充実、これを目指していただきたいと思ひます。

本日の質問は全て終わりました。丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時56分

9 月 14 日（水曜日）

令和4年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年9月8日午前10時01分招集
2. 令和4年9月14日午前10時0分開議
3. 令和4年9月14日午後2時59分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
4番 西田由未子議員
 - 日程第2 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期））
 - 日程第3 議案第69号 山都町物産館条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第70号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第71号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について
 - 日程第6 議案第76号 令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第72号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 議案第73号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第9 議案第74号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について
 - 日程第10 議案第75号 令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久

企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山の都創造課長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学校教育課長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

町長から発言の申出がっております。発言を許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

御了承いただきましたので、おわびを申し上げます。

去る9月8日の提案理由説明におきまして、提案いたしました議案について説明をした際に、提案していない議案の説明が含まれておりましたので、議案第64号と議案第65号について発言を取り消して訂正いたしますので、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（藤澤和生君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） おはようございます。4番、西田由未子です。9月議会の最後の一般質問に立ちます。よろしくお願いいたします。

昨日の質問や町の御回答を聞くにつけ、私たちの大切な山都町を持続可能で住み続けたいまちにしたい、100年後も自然豊かなこのままの風景を残したい、自然に学び、自然を大切にしたいまちづくりをしたいという思いは、みんな同じだというふうに思いました。ただ、思いだけでは、それを実現することはできません。実現に向けてどのような政策をとっていくのか、その政策が、この思いを実現するために、そのことにつながっているのか、きちんと町の執行部の皆さんと議会で話し合いをし、納得をして進めなければなりません。そして、話し合った経過を町民の皆さんにも明らかにし、理解をしていただき一緒に行動していかなければ、せっかくの思いも絵に描いた餅になってしまいます。

先ほど言いました繰り返しになりますが、持続可能で住み続けたい町、100年後も自然豊かなこの風景、自然に学び、自然を大切にしまちづくりという大きな目標を成し遂げるため、今回はごみ問題を中心に質問いたします。

少し順番を変えて、質問させていただきます。質問台から質問します。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） まず初めに、上益城5町で一つのごみ処理施設を造る計画について、お尋ねをします。

最初に確認させていただきますが、ごみというのは一般廃棄物と産業廃棄物の二つに大きく分けられます。産業廃棄物は、いろんな事業を行う事業者が出したもので、この処理については、ごみを出した事業者が責任を持って処理するように決められています。一方、一般廃棄物は、家庭から出るごみ、飲食店や施設、病院、学校等々から出されるもので、これを適正に処理する責任というのが市町村にあります。

上益城の五つの町、山都、御船、甲佐、益城、嘉島は、平成27年度から、この一般廃棄物を処理するための施設を協力して造る計画を立てました。それによると、上益城の五つの町で、ごみを燃やす施設、し尿処理施設、最終処分場の整備というのが計画されています。どの町の施設も古くなり、単独で新しく造るのは財政的に難しいことから、五つの町でお金を出し合い、御船町の上野地区に建設予定というところまではなっていたと思います。

それで、2年前に、このためにも、燃やすごみを減らすために、生ごみとし尿処理を一体で処理する施設、そこでは液肥が作られ、農業に利用され、それからバイオマス発電をし、施設内の電気を賄えるというものです。その施設と紙おむつの分別収集について、この五つの町が一緒にお金を出し合って造る施設の計画の中に提案をお願いしておりました。この間、どのような検討がなされてきたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。令和2年、第3回定例会で提案された件とありますが、新型コロナウイルスの影響で、その後、協議会は開催されておりません。ですので、提案されておりませんでした。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） でも、2年間の間に一度もないというのは、いかがなものかと思うんですね。コロナ禍でもオンラインを使った会議とかがされるはずですので、それは、大変心外なお答えでございました。

その間も、熊本地震後、各町の財政状況が厳しくなったことを受けて、県の仲介で民間2社からの提案があり、今後は民間で広域のごみ処理施設建設を進めるとなると、昨年9月29日、議会での正式な行政報告としてではなく、この庁舎の2階の会議室で県からの説明を受けました。なぜ広域連合からの説明ではなく、県が説明されるのかなと不思議に思っておりました。そして、その後すぐ、10月には、その協議を始める覚書が結ばれています。その覚書では、地元の意見等

を踏まえ、環境に配慮した整備、運営を協議することを確認とあります。

立地地元である御船町上野の住民皆さんの意見を、山都町としてはどう捉えていらっしゃるんですか。また、その覚書以降の進捗状況の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。町として把握しておりますのは、御船町主催で、数回、地元説明会が実施され、本年3月28日に環境影響調査、環境アセスメントの実施に向けた基本協定を民間2社と五町で結びました。その後も御船町で地元説明会が開催され、その中で、環境影響調査を今後進めていきますとの説明が行われたことが分かっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この間、御船町での、今言われた地元説明会は何度かあっているということは承知しておりますし、山都町でも開催をしていただきたいをお願いをした経緯がございます。でも、それがなかったもので、7月28日に行われた御船町全体での住民説明会に参加させていただきました。

それから今年の9月29日も、資料はありましたけれども、そこからも少し変更がされているようです。その計画を見せていただくと、最初の計画からすると大きく変更されているんですね。五つの町で、1日80トンのごみを燃やす、一般廃棄物を市町村の責任で処理する施設を造るはずだったのが、産業廃棄物も含めて900トン回収し、それを選別分類した後の400トン燃やして電気をつくる施設となる。そのために、1日10トントラックの100台が上野地区に来ることになるという計画になっています。これは大きな変更であり、この変更については、広域連合の広報誌「ゆめGO 42」でも、5町の町長と県の担当で決めたと書いてございます。

また、五つの町でつくるごみ処理施設設計画の中には、令和3年から7年度の計画の中に、自分たちの出したごみは自分たちの地域で処分するという大事なことを掲げて、ごみを燃やす施設とし尿処理施設、最終処分場も造るとありました。このことは自区内処理と言いますが、自分たちの出したごみは自分たちの地域で処分するのは本当に大事な方針で、これを掲げていただいていたことを私は本当にありがたいと思っていました。ですが、し尿処理場も最終処分場も造らないと決まりましたと突然聞かされたわけです。これも、五つの町の町長と県で決められたんでしょうか。

一般廃棄物の処理は、地方自治体の責任で行われなければなりません。それを民間に建設運営を任せることになりました。そして、当初と先ほど言いましたように、内容が大きく変更されたという、そのような重大な変更をどこでどのように決められたのか御説明をお願いしたいと思います。町長からお願いしたいと思います。

本来ならば議会における行政報告等が、この件の経緯については、あつてしかるべきことだと思います。広域連合のホームページでも調べようとしたんですが、ここ1か月以上、不具合で見ることができません。議事録等もあるかと思うので、その提出もお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。当初、上益城郡5町、そして阿蘇郡の西原も含めたところの協議会の結成でありました。その後、協議を重ねながら、し尿処理につきましては、御船町の、し尿処理をしているのは山都町と甲佐町ということでありましたので、御船町の下水道最終処分場等に投入のほうがいいんじゃないかというような方向性を出したところでありました。そして処理場につきましては、協議を重ねておる中で、熊本県のほうから民間業者を含めたところの提案があったというのが事実であります。その後、我々も、その施設等々も視察をしながら決定といえますか、今の状況になっておるといふようなことでございます。

先ほどありますように、地震後の計画と、今後、大きく変わりましたのは、200億円以上の建設費がかかるというような試算が出たところで、各5町、その当時は西原村は参加を見送っておられました。場所的に今の場所では遠いというようなことで離脱をされておりますが、その後、5町の中で、200億円以上の建設費を負担するのは非常に地震後の経済、経営状況の中では難しいというような判断をして、民間2社といいますが、最終的には合同会社をつくられるという思いでおりますが、そのほうがいいんじゃないかというようなことでありました。そしてまた、最終処分場につきましても、その場所に建設する予定でございましたが、これにつきましては、処分場外によその施設に持っていくということでもございましたので、その点についても、地元、また我々にとってもいいことじゃないかなという判断もあった中で、今回、去年の、言われますように5月に皆さんにおつなぎをしながら、そして今年3月28日だったと思いますが、県知事立会いのもとで、環境アセス等々に向けた契約書の締結をしたというようなことであります。

一番大きな原因は、その間、皆さん御存じかと思いますが、上益城で処理場を造る前に熊本市のほうから提案がありまして、造る前に熊本市への搬入をというようなことでありましたので、各施設、老朽化が進んでおりますので、それも含めた中で協議をした中での今回の決定になったということでございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） いろいろ協議を重ねられたということですので、いろいろ協議を重ねられた中に比較検討されたと思うんですね。今言われた、建設費用に200億円以上かかることになったと、地震後、大変な財政状況にあるというのはよく分かります。

ただ、私の調べたところによりますと、建設費用については3分の1、国からの建設補助の交付金が出るといいます。町でのいろんな大型の公共事業をするときにも、交付金に、できるだけ有利な起債を合わせてされますよね、そういう方法も考えられたんだろうと思うんですね。そのことと、先ほども言いましたけれども、最初の目的とすごく大きく変わっている点についての整合性といえますか、自分たちが出したごみは自分たちの地域内で処理をしましよと、令和3年から7年度の広域の計画の中にもうたっておりますので、それを変更するわけですね。最終処分も外にお願いする、し尿処理場も造らない、最初は造るという予定だったのが造らないという大きな変更に対しては協議を重ねられたと思いますので、ここではその詳しい協議を言っていたかなくても結構ですけども、大事な協議の議事録があると思うんです。ありますよね。議事

録の公開をお願いしたいと思います。どうしてこんなふうにならなくなったのかということの説明がないので、先ほど立地地元である御船町の上野地区の方の意見に対しては、町の見解が申し述べられませんでしたけれども、そこが、引っかかる場所が出てくるわけですね。その辺については、町長どんなお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今言われます、自分の出したごみは自分のところで処理せよということですが、現実に山都町でも、大型ごみとか粗大ごみとかはよそに行っておりますし、また産業廃棄物になりますと、最終処分をする灰だったり、クリーンハウスの汚泥だったり町外に持ち出して処分をお願いしておるところでありますので、全てが、今、我が山都町内で処分ができておるというわけではございませんし、今後も、今回の決定の根拠は、そういうものもありますし、まずは、先ほど言いましたように、財政的には、うちはおかげで今のところ、地震後、そう大きな財政の緊迫はしておりませんが、他町のことは言いません、管内、大変な地震の状況下は皆さん御存じのとおりでございます、大変な経営状況の中でということでございましたので、その点が一番大きな部分があったという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほど言いました、自分たちのごみは自分たちのところだというのは上益城広域のことなんですよね。だから、上益城5町の広域のごみ処理施設計画の中に、そう掲げてありますので、5町で、ごみの焼却施設とし尿処理施設と最終処分場もつくりましょうという計画だったわけですね。だから、その計画が変更になったので、これは大きな変更だから、きちんと説明していただきたいということなんです。

確かに財政上のことがあるというのは重々承知しておりますので、それは分かっております。ただ、変更があったときには丁寧な説明をいただきたいということです。議事録の提出についても、よろしく願いいたします。

今までちょっと申しましたように……

○町長（梅田 穰君） 議長。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 議事録の提出につきましては、私の一存で、今日出しますとは言われませんので、協議会等々で、もう協議会は解散をしましたので、町長会等で協議をしながら、また回答したいと思います。

○議長（藤澤和生君） 14番議員。

○14番（藤澤和生君） 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会というのがございます、先ほど言われましたように。その中に、山都町から議員も二人、委員として出席しております。もちろん執行部も出ております。その中で協議したことは、その中である程度解決を今までできております。消防議会あたりもそうです。ここで一段と別のところから執行部に言われるのは、私自身いかなものかというふうに思います。ある程度は、そこの議会が、出席したところの促進協議会で協議をするべきだと私は思いますけれども、その辺を考えて質問のほどお願いいたします。

す。

○4番（西田由未子君） 考えた上で、いろいろお尋ねをしましたけれども、分かりませんでした。直接、広域連合のほうにお願いしようかとも思いましたけれども、あまりにも頭越しではいけないだろうと思って、ここで質問をさせていただきました。

次に、いきたいと思います。

もともと、地方自治体の責任で処理するべき一般廃棄物を燃やす施設の建設計画でした。先ほども言いましたが、1日80トン燃やす計画だったんですが、それ自体も、もっと減らしていくのがしかるべき方向だと思います。それが、産業廃棄物を含め400トン燃やす施設をつくるということは、ごみを減らしてリサイクルを進めて、埋立てられるものをできるだけ減らしましょうという国の方針がありますが、これにも逆行することではないだろうかと思えます。

そして、私たち山都町をはじめ四つの町は、ごみの焼却処理をお願いする立場です。そういう意味でも、上益城5町全体が地元意識を持っていなければなりません。ごみ処理施設の建設用地を提供くださった上野地区の方が納得と了解をされなければ、建設は進まないことだと思えますし、お願いをする私たちが、どんな施設を建てられるのかということも知らないではいけないと、町民の皆さんもです、ごみを出しているのはそれぞれですから、どんな施設が建てられようとしているのか知りたいという声も聞きます。それぞれの町で説明会が開かれるべきだと思いますし、ぜひ山都町からも、この民間事業者に、どんな施設ができようとしているのか、環境アセスも始まるということですのでけれども、説明会を要望していただきたいと思えます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員もおっしゃられるとおり、四町は御船町に負担をお願いする立場であり、負担が大きい施設の立地町である地元御船町の住民の方に、まず御理解をいただくことが最優先であると思っております。その上で、内容が納得されて計画が出るとしますので、それから進めていけるものだと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今のお答えだと、ほかの四町に説明会がなされるのは、もっと先のような気がするんですが、私は今の段階で知るべきだと思うんです、言われたとおり、お願いする立場の私たちは、どんなものがつくられようとしているのか。それについて私たちも、こういうふうにしたほうがいいんじゃないですかと、お願いする以上、このほうが上野地区の方が納得されるんでないですかということを、やっぱり言っていかなければいけない立場だと思うので、もう一度お尋ねしますが、早い時期での今の段階の企業側の説明会を町からも要望していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほども申しましたが、まず地元の方に計画を納得していただかないと、その後で変わっていくとか、ほかのところで言ったから変わってい

くというのでは統一性が取れないと思いますので、まずは地元の御船の上野地区の方に納得していただくことが最優先だと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 分かっていただけないのは大変残念ですけれども、それでは、御船町でいろんな説明会があるときの広報を、ぜひ4町にさせていただきたいと思います。ほかの町からも御船町に説明を受けに行くことができるようにしていただきますよう、それはぜひお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 回答いたします。そういう地元説明会があるということの周知はできると思いますが、その場で意見を述べられる方は、あくまでも御船の方の御意見だと思いますので、そちらのほうを重要視させていただきますので、必ずその中で意見が述べられるかどうかについては、この場では回答を控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 周知をしていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、燃やすごみの減量の取組についてお尋ねをいたします。

先ほどから出ている、上益城の五つの町で一つのごみ処理施設を造るという方針には変わりはありませんので、今は、それぞれの町で違った形で行われているごみの分別や燃やすごみを減らす取組については統一していく必要があるかと思っています。その取組の進捗状況をお尋ねします。お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、統一が必要ということで、町としても、先ほど町長が申しましたが、令和2年3月30日に熊本市と上益城5町で、可燃ごみの広域処理に関する覚書を締結し、熊本市と関係町村で協議を行っております。その中で、今年度にも入り、熊本市、上益城5町、それとごみ処理施設等のほうで、数回、担当者会議を行い、検討すべき課題の整理等を行っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 検討が進んでいるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳しい中身については、また別の機会にでもお知らせいただければと思ひますが、最初に申し上げましたように、2年前の提案についてですけれども、全国平均で燃えるごみの40%になる生ごみを分別して肥料にするとか、生ごみの家庭での処理を進めるためにキエーロという道具がありますと、この道具を普及させてはどうかということも申し上げてきました。

キエーロについては、町民の方が手作りをして、本庁や支所で展示会をされたりしてきています。SDGsの予算で、キエーロの作り方、ワークショップも計画されているとありますので、

実現できるようにお願いしたいとともに、電気を使わずに処理できる生ごみ処理機として、助成の一つにこのキューロをぜひ入れていただきたいと思います。キューロを作る事業者が、そのためには事業者が必要だということでしたので、募集要項等をつくっていただき、実現に向かうよう重ねてお願いいたします。

また、紙おむつのリサイクルについても、令和2年3月に環境省からガイドラインもつくられました。九州では大牟田市や鹿児島県志布志市で取組があります。ぜひ、先ほど言われた5町の担当で検討していただきたいと思ひますし、そのことについて、進捗状況の中に、具体的には先ほど言われませんでしたので、何か分かっていることがあれば、お答えいただけるとありがたいです。現在燃やしているものから生ごみと紙おむつがなくなれば、随分燃やすごみは減らせるはずですが、ただ、そのとき高齢者の御家庭の支援が必要になると思ひます。特に今でも家庭で介護されているところでは紙おむつが重くて、ごみ出しが大変ということをお聞きします。分別やごみ出し支援についての配慮が必要になると思ひます。

冒頭申しましたように、大きな目標達成のためには町民の方の理解と協力が不可欠です。このことについては、また別の機会に詳しくお尋ねしたいと思ひますが、5町での話合いの中で、生ごみのことや紙おむつリサイクルについて何か具体的なことがあつたら、付け加えがあればよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。まず生ごみ処理については、現在、民間のほうで建設の検討がされております中に、生ごみの堆肥施設の計画もあるやに聞いております。

それと、おむつのほうなんですけど、おむつについては、具体的に担当者の中では話合いを特段にはしておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） このことについては2年前からお願いをしてきたことで、先ほど、コロナ禍でできなかったという御返事でしたが、早急に5町に提案していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから、それに関連ですけれども、今年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法が制定されました。プラスチックを分別収集する取組についてお尋ねをします。5町で統一したというのもそうですけれども、まずは山都町ではどうお考えかということをお願ひしたいと思ひます。

2年前の段階で、甲佐、御船は、食品トレーのみを回収していると、益城ではプラスチックのマークがついているものを分別収集されていると御回答いただいております。山都町はペットボトルのみで、プラスチックマークがついているもの、いろんな包装容器にプラと書いて矢印マークがついているのがありますよね。それを分別収集することについては、保管場所や収集方法、どこにリサイクル処分を頼むのか等の課題があるとお答えをいただいております。

今後、山都町においての取組をどのようにされていくか、見通しを御説明いただきますようお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。本年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックごみを減らしていくことが企業に求められました。市町村としても、プラスチック製品等の分別収集などの措置を講ずるよう努めることとなりました。

本町においても、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ペットボトルは分別をしておりますが、その他についてはプラスチックごみの総量を知り、必要な対応施設を整備する等の検討をする必要があるため、現在、ごみの組成調査を実施することになっております。その上で回収方法を検討し、令和7年度の熊本市への可燃ごみ処理委託に併せ、上益城ほか4町と情報を共有しながら、プラスチックごみのリサイクル実施を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 令和7年度に向けて、準備を進められているということで、大変ありがたいことだと思います。ただ、今年は令和4年、あと3年あるということで、もうちょっと早くならないかなという思いはします。

先ほど、どれくらいプラスチックごみがあるか調べないとおっしゃいましたが、実は、我が家で試みにプラマークがついているものを分けてみました。そしたら、大体ですけど1か月に、大きなごみ袋にぎゅうぎゅう詰めて、二つ分、約4キロありました。1年間で48キロ、山都町全体とすると約307トンになるかと思うんです、私の計算でいくとですね。令和2年度の燃やしたごみが2,878トンだと聞いておりますので、それからすると約10.6%ちょっと減らせることになります。

今度の法律では、プラマークがついているものだけではなくて、食器とかお風呂の椅子とか、いろいろ私たちの暮らし、こういうものとか、たくさんプラスチック製品がありまして、その法令上には157品目書いてありました。本当に私たちの身の回りにプラスチックでできたもの、包装のものだけじゃないプラスチック製品があふれているんだなと思知らされる思いがしました。そのようなものまで分別すれば、かなりの量になります。そして、これを一括収集と言うんだそうですけども、その一括収集をする自治体は処理費用が増加しますよね。なので、その処理費用増加に伴って特別交付税措置がなされるとも書いてありましたので、ぜひ、なるべく早く、一括収集はすぐには無理かもしれませんが、まずはプラマークからということからでも、できれば、交付税措置がなされるということですので、それを視野に入れて一括ですということも検討しながら進めていただきますようお願いしたいと思います。

このように、プラスチックごみとか生ごみとか紙おむつ、その他リサイクルできるものをできるだけ分別すると燃やすごみは減らせる。燃やすごみが減らせるということは、燃やした後の焼却した灰を最終処分場に持っていく量も減らせる。だから最終処分場の埋め立てるものが減らせるということになるんですね。実際、リサイクルが進んで、全国で年間100戸ぐらい造られていた処分場が、そういう時期があったそうですが、今は年間10戸ぐらいとなり、埋立てられる量

も大分余裕がある状態になってきていると聞きます。

そのような中で、東竹原地区に民間の産業廃棄物最終処分場の計画が持ち上がってまいりました。後から言いますが、ちょっと状況が変わっておりますけれども、5月29日の住民説明会がありまして、地域の方から、30年前に、この業者が自分のところから出た産業廃棄物を埋め立てた付近で今でも汚水等があって心配だという訴えがありました。合併前の蘇陽町時代からのことで業者のしたことですので、業者側の責任が問われるところです。しかし、じかに、あの場で住民の不安の声を聞かれましたので、町としても何らかの対応が必要ではないかと私は思いますけれども、町としてはいかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。町では、説明会の後、発言者と現場で立ち会い話を聞くことができました。状況を確認しましたが、そのときは河川の色の変化やにおい、泡等の具体的な状況を確認することはできませんでした。ただ、気象条件等でも関係するかもしれませんので、今後も状況に応じて確認を行いたいと思います。また、町では河川の水質検査を例年独自に実施しており、日向泊地点については、過去5年分を確認しましたが有害物質は確認されておられません。

また、町では自治振興区ごとに美しいまちづくり推進員がおられます。月に一度、道路状況や河川などの見回り等を実施していただいておりますが、状況写真を付けて報告していただいております。その中で、異常があったとの報告は受けておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すぐに、そういうふうに町民の皆さんの不安に応える行動に出られたのは大変ありがたいことだと思います。その姿勢をずっと、これからも持ち続けていただきたいと思います。ありがとうございました。

次の質問で、「管理型の最終処分場計画について町からの意見を」ということを書いて出しておりましたが、今朝の星山商店のホームページを見ましたところ、環境配慮書の廃止手続ということが出されておりました。町の意見をどのように出されていくのかという質問予定でしたが、それはここでは割愛させていただきますけれども、ただ、配慮書の手続を一旦しませんが、今後再度練り直して提出されるということでもあります。そういうことになっていきますので、ホームページでは引き続き、御意見、御要望を承り、今後の計画の参考とさせていただきたいというふうにありますので、町としても各課に縦覧をしていただいて意見を聴取されている途中だと思いますので、それを、せっかくでするのでホームページに出していただきたいと思います。

そして、もう一つお願いがあるんですけれども、昨日の質問の答弁でも、町長のほうからも、まずは情報収集が大事だと言われました。そのとおりだと思います。なので、ぜひ町長はじめ、たくさんの役場職員の方にも、現場のフェンスのところまでではなくて全容が見渡せるところまで行っていただき、そして現地の方の思いを聞いていただきたいと思います。現地を確かめて住民の思いを受け止めるということが大事な情報収集だと思います。そのことを踏まえて、ホーム

ページへ町の意見を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。先ほど議員がおっしゃられました配慮書の廃止の手續について、まだ県のほうから通知は来ておりません。ただ、ホームページを確認したところ、そういうプレスリリースがあったのは確認しております。ですので、まだ仮定の話ですので、それについてどうするという回答は、ここでは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） そうですね、県からのがないということは、正式ではないということなので承知いたしました。ただ、お願いの部分、情報収集の中で、全容が見渡せるところに行っていたら、現地の方の思いを聞いていただくということは、ぜひ実施していただきたいと思っています。

冒頭に申しました、大きな目標達成のために、住民の思いを受け止めて、上流の町として下流域の水を守る責任を果たすための意見を、ぜひ上げていっていただきますように重ねてお願い申し上げます。ありがとうございました。

次の質問に移ります。義務教育学校のことについて、お尋ねをします。

令和9年度開校予定の義務教育学校について、6月から矢部、清和、蘇陽地区や各学校、保育園等で説明会がありました。そして先日、山都町ホームページにおいても説明会での質疑応答等がアップされております。そこには、たくさん詳しく書いてありますので、主な意見、説明会での質問、意見や、それに対する教育委員会としての考えを御説明いただきますようお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えいたします。説明会につきましては、8月までに16会場で実施しまして400名ほどの参加をいただいております。そのうち、60名程度の方から意見や質問をいただきました。また、説明会の開催がかなわなかった保育園や学校等には、保護者や職員向けに資料を配付しまして、アンケート用紙、それとスマートフォンから回答可能なロゴフォームというものをういてアンケートを回収しまして、50件ほど回答いただき、そのうち40件程度の意見や質問をいただいたところです。

説明事項に対する意見や質問の傾向としまして、施設整備とか整備時期等に関する事、また、教職員に関する事、義務教育学校の制度に関する事、また、準備委員会や今後の協議に関する事、学校運営に関する事、通学に関する事など、もろもろについていただいたところです。

議員が先ほどおっしゃいましたように、質問等、非常に多ございますので個別の紹介は控えませうけれども、代表的な意見や質問に関しましては、今度の広報やま10月号、来月発行号に掲載を予定しております。また、広報で紹介できない意見や質問のほか、説明時に用いた資料等、これは併せて町のホームページのほうに掲載しておりますので、ぜひ御覧いただければと思っております。また、インターネット環境をお持ちでない方で内容の詳細を知りたいとおっしゃる方が

ありましたら、ぜひ学校教育課まで御連絡をお願いしたいと思っております。

なお、また今後も、協議内容等について、随時、広報、町ホームページ等を通じてお知らせすることとしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 16会場、400名、それから意見をくださった方60名。そして各学校、保育園等にも全部、私は行かれたのかなと思ったんですが、行けなかったところもあって、資料配布のみだったり、アンケートをそこからもらうということで、50件ほどの意見をいただいたということで、関心は持っていただいているんだなと思います。

ただ、その中で、特に現在の小、中学校の保護者さん、それから保育園の保護者さん、それから子どもさんをお持ちでない方、若い方という方からの御意見としてはどうだったのかなと思うんです。それと子どもたちの意見も聞いてくださいというふうにお願いしてはりましたが、その辺についてはいかがでしたか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） 確かに今回の説明会に関しましては、保育園、学校を中心にお声かけさせていただいておるといことと、あと、町の説明会のときに、保育園にやられてない御家庭とかもおいでいただいて、いろんな意見を伺ったと思っておりますけれども、具体的に、その内容について、どの年代で、保護者が、子どもがいらっしゃるのかいないのかというもので精査した上で調べているわけではございませんので、なかなかお答えすることが難しいんですけれども、数点は、たしかいただいていたと思っております。あと、子どもの意見に関しましては、今度、中学校の場合は子ども以外も予定することになると思うんですけれども、その中で、いろんな御意見をいただけたらなと思うところであります。小学校あたりは、なかなか具体的な意見というのは難しいかと思っておりますので、基本的に中学生あたりからお聞きできればなと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） それからすいません、先ほど通学についても御意見、御質問があったということでしたが、そのことについて少し教えていただけますか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。通学に関しましては、意見の中で、スクールバスの利用ルールが統一されてないと。このスクールバスがあることによって運動不足になっているんじゃないかと、ちょっと御質問をいただいたところです。

スクールバスの利用ルールにつきましては、合併以後、実際統一されてないのが現状です。ですので、矢部地区、清和地区、蘇陽地区でそれぞれ、例えば自宅から何キロ以上離れたところから乗れるとか、その辺が実際統一されておられません。これまでも判断が難しいということで統一されていないかと思うんですけれども、交通安全面を考慮するのか、運動不足面を考慮するのか、

その辺を踏まえた上で、今後、義務教育学校の協議の中でいろんな協議をしていくと思いますけれども、その中でも、ちょっと調整、検討を重ねまして、できれば、すぐだったら難しいかと思うんですが、ルールの統一化をやりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） スクールバスの運行については、たくさん課題があると思います。私としては、タクシー送迎を導入することも考えていただきたいと思っています。また、同じバスを使ってふれあいバスの運行もされておりますので、ふれあいバスの運行にも関係をしてもらうと思うんです。

昨日も高齢者の健康づくりのことが出ておりましたが、サロンや通いの場に行きたくても交通手段がなくて困っておられるという実態は、ずっと言われてきている課題です。なので、スクールバスの運行については、学校教育課だけでなく交通体系全般と関係がありますので、企画政策課や福祉課とチームを組んで取り組んでいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど子どもたちの意見はどうですかというふうにお尋ねしましたが、やはり、私はこれを機に、ぜひ児童生徒に、どんな学校にしていきたいかという意見を聞いていただいて、新しい学校づくりに生かしていただきたいと思っています。文科省も言っている児童生徒に自ら学び、考え、行動する力をつけるということにも直結すると思います。現在の大きな課題だと思えます。中学校で子ども議会があるというのも大事なことだと思います。小学校は難しいと言われましたが、そんなことはありません。小学生でもしっかり考えることができるので、ぜひ子どもたちに投げかけていただきたいと思っています。

それと、もう一つが、全町的な見通しを持っていただきたいなということも確かあったと思うんです。清和地区に始まって、蘇陽、矢部地区と三つの義務教育学校を順番にというふうにお考えのようですが、それが果たして必要なのかなということや、場所や今ある学校の活用はできないのかなとか、通学区域をどう考えていくのかとかいうのを、まず、清和に一つつくってから、その後考えますというふうな方針ですけれども、そうではなくって、やっぱり矢部地区や蘇陽地区の方は、どうなるの、どうなるのということで不安になられているお気持ちはあると思うんですね。なので、見通しをやっぱり出していただきたいと思っています。それについては、お答えありますか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。意見や質問の中には、当然そのような御意見も多ございました。その辺を踏まえた上で、取りあえず学校規模適正化基本方針のほうで示させていただいて、今後、現時点では、まず清和自治区について力を注がせていただいて、恐らく、その完成までは待たないと思うんですけれども、完成前段階ぐらいから、やっぱり協議を進めていかないといけないことかなというのは承知しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） できるだけ早い見通しの提示をお願いしたいと思います。

最後の質問をいたします。

目の前の課題として、来年度から完全複式となる学校があります。町のほうでは、複式学級や支援を要する児童生徒に関わる教諭補助の先生を配置していただいて、対応してもらっていることは大変ありがたく、評価できる場所であると思っておりますが、残念ながら教諭補助の先生は授業をしていただくことができません。

三重県の亀山市、人口5万人のところですけども、そこは、亀山市立小学校複式学級解消教員取扱規程というのを平成30年につくり、複式学級の解消を実現しています。高森の義務教育学校においても同じだと聞いております。複式を解消するためには、やはり、きちんと県職員並みのお給料を支払っていただいて、授業ができる講師を採用していただくことが求められていると思いますが、その考えをお聞きいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えいたします。前段としまして、本年度において複式学級を有するのは、今、中島小学校と潤徳小学校の2校となっております。複式学級は過去2学級ずつの計4学級ございます。

来年度は、議員が先ほどおっしゃいましたように、中島小学校が完全複式と。あと、蘇陽小学校に新たに複式学級ができる見込みで、複式学級は合計6学級となる見込みとなっております。

それと、本町では、先ほど御紹介いただきました他自治体に先駆けまして、子どもたちの学びの向上や教職員の負担軽減を図るため、複式学級に教諭補助を配置しておりますけれども、そのこともありまして、複式学級となっても単独校が良いという、当時、多くの意見ございましたことから単独校を保持してきたという経緯が、まず、ございます。

いただいた提案につきましては、教育委員会においても、他自治体の取組事例として認識はしているところです。ただ、大きな課題として、人員確保の困難さがあるかと思っております。教職員の配置としまして、現在、県内のどこの学校も定員数の配置すら困難な状態にあります。新聞報道等にもありますように、県の費用で賄われる臨時採用の講師をもってしても教職員が不足している状態であるということを考えますと、別途、学級や教科を担当してくれる方を確保するのは相当に困難かと考えているところです。

また、現在、町の会計年度任用職員として教諭補助を担っていただいている方々には、本町の教育環境の向上に賛同いただき、それぞれのライフプランを考慮して協力をいただいているのが現状でありまして、県の費用で賄われる臨時採用の講師が不足していること等を折に触れ打診はしているんですけども、なかなか講師としての採用の希望はないところです。

教育委員会としまして、人員確保のため定年退職とか再任用を終えられた方、そういう方々に積極的な声かけを行っているんですけども、教職員の免許を所持しておられ、教鞭をとっていただける方がいらっしゃいましたら、ぜひ、御紹介いただけたらと思うところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） そのような方向を考えていらっしゃるということは大変ありがたいと思います。教員確保は本当に難しいところがありますので、私も教員だったこともあり、知り合いに声をかけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますが、昨日の町長からの答弁で、自分たちが出しているごみがあるから最終処分場もどこかになければならない、自分たちの暮らし方が、ごみを産んでいるというようなことをお話しされたと思います。その点については私も全く同感です。一人一人が、自分の出したごみの行方を想像する力を持たねばならないと思っております。ごみ収集運搬をしてくださる業者の方、それを処分してくださる業者の方のこと、処分場ができるかも、また、できたことで苦しんでおられる方のこと、そのことに思いが至らねばならないと思えますし、そのことから今の暮らしぶりをそれぞれが振り返って、ごみをできるだけ出さない暮らしをするようにしていくことが大事になると思います。町長、そのところを言われたのかなと理解しております。

また、家庭においては、まだまだ女性が分別を担っている現実も変えなければならないならなと思っています。そこには学校教育や社会教育の力も必要です。しかし、どこかになければならないからということと、それを上流の水源地につくってよいかということは、考える次元が違うと思っております。

これからも一緒に考え合いながら、よい方向を見いだしていけたらと思っておりますので、そのことを申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期））

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第77号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第77号について説明いたします。

議案第77号、工事請負変更契約の締結について。

令和4年、第2回臨時会において議決された山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期）請負契約のうち、契約金額8,107万円を7,986万7,477円に変更することとする。令和4年9月8日提出、山都町長。

提案理由です。本件工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1をお願いします。公共工事請負変更仮契約の写しです。

工事番号、山教生工第1号。

工事名、山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期）。

工事場所、山都町長原地内。

変更工事請負額、減額120万2,523円。

令和4年6月9日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。令和4年9月7日。発注者、山都町長。受注者、上益城郡山都町上寺1666の1、株式会社協信総業、代表取締役高畑博史。

資料2をお願いします。工事請負変更契約の概要です。

4の当初契約年月日から。令和4年6月9日。財源内訳は、全体で7,986万7,477円、交付金3,990万円、起債3,990万円、単独費6万7,477円。工事内容について、駐車場整備及び防災施設整備について、御覧の数量の変更のとおりです。

この後も、平面図でも説明しますが、特に減額変更となった最大の要因としましては、便所設置工の浄化槽設置におきまして、隣接する道路の保護を目的として、床堀において矢板工を計画しておりましたが、試掘において土質の状態もよかったものですから不要と判断いたしましたので、これを取りやめたため金額が下がったものです。

逆にプラス要因としましては、碎石舗装工と園路縁石工を追加施工したものです。契約の相手方、上益城郡山都町上寺1666の1、株式会社協信総業、代表取締役高畑博史。

資料3は施工箇所の位置図です。資料4は平面図です。朱書きで変更等を明示しております。中央グラウンド外周部に当たりますランニングコースの一部は、先ほど工事概要で説明しました碎石舗装工と園路縁石工の追加施工分を斜め格子柄で表記しておりますが、当初、盛土仕上げで終わっていましたが、工事の洗掘が顕著でありましたので、洗掘防止のため地先境界ブロックとクラッシャーランの路盤工までを施工したものでございます。また、図面中心部においては、トイレ、浄化槽、東屋があります。仮設矢板を取りやめた合併浄化槽が、真ん中の位置にございます。資料5はランニングロードの構造図です。ランニングコースで、追加工事で施工したものを朱書きにて示しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期））」は、原案のとおりに可決されました。

日程第3 議案第69号 山都町物産館条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第69号「山都町物産館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第69号を御説明いたします。

議案第69号、山都町物産館条例の一部を改正する条例の制定について。

山都町物産館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年9月8日提出、山都町長。

提案理由です。新道の駅物産館運用開始に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目をお開きください。新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、道の駅の移転に伴いまして、新たに道の駅通潤橋を追加するものです。令和5年度中に予定されております九州中央自動車道矢部インターチェンジの開通に合わせて道の駅を整備しておりますが、その施設の名称及び位置について規定するものです。

2枚目に戻っていただきまして、改正文をお願いします。

附則。この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。若干説明させていただきますと、これは当該条例を施行するために必要な準備期間が明らかでない等の理由から、当該条例の附則において施行期日を確定的に定めることができない場合の措置です。つまり、道の駅オープンとインターチェンジの開通を同日に合わせる必要がございますが、インターチェンジの開通時期が未定であることから施行期日を明確に定めることができないため、1年を超えない範囲としたものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今の御説明のところ、1年を超えないという御説明は分かりました。しかしながら、それこそ、まだ形の見えてないものに、今後、今から指定管理者を募集するというふうな話を、昨日、お伺いしましたがけれども、やはりそれとの兼ね合いもあり、まだ形の見えてないものに対する、この条例の変更の経緯というか、もうちょっとお話しただいてよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。本来であるならば、御指摘があったとおり、施設が完成して設置条例を提案するというのが本来の流れであると思いますけれども、指定管理者を公募して開業準備を行う時間を確保する必要があります。

今回、条例案を提出させていただきましたけれども、県等にも確認をして、工事が現在進捗しておりますけれども、工事が着工して、いつの時点で設置条例を上げるのが適切かということも県のほうと協議をいたしまして、その部分については、その自治体の判断によるということで御回答いただきましたので、これから指定管理者を選定して開業準備に進む時間を確保するために、今回、提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 私も、物ができないうちにと思いました。もしかしたら何か不測の事態があって、できないかもしれないか思ったりしてですね。

道の駅は、ここから言いますと、地番も城平660番地としてありますが、今の道の駅の住所とは違いますよね。新道の駅で仮称みたいになるんですが、それは上に届けをしなければいけませんよね。届出は済んでないんですよね。そこをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 道の駅の移転について、現在、県のほうに申請は上げております。まだ正式に国からの許可といいますか、承認は受けておりませんが、今、建設中のほうに移転をするということで協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 私も、急がれる理由というのは、指定管理者の応募のためにされるという認識でいいんでしょうかということと、新道の駅の名前は、何か公募される、もう名前は決まっているんですか。すいません、公募されて決まるのかなと私の中で思っていたんですが、もう、この名前も決まりということですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 今回、提案をさせていただいた理由については、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者を決定をして開業準備を進めるということで、時間的な期間

を確保するというところで、今回、提案をさせていただいたところです。

具体的には、9月、今議会が終わりまして公募を開始をして、11月には選定委員会を開催して、12月にまた指定管理候補者の議案を提出させていただきたいということで考えております。実際、12月以降、何か月、開業準備期間が取れるか分かりませんが、その期間を開業準備というふうに考えております。

それと名称については、新規でつくる方法と移転と両方ございましたけれども、今回、道の駅通潤橋ということで、現在の道の駅通潤橋を移転するという形で手続を進めさせていただいております。道の駅通潤橋という知名度もございますので、そういった部分では効果的かなということの判断をしたところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 道の駅のことで、じゃあ、そよ風パークの道の駅は物産館という位置づけではないということですよ。ここに載っていないということは。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） そよ風パークについては、そよ風パーク条例の中で規定をしております。道の駅というのは、あくまでもその施設を運営しながら道の駅の指定を受けた、受けないということで、現在、3か所ございますけれども、それぞれの施設が運用しているということでございます。

今回の物産館条例については、旧矢部町の条例をそのまま引き継いだ条例になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「山都町物産館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第70号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第70号について御説明いたします。

議案第70号、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めることとする。令和4年9月8日提出、山都町長。

提案理由です。山都町ランドデザインに基づき、九州中央自動車道矢部インターチェンジの開通を見据えた整備計画にて進めている中央グラウンド周辺の公園整備について、芝生広場が完成したことにより、一部供用を開始する方針となったことから、適正な管理運営を行うため条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

現在、中央グラウンド周辺の運動公園としまして、一体的に総合体育館や芝生広場等の施設整備を進めております。総合体育館につきましては、来年度の完成を目指して工事を着手したところでございますが、芝生広場につきましては、さきに議決を得て着工しましたトイレや駐車場等を除く芝生広場が完成しております。このエリアを山都町運動公園と位置づけまして、芝生広場一部の供用開始について条例化を図るものです。

それでは、条例案について説明いたします。

第1条は条例の趣旨です。この条例は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定める必要があります。

第2条は、設置に関して、平時は町民スポーツの振興を図るとともに、非常時は大規模災害時の防災拠点として運動公園を設置するものです。

第3条は、名称を山都町運動公園とし、位置は現在の中央グラウンドの番地を代表する山都町長原739番地としております。

第4条は、管理について山都町教育委員会が行います。

第5条は、1項の運動公園の利用期間は、基本的には1月8日から12月28日までとしております。2項の利用時間については別表を設けておりまして、中央グラウンドにおいて別に定めております山都町営グラウンド条例に合わせて時間帯を設定しております。また、ただし書としまして、利用時間の変更規定を設けております。

第6条は、運動公園を専用し利用しようとするものは、教育委員会の許可が必要となります。これは、ふだんは一般の方が使用される分についてはフリースペースとしますが、専用する場合においては、あらかじめ許可を要するものです。同第2項から3項は、その他、許可の条件を規定しております。

第7条は、1号から5号までの各号におきまして、運動公園内における行為の制限を規定しております。これらの行為をしようとする場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしております。また、2項から5項までは許可の手續等を規定しております。

第8条は、運動公園の利用の許可につきまして、1号から4号に該当する場合は許可をしないこととしております。

第9条は、利用者が1号から5号に該当したときの許可の取消し等を規定しております。

第10条は、使用料について規定をしております。

別表を御覧ください。

施設名中央グラウンドの料金設定につきましては、別に定めておりました山都町営グラウンド条例の料金設定をそのまま移行しております。これに今回、敷地の上段にあります芝生広場（A）と、下段のほうにあります芝生広場（B）の使用料を設定しております。

グラウンドゴルフ使用としましては、芝生広場（A）は8ホール、芝生広場（B）は16ホールできるスペースを確保しております。料金は、芝生広場（A）のほうは1時間当たり500円、芝生広場（B）は1時間当たり1,000円としております。

最後のページのイメージ図で説明しますと、中央グラウンドの上にあるのが芝生広場ですが、その左手が芝生広場（A）で、右手のほうが芝生広場（B）として設定をしております。

続きまして、第11条は、使用料の減免に関する規定でございます。

第12条から第18条までは、指定管理者に関する規定です。

まず、第12条は、運動公園の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めによるところにより、指定管理者に施設の管理を行わせることができるための規定です。

第13条は、指定管理者の指定の手続について、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき行うものとしております。

第14条は、指定管理者が行う業務を規定しております。

第15条は、利用料金につきまして、運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合の、利用に関する料金の取扱い規定です。

第16条は、指定管理に関して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求めるなどの規定です。

第17条は、指定管理者への業務停止に関する規定。

第18条は、指定管理期間の満了及び業務の停止を命ぜられた場合の原状回復についての規定です。

第19条は、利用者の損害賠償の規定です。

第20条は、規則への委任規定です。

第21条は、1号から3号による当該者への過料規定です。

最後に、附則で、条例の施行日を令和4年10月1日としております。2項につきましては新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

別表第1中、中央グラウンドの項を削除しております。

別表第2中、中央グラウンドを削除し、区分のバレーボール及び軟式庭球の項を削除しております。バレーボール及び軟式庭球は、元中央グラウンドの下段にありましたところで、現在、芝生広場になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 供用開始、おめでとうございます。この芝生広場ですが、当初から、グラウンドゴルフ場と言うといかんようなことで、芝広場と言ってくださいというふうな話でしたが、実際の使用料金とか等見ますと、もちろんグラウンドゴルフされる方々のためのものだというふうに認識していますし結構なことだと思うんですが、グラウンドゴルフをされる時にコース設定等々がありますよね、公式コースなんだというふうに思っているんですが。この芝生広場という観点で、今のようにグラウンドゴルフでない人たちにもオープンになると思うんですけども、このコース設定等は、常時そういうことをされているところもありますが、出したり入れたりという目的によって、もちろんグラウンドゴルフじゃない人たちも使えるというふうに公にしていけますか。いかがでしょう。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、この芝生広場はフリースペースとしまして、基本的には自由に遊べるようになります。コース設定につきましては、それぞれの協会のほうで設定していただくわけですけど、その都度、大会があるごとに設定して利用していただくということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 安心しました。それで、もちろん普通のゴルフのように穴を開けたりするわけではないし、ポストを置いていくだけということで、そういうことはできるんだろうというふうに思っています。一般の、例えば保育園児であったりとか小学校から、あそこにいる思い切り走らせるとか、そういった際に、私、本当に詳しくなくて申し訳ないんですけども、公式コースというときに、例えばゴルフ場でもそうですが、やはり芝を剥がないようにとか荒らさないようにとか、いろいろやかましい規定があったりするんじゃないかなと思っているので、そこら辺の、子どもたちが遊べるようなとか、お年寄りが安全に歩けるようなとか、そういったところへの配慮も十分をお願いしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員おっしゃるとおり、子どもから大人まで、この公園一帯を自由に遊べるスペースとしたいので、その辺の、誰もがよりよい、利用しやすいように公園内規定を設けて、表示等もして行っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この運動公園の範囲というのは、最後にある、この地図上でいったら、この黒いところも含めてということになりますよね。

今度、芝生広場と中央グラウンド、まずはここの指定管理をされて、ここの指定管理されたと

ころが、おいおい出来ていったところの、この黒の部分も拡張していくということになるんでしょうかというのが一つと、もう一つは指定管理者の業務、第14条には災害時の業務については書いてありませんが、災害時の業務というのはないのでしょうか。2点、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず1点目のエリアにつきましては、総合体育館から3会場、そのエリア全体を公園施設としてエリアを設定しております。その中で、今回、芝生広場が完成しますので、この利用規定を設けたところでございます。

それと、第14条の指定管理者が行う業務の中に、災害時の業務ということでございますけど、これにつきましては、また別途、指定管理者に業務委託を行う中で、そういった業務依頼をしていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、1番目の質問の確認ですけど、じゃあ今度、この条例ができて指定管理者が決まったときには、体育館も一つの指定管理者が運営していかれるということになるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、指定管理で考えているところは芝生広場と、まずは体育館が来年度完成しますので、令和5年度で完成した後、令和6年度からは体育館と芝生広場を、まずは指定管理というところで考えておるところでございます。その後、順次、サッカー場、ちびっこ広場ができていきますけど、その都度、この条例に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 指定管理者は、今のところ指定管理者にするときはの条例が入っていますけども、いわゆる野球場と芝生広場、今度のところは一体となって指定管理にされると思いますが、いつ頃から指定管理をされるのか、今のところ分かっているならば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。指定管理の開始は、先ほど申しましたとおり体育館ができた後ですので、体育館ができるのが令和5年度中でございますので、令和6年度から、まずは体育館と芝生広場を指定管理の業務の内容として入れていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ということは、それまでは一つ一つ運営を、教育委員会が管理するので教育委員会がするということですかね。その間に、例えば指定管理まではいかなくても委託される人というか、管理人を雇って、例えば野球場は誰さんに、今度芝生広場で新しいところは例

えばBさんにみたいにして、管理人を今までみたいにされるのかをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、管理人は置いてございません。維持管理のための芝管理とか芝生整備とか、それにつきましては業者委託、シルバー人材等に委託しておりますけど、管理につきましては現在のところないというところでございます。直営で、その期間はやる予定でございます。教育委員会が維持管理はやるということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 管理じゃなくて、運営ですよ。掃除とかは維持管理だけでも、それは分かるけども、もうここが大変こうですね、今まで住民が待ち望んでいましたので、住民はもとより、こんなに温暖化になったのですね、今までも皆さんおっしゃっていましたが、御船とか甲佐の方が、山都町にできるから今度は大会を向こうでせなんねとかおっしゃってましたので、恐らく利用が増えると思いますので、教育委員会で対応ができるのかなという心配がありましたので、そういう運営に関しての委託は、管理はどうされますかということの質問でございました。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在やっている管理は、公共予約システムで管理しまして前納制で前金で支払っております。なので、利用者があとは使っているだけで、うちのほうは特段、料金の管理はしておるところでございます。そういったところで、令和5年度までは、来年度までは、うちのほうが管理をやっているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今のを聞いていますと、指定管理者が利用料金も設定していくようになっていくわけですね。そうなっていくと、指定管理者はここで利益を生んでいくという感じになっていくと、利用料金が物すごく高くならせんかという心配をします。

それから、指定管理者がどこにいて指定管理をしていくのか、整備とかをしていくのか、その辺も、別に指定管理棟みたいなやつがあるわけではないし、そういったのはどう考えているのか。それからまた指定管理、利用料金を上げないためには、町が整備料金とかそういうのを今後ずっと払う必要が出てきやせんかと思うんですけども、そういった計画はどうなっているか、その3点を。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。指定管理につきましては、今後まだ検討をする段階でございますので、時期としましては次回の12月の定例会までには、それを含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第71号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第71号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第71号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。11目企画費では、10節需用費としてバスセンター2階トイレ修繕料10万4,000円。18節負担金補助及び交付金で、コミュニティバス運行体系見直しに係る実証実験費50万円を計上しております。

12目地域振興費は、地域おこし協力隊2名分に係る経費です。1節報酬から13節使用料及び賃借料として、合計321万2,000円を計上しております。オーガニックスマイル、山都竹琉、2団体を対象といたしております。

続きまして、17ページです。

14目情報費は、12節委託料として、共通システムに係る各種支払いや口座振替等を通知する際の口座情報目隠し処理を行うシステム改修業務委託料66万6,000円を計上しております。

16目地籍調査費は、12節委託料として、交付金の確定による追加分として矢部地区麻山の測量工程追加分1,927万2,000円を計上しております。国2分の1、県4分の1補助となります。18節負担金補助及び交付金は、県国土調査推進協議会負担金の減額分です。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費につきましては、11節役務費として、子育て支援センターでのオンライン相談に対応するための回線開設費用7万3,000円。14節工事請負費

として、柏老人福祉センター浄化槽設置工事345万8,000円。17節備品購入費で、同じく柏老人福祉センターのエアコン等購入費122万7,000円、子育て支援センターオンライン相談用タブレット購入費21万5,000円、馬見原保育園の食器洗浄機購入費94万5,000円及び人権センターのエアコン購入費72万1,000円。18節負担金補助及び交付金として、飲食店等への営業時間短縮協力金に係る県への負担金の追加449万3,000円、町内事業者支援として事業復活応援給付金の追加700万円、農家への肥料高騰対策支援金4,998万4,000円をそれぞれ計上しております。財源につきましては、国の同事業補助金を充当しております。

26目SDGs推進事業費は、生ごみ堆肥化精製モデル事業として200万9,000円を計上しております。企業版ふるさと納税寄附金を同事業費の財源として充当しております。

19ページです。

2款2項2目賦課徴収費では、12節委託料として、各種課税等の通知する際の口座情報目隠し処理を行うシステム改修業務委託料66万6,000円を計上しております。

2款3項1目戸籍住民登録費は、3節及び11節でマイナンバーカード交付事務に係る時間外勤務手当55万4,000円、郵送料137万3,000円及び17節備品購入費といたしまして、旅券事務電子申請用機器購入費15万6,000円を計上しております。財源といたしましては、国の同事務費交付金と県の権限移譲市町村等交付金を充当しております。

3款1項社会福祉費です。1目社会福祉総務費は、職員の産休代替に要する費用55万円を計上しております。

5目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金において、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として438万円を計上しております。財源は国費を含めた県補助金です。なお、事業主体は瀬戸病院です。また、19節扶助費において、支援員等処遇改善加算として165万2,000円を計上しております。

6目老人福祉施設費では、11節役務費において、柏老人福祉センターに公衆電話を設置する費用2万4,000円を計上しております。

7目保健事業費は、決算に基づく介護保険特別会計の精算繰出金です。

8目介護予防費は、県の補助金において、小峰高齢者憩いの家にテーブルと椅子を購入する費用20万円を計上しております。

21ページです。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、保護者の疾病等の理由で養育困難な場合、児童養育施設等で育児保護を行う子育て短期支援事業委託料7万円。14節工事請負費において、柏老人福祉センター浄化槽設置工事219万7,000円を計上しております。

3目児童福祉施設費では、二瀬本保育園の避難誘導灯修繕費として11万2,000円を計上しております。

4款1項保健衛生費です。4目予防費では、1節報酬から12節委託料まで、4回目、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に要する追加の経費として7,127万6,000円を計上しております。財源につきましては国100%で、同事業負担金及び補助金を充当しております。

23ページです。

6目環境衛生費では、1節報酬から8節旅費までは職員の産休代替に要する費用115万4,000円。18節負担金補助及び交付金では、小規模等水道施設整備事業補助金、3地区に対して当初予算不足分18万5,000円を計上しております。27節繰出金では、簡易水道特別会計において、防衛事業実施に伴う不足分繰出金64万5,000円及び水道事業会計の人件費を、機構改革に伴い一般会計に統合することによる繰出金の減額1,392万7,000円を計上しております。

25ページです。

5款1項農業費です。3目農政費では、18節負担金補助及び交付金において、熊本土土地利用型農業競争力強化支援事業で二つの機械利用組合の県単独補助金270万9,000円を計上しております。

13目中山間地域総合整備費では、長田芦屋田工区における水路撤去工事等の費用108万5,000円を計上しております。

14目単独土地改良費では、10節需用費において、鶴ヶ田台畑地かんがい用水施設修繕費として26万4,000円を計上しております。

5款2項7目治山費では、下名連石地区の単独治山工事96万8,000円を計上しております。

26ページです。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、12節委託料において、文化の森裏の駐車場解体後の周辺家屋に対する事後調査委託料211万3,000円。14節工事請負費において、八朔祭大造り物小屋建設工事における設計単価見直しによる増額分67万1,000円を計上しております。

4目観光施設費では、10節需用費において、猿ヶ城キャンプ場の浄化槽修繕費96万円を計上しております。

5目山の都づくり事業費では、1節から8節まで、事業を補完する会計年度任用職員の費用136万1,000円。10節需用費は、サテライトオフィス白糸の電気料金の不足額51万4,000円。11節から16節及び21節は、道の駅整備にかかる費用1,035万円。18節負担金補助及び交付金は、町外から移住し住宅取得への支援補助金の追加分190万円を計上しております。

28ページです。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費では、緊急を要する町道修繕料追加分200万円を計上しております。

3目道路新設改良事業費では、町道大川井無田線及び惣津森線の用地測量設計委託料436万円を計上しております。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費では、事業内経費の組替えを行っております。

29ページです。

7款4項1目公営住宅等管理費です。14節工事請負費では、牧野団地改修工事増に伴い追加分572万1,000円。18節負担金補助及び交付金では、下市PFI住宅整備に伴います水道加入負担金136万4,000円を計上しております。

7款6項1目高速道路対策事業費です。12節及び21節は、九州中央自動車道建設に伴う隣接民有地への取替作業道開設のための費用404万9,000円を計上しております。

30ページです。

9款4項社会教育費です。2目公民館費では、公民館新改築補助金において修繕等、緊急性の高い申請に対応するため、追加分45万3,000円を計上しております。

10目図書館費では、図書館浄化槽ブローア―修繕費用として36万1,000円を計上しております。

9款5項保健体育費です。2目体育施設費では、中央体育館の掃除機故障に伴う買換え費用5万円を計上しております。

3目清和地区体育館施設費では、体育館照明取替工事として248万1,000円を計上しております。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、10節及び12節において、芝生広場の供用開始に向けた水道料、トイレ、浄化槽電気料、浄化槽管理費用として71万7,000円を計上しております。

31ページです。

10款2項の公共土木施設災害復旧費です。1目現年度公共土木施設災害復旧費では、町道津留線の災害復旧費として5,875万円を計上しております。

12款2項は基金費です。9目学校教育施設整備基金費では、義務教育学校整備事業のため決算剰余金を活用して1億円積み立てるものでございます。

14目平成28年熊本地震復興基金費は、基金利子1,000円を計上いたしました。

13款予備費は、調整でございます。

歳入を説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

12款地方交付税は、普通交付税分6,777万円を計上しております。

14款分担金及び負担金から19款寄附金につきましては、歳入のところで説明しておりますので省略いたします。

21款繰越金は、令和3年度決算による確定したもので、今回、全額計上しております。

22款5項雑入です。2目雑入は、令和2年度に就農した農業後継者が離農したため、離農後の交付金分を返還するものでございます。

3目過年度収入は、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の立替えを受け入れるものでございます。

23款町債は、それぞれの事業における変更を行ったものでございます。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正の追加です。山都町コミュニティバス運行の令和5年度から令和7年度までの業務委託料。7ページは、道の駅通潤橋の令和5年度から令和10年度までの指定管理料です。

8ページです。第3表、地方債の補正です。今回、それぞれの事業につきまして、減額、増額したものでございます。

最後に、表紙の次のページ、2ページをお願いします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億5,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年9月8日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。26ページの商工費の大造り物小屋ですけれども、67万1,000円の増額補正がっております。この状況につきまして聞きましたところ、不落だったということでございますけれども、不落の場合は業者指名を入れ替えるか、あるいは設計額を見直して金額を変更するか、その方法ですけれども、この場合、入札指名業者の入替えがあったのか、補正だけ出ておりますけれども、その前にあったのかどうか。それから一般競争入札、さっきの物産館の件があります。町内の業者に仕事をやってもらいたいという思いで、町内業者と市内の業者とベンチャーを組んで入札に参加してくれということだったら応札がなかったということで、点数を下げて、個人の業者でもいいですよと、一つの業者でもいいですよと門戸を広げたところ、あのとき9者から応札がっております。最終的には、くじ引ということになりました。

これを見まして、この場合、せっかく町内の業者にやってもらいたいという思いで町内を指名したときに、応札がなければ、一般競争入札にどうして付さなかったのかということがありますので、この2点、指名業者の入替え、それから一般競争入札にしなかった理由についてお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 12番議員の質問にお答えいたします。今回、八朔祭大造り物小屋につきましては、令和4年4月20日に第1回目の開札を行っております。その際、指名業者、町内建築一式工事業者7者を指名いたしましたが、先ほど不落ということで申されましたけれども、不落は入札があったけれども落札できなかったということで、この場合は不調ということで、入札自体がございませんでした。そのことをもちまして設計の内容を見直し、令和4年5月18日に第2回目の入札を行いました。

その際、今申し上げましたとおり、入札、設計金額を見直したことによりまして、同一町内業者、同一業者になりますけれども、町内建築一式工事業者7者に対して指名を行い入札を行ったわけですが、この際も結果といたしまして不調という結果に終わっております。

山都町では、これまでも入札を行った際、不調だった場合には設計の内容を見直しを行って、入札の内容的に金額が変わったりとか中身を変えたりとか、そういうことによりまして積算額が変わった場合におきましては、これまでも、ほかの工事におきまして不調であったといたしまし

ても、同一業者の指名を行ってきているところでございます。もし中身を確認して、設計額の変更が生じないようであれば、工種の格付の上位の町内業者を指名するか、格付上位の町内業者がいなければ、発注する工事と同等の実績を有する指名願の提出のある町外業者を指名するということで行っております。

このことから、今回、また補正予算で設計を見直したところ、金額的に、当初で組んでおります予算よりも高くなる設計額となったことから今回補正をお願いするわけでございますが、これまでの指名の流れからすれば、設計額が変わった場合には、同等の対応でいくというところで現時点では考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 今、説明は聞きましたけれども、なぜ一般競争入札に付さないのかということについては、再度お願いしたいと思います。

それから、この建設につきましては非常に金額が高額になりますので、67万ぐらいかという感覚でなってしまう。しかし農業に置き換えると、67万というと米60俵の値段です。60俵といいますと、私はへたくそですから米1町ぐらい作らにやいかん。4月から田植から稲刈りまで1町歩、1年もかかります。でもね、一声で67万かて上がるとかいという話で。ですから、このことについては、やはり入札の在り方ですたいね。町内業者を育てにやいかんちゅう気持ちは分かります。しかし、そうでなければ、天井なしに、どんどん設計金額上げていくかって、それでいいのかということがありますので、このことについては、やはり町で、ある程度基準は設けないかと私は思います。そうせんと、天井なしにどんどん上げていけば、これは談合3兄弟になってしまうよ、これは。それでいいのかということになりますので、やっぱり、これは町で、もうちょっと煮詰めて検討していただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、12番議員のほうからございましたように、町といたしましては、不調であったからその金額を上げるということではなくて、内容を見直した結果として上がったということでございますので、しっかりと、積算については今後も行いながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 27ページの、ちょっと気になるところは重機借上料と工事材料費と土地購入費、これちょっと説明してください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。重機借上料と工事材料費については、道の駅の整備を現在行っておりますけれども、敷地の隣接する宅地ですとか畑、墓地等への追加工事が発生することになっておりまして、現在の発注しております工事と別に、重機借上げと材料費等

で隣接する部分の追加工事を行うものでございます。

それと、土地の購入費についてですけれども、これについても、隣接する商業施設への乗り入れ口の整備を行うための土地の購入等の経費ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 重機借上げ代というところが、ちょっと意味が分からんとですよね。例えば、役場の職員が重機借りてやるちゆうことですか。じゃないでしょう。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 重機借上げについては、その現場を施工している会社に、追加で再工事をする部分の重機代としてお支払いするというものです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4番です。よろしくお願ひします。

16ページの、実証実験をすとおっしゃいましたけれども、公共交通利用者の実証実験、どういう実験を具体的にされるのかということと、18ページの生ごみ堆肥化事業というのは、これは寄附金300万というのは星山産業からの企業版ふるさと納税だと聞いておりますが、それを使って生ごみ堆肥化事業を新しくされるということでしょうか、内容をお聞かせしていただきたいのと、企業版ふるさと納税の受入れについてですが、私は、この時期の星山産業からの寄附金というのは、いろいろ考えられたんじゃないかなと思うんですが、受け入れられた経緯についてお尋ねをします。山都町財務規則というのを見ると、合議でもってしないといけないというふうに書いております。企業版ふるさと納税については別なのか、どういう経緯で受け入れられたのかというのをお聞きします。

それと、21ページの子育て短期支援事業委託料というのが7万円、先ほど御説明いただきましたが、具体的にどういうところに委託をされて、どういう中身なのかというのをお知らせください。

以上お願ひします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 御説明いたします。まず、公共交通利用者実証実験費について御説明させていただきます。

公共交通利用者実証実験費50万円につきましては、新たな交通体系に移行する可能性を探るため、一般のタクシー利用による移動等に関してモデル地区を選定し実証実験を行うこととして、予算案に計上しているものです。

令和4年6月に実施したコミュニティバス利用者アンケートによりますと、利用者の80%以上が70歳以上の高齢者でした。今回予定しております実証実験については、コミュニティバスの利用が比較的多い路線、地域を指定し、沿線住民、特に免許を持たない高齢者の方もしくは日常的

にコミュニティバスを利用している方に対して、一般のタクシーを利用してもらい、実証実験期間中のコミュニティバスの利用率との比較や、実証実験後に利便性の聞き取り等により、今後の相乗りタクシーや一般のタクシー利用者による新たな交通体系を探るものです。期間は1か月を予定しております。

具体的には、一定の金額を上限とするチケット的なものを対象者に配付し、期間中に1人2回程度の町内の拠点への利用ができるような仕組みで行います。タクシーは1人乗りではありませんので、集落内や従来のバス路線上のお知り合いの方と共同で利用していただくことにより、複数回のお出かけに利用できるものであり、地域のコミュニティも活用しながらタクシー利用による仕組みを検証いたします。

利用方法につきましては、対象の方へ制度の十分な説明を行い、コミュニティバスとの比較実験であることを理解していただいた上で実施したいと思います。

続きまして、SDGsのところ企業版ふるさと納税が入ることですけれども、株式会社星山商店からの寄附金であり、8月3日に社長が来庁され感謝状をお渡しいたしました。本寄附金につきましては、SDGs推進事業全体に活用予定となっております。

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを地方創生の取組に深化させることを目的として、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

なお、本制度の活用については、寄附を行うことを代償として経済的な利益を受けることは、地域再生法施行規則第13条にて禁止されております。よって今回の寄附については、山都町が取り組む地方創生事業に対し企業が寄附を行うという制度に沿った寄附をいただいたものです。議員おっしゃいました財務規則に関してなんですが、財務規則5条、合議の項目第3項にある寄附金及び寄附物件の採納に関する事項は、採納すなわち採用となりますので、寄附金受入れ時の調定伝票については合議が行われております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） 生ごみの堆肥化事業につきまして、お答えいたします。今年度は、一般家庭や事業所等から排出される生ごみを堆肥化し、高齢者層の生きがづくり、健康増進、経済活動として行われているシニアクラブによるエゴマやお達者野菜等の栽培に役立ててもらおうことを目的として、コンポストを無償でモニター家庭に配付する形で実施する予定としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。子育て短期支援事業です。この事業は、子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等に一定期間、預ける事業になります。

今回は、ショートステイ事業、原則7日間の一時預かり事業を想定いたして予算を計上いたし

ております。委託先は益城町の児童養護施設、それから熊本市の児童養護施設の2か所を予定しております。もう既に打合せ等を行っており、予算成立後には委託契約を結んで事業に取りかかる予定です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。ちょっとお伺いいたします、17ページですね。新型コロナウイルスによる感染症交付金事業の中で、柏老人福祉施設の浄化槽345万8,000円、備品購入費310万8,000円、それと21ページ、これは児童福祉費ですね。同じく柏老人福祉センターの浄化槽工事のほうは219万7,000円ですけれども、柏老人福祉センターについては外装工事も大分されているみたいですね。基本的には、これ、いつ頃、工事が終わって、どのように今後、老人福祉、新型コロナウイルス感染と児童福祉費で上がっていますので、いろいろな使い方があると思うんですけれども、どのような工事を行い、どのように今後管理運営していくのか、その運営方法とかこの管理、どのぐらいまで時間がかかるのか、月日がかかるのかお答え願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。柏老人福祉センターの浄化槽工事ですけれども、コロナ対策事業の予算については、老人福祉施設の居住部分の浄化槽の、単独浄化槽から合併浄化槽への設置工事で計上いたしております。

また、児童福祉総務費で浄化槽設置工事のほうも計上いたしております。この浄化槽工事については、単独浄化槽から合併浄化槽への取替えて、こちらは学童保育で使用している箇所の浄化槽設置工事になります。当初は、柏老人福祉センター1か所での浄化槽設置を計画いたしておりましたが、県の指導により、浄化槽を勾配の関係で2か所に分けて設置するよう指導がありましたので、このような形で計上いたしております。

また、柏老人福祉センターにつきましては、6月の補正で浴室の工事のほうを計上させていただきました。今回、合併浄化槽の工事と同時並行で工事を進めることとなりますので、今回、予算成立いたしましたら、早速、追加工事をして年内の工事完了を目指しております。その後は、独り暮らし、またコロナで感染して、急遽、隔離が必要となった高齢者の方の一時施設として利活用を考えております。また、コロナが収束した後は高齢者の一時施設、それからDV対策の一時的な避難施設として利活用したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この現地で、私も通りかかりながら、何か工事やっているのは何回か見ましたので、どうも気になっていたんでお尋ねしましたけれども、これはコロナが収束したらという話がありましたけれども、これの管理運営、かかると思いますし、社協あたりとか民間の企業さんもいらっしゃると思いますが、これの運営管理、指導等についてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 柏老人福祉センターについては、現在、維持管理を社会福祉協議会のほうに委託しております。工事が完了後、入居施設となりましたら、引き続き社会福祉協議会の委託を考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 14ページです。雑入で、令和2年度山都町農業後継者就農交付金返還金なのですが、離農されての返還金と説明がございました。令和2年度と申しますと、今年が3年目ではなかったかと思いますが、この20万8,000円の積算の基礎をお答えいただきたいと思っております。

それから16ページです。地域振興費、地域おこし協力隊の予算について詳しく説明をお願いいたします。それから、菅の交流施設にいらっしゃいました地域おこし協力隊の方が、これは情報が定かではありませんが、辞められたという話も聞きますが、もしそうであったら既設の予算もあったのではないかと思いますので、そこも含めて、この新たな地域おこし協力隊の、この事業の説明をお願いいたします。

それから19ページです。戸籍住民登録費、旅券事務電子申請用機器購入費とありますが、これまでも旅券事務は取り扱っておられたと思いますが、機器を、例えば故障だったり改めて買い換える予算なのかをお尋ねをいたします。

25ページです。単独土地改良費です。26万4,000円、これは以前から、例えば以前はポンプが故障したのだというお話を聞いたような記憶がございましたが、今回もポンプの修繕でしょうか。内容を教えていただきたいと思っております。

それから27ページです。電気料51万4,000円、ここは先ほどの説明ではサテライトのということでございました。白糸のサテライトの費用でございまして、あそこは熊本電力が撤退をされて今は誰も使っておられないと私のほうでは認識しておりますが、電気料の増額の発生についてお尋ねをいたします。

それから最後、30ページ、公民館費、公民館新改築補助金。何か急を要することの修繕費というところでございました。以前から予算の範囲内で先着順といいますか、申込み順に修繕をされて、あとのほうで予算がもういっぱい使ったときは、申し訳ございませんが来年度の予算で対応しますということであられたかと思っておりますが、この件について詳しく説明をお願いします。以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、まず山都町農業後継者就農交付金の返還金について御説明をいたします。

この制度につきましては、山都町において農業後継者が親元で就農する場合、また新たに農業経営を開始する場合に、1回に限り50万円を交付するものでございます。今回、令和2年度に交付した方につきましては、令和4年7月をもって離農すると、具体的には町外へ転出されるという

お話がありました。これが、この交付金の要綱に基づいて返還を求めていくという形になります。

交付決定の要件としまして、交付決定をした日の属する年度から4か年は就農していただくということになっておりますので、今回、従事期間が28か月ということになっております。返還対象が20か月ということでもありますので、それを計算しまして20万8,000円を予算計上させていただいているというところでございます。

それから、歳出のほうの16ページの地域おこし協力隊の分でございますけれども、これにつきましては、オーガニックスマイルから有機の学校の運営、事務局スタッフ1名と、山都竹琉のほうからスタッフの1名と、2名の希望がっております。これにつきましては、有機の学校については事務局スタッフ、山都竹琉のほうは竹林整備や竹堆肥の製造のためのスタッフ1名ということになっております。この2名の予算化をさせていただいている状況でございます。

それから25ページ、歳出のほうの。鶴ヶ田台地かんがい用水施設修繕料につきましてはですけども、今回、水源地よりポンプで上に上げるようになっておりますけれども、2台のうちの1台の逆止弁が不良によりまして、ポンプを停止すると用水が逆流するという現象が生じておりますので、その取替えを行うもので26万4,000円を計上させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません、先ほどの地域おこし協力隊の予算の関係ですけども、本年度、既に3名の方が別の事業所に入られていますので、その足りない分、先ほど課長が言われた分の追加になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。旅券事務電子申請用機器購入費15万6,000円についてです。今回、計上していますのは、令和5年3月から旅券パスポート事務に電子申請が導入されることに伴い、新たに必要な端末機器をそろえるものです。行政専用ネットワーク、通称L GWAN専用のノートパソコン1台とバーコードリーダー1台を導入するものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、長崎早智君。

○山の都創造課長（長崎早智君） サテライトオフィスの電気料の補正につきましてお答えいたします。本件につきましては、例年、実績によりまして1年分を算定するところですが、当初予算の算定時点で、本来、月額5万円で算定すべきところ5,000円で算定しておりましたことによる補正でございます。大変申し訳ございません。

また、サテライトオフィスの使用状況ですが、現在、農業法人が一部屋、事務所として活用されております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 30ページの公民館改築補助金の件でございますが、2件追加

ということです。今年度が全体額で150万の予算で4件の修繕等を行ったわけですが、全体で12件ございまして、そのうち今年度4件、残り追加の今回2件は、公民館が雨漏りをしているということで、優先的に、この2件だけはやらせていただきたいということで、今回、補正に上げさせていただきました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） お尋ねしました菅の協力隊員のことは、本当に辞められたという情報はどんななのか、そこを聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 昨年度末で辞められております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4番です。先ほどのに続けてですけれども、子育て短期事業のショートステイなのかということでしたが、これは何件を想定されているのか付け加えと、それと17ページに、子育て支援センターにはオンライン相談のためにタブレット等の準備がされていて、大変いいことだと思います。これについては、新設されました子育て相談室の方ともちょっと話したときに、外に出たいときがあると、訪問したりとか、そんなときに固定電話が携帯に転送できるような携帯を持たせてもらったらありがたいなという話もお聞きしました。オンライン相談もあちらでもできるように話していただければありがたいと思います。これはお願いです。

それと、先ほどの企業版ふるさと納税のことですけれども、きちんと手順を踏んで正式にされたというのはよく分かります。合議もちゃんとされてですね。だけれども、このような時期に星山商店からの御寄附を受け入れるということに対して何も疑問も、どうしようかなというようなところもなく、すんなり決まっていたのだろうか。受け取り方によると、え一何でという思われる方もいらっしゃると思うし、私も、え一何でと実は思いましたので、その辺の、何の疑問、もちろん何か見返りを求めてということではないと分かりますけれども、でも受け取る方の中には、え一と思われる方はおられるはずだし、そういう疑義が生まれるようなことを、今回はお断りしますという形もできなかったのかなというふうに思いますので、その辺の話合いがどうなったのかを御説明いただければありがたいです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。子育て短期支援事業ですけれども、今年度は1件を想定しております。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。6月23日付で寄附の申出の受理をしております。今回の寄附につきましては、山都町が取り組む地方創生事業に対し企業が寄附を行うという、制度に沿った寄附をいただいたということでありまして、寄附をすることで経済的利益を受けるこ

とは禁止されておりますので、寄附があったからといって公正な判断がされないことは法に違反することと思います。寄附の申出の決裁については町長まで決裁を行っており、寄附金受領の可否については協議は行っておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 私、1点ほどお尋ねしたいと思います。18節の負担金関係ですが、肥料高騰の対策支援金ということで5,000万ほど計上されております。このことにつきましては、年度当初から、農業を、生産者の方は本当に品物、低価格で、箱代、種子代、燃料の高騰に伴って本当に苦しんでおられました。ありがたい交付金だろうと思いますけども、この金をどんな形で、どういう流れで、どういった品目の方々が支援を受けられますのかを何か分かっておれば、そこあたりの内容をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それではお答えいたします。今回の肥料高騰対策支援につきましては、国が実施する肥料高騰対策事業に対しまして、町として上乗せを行うものでございます。国が高騰分の7割、70%を支援するということになっております。今回、県がさらに15%、町が15%ということで、高騰分については、ほぼ対応できるのかなというふうに考えております。

具体的な申請方法は、ただいま精査しているところでございますので、基本的には支援の対象者は5戸以上の農業者グループでの申請になるかと思っております。支援の対象期間は、令和4年の6月から10月までに購入された令和4年の秋用の肥料、それから令和4年の11月から令和5年5月までに購入された令和5年の春用の肥料というふうになっております。

今回、化学肥料の低減ということになっておりますので、取組として低減の取組を二つ以上行っていていただくということになっております。申請方法については、これからしっかりと考えていくことになると思いますが、県の申請方法が確定次第、町も同様の申請方法で行い、申請者の負担にならないような中で進めていきたいと考えておるところです。

簡単に言いますと、今年買われた肥料の注文書とか領収書があれば、それに上昇率を掛けて計算するというふうに基本的にはなっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） やり方は分かりましたけれども、この金額といいますが、4,900万のお金で、山都町の農業生産者の方に、どれぐらいの幅で浸透していくのかということなんですよね。重量野菜、夏秋野菜、いろいろ施設の野菜、いっぱいおられます。その方たちの、対象者の希望に沿うような金額になっているのかな、そこ辺を分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 今回の国の対策によりますと、肥料を購入すれば、その分に対してという形になっておりますので、うちが予算上、試算するに当たりましては、一応、農業

の申告者数、そこから算出をさせていただいております。農業の経費の一般的な率でいくと、経費の大体7%が肥料代というふうで試算をしているところです。それに価格上昇を1.7というような想定で計算したところ4,900万円という数字が出てきております。世帯平均でいくと2万9,000円強、3万弱というような試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） いいですかね、続けて。私も、今のところもありました。肥料と書いてあるんですが、飼料というふうなものは、それに含まれるのかと思ひまして。私の周辺の集落でも細々と、と言うとおかしいけど、牛を養っていらっしゃる方が、やっぱりそういった、やおいかんということで手放されるという話も聞いて、本当、昨日の一般質問じゃありませんけども、そういったことで農家の方々がやめていかれるのは非常にせつない思いがありますので、飼料対策のほうも、それに含まれているのかというところを一点お伺いしたいと思ひました。

それから債務負担行為のところですが、公共交通のところと道の駅の部分がございまして、これについての説明を、何か金額が微妙というか、何の部分の追加なのかというところを教えてください。

それから、先ほど出てきた交通体系の実証実験のところですが、先ほど北課長のお答えの中で、これから実験を1か月かけてやると。その説明を、70歳以上の方に対して有効なというか実験の思惑とか、そういったものをしっかりと浸透させなくちゃいけないだろうなと思ひていますが、具体的に、どういうふうな説明会を開いていこうとされているのかというところをお伺いしたいのと、その周辺地区の主なコミュニティバスの利用が多いところに絞って3か所ぐらいを想定されていますけれども、私、かねてから申し上げているように、周辺だけじゃなく、本当にすり鉢の底のような、この浜町地帯においても車持っていない方、非常に苦勞されていると思うので、その乗り合いタクシーというところを、もっとしっかりと考えていかななくちゃいけないんじゃないかと思ひているんですが、そこら辺のところも今後考えていただきたいというふうに申し上げたいと思ひました。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、飼料の高騰についてお答えしたいと思ひます。畜産農家における飼料高騰につきましては、もともと配合飼料価格安定制度というのが設けてあります。配合飼料価格の高騰時には、畜産農家に高騰分が補填される仕組みとなっております。これには、その制度に加入する必要があるまして、畜産農家と国、配合飼料メーカーが基金への積立を行っているような状況でございます。

現在、畜産農家の積立金がトン当たり200円ほど増額されておりますけれども、この200円分につきましては、県のほうが全額助成をされているというような状況になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。それでは、まず、コミュニティバスの債務負担について説明させていただきます。

今回計上させていただきましたコミュニティバスの債務負担行為は、令和5年度から令和7年度までの債務負担であります。現行の事業者との契約は本年度までとなっておりますので、今年度中に次年度からの運行业者を選定する必要があります。コミュニティバスの債務負担行為については、単年度で1億5,780万円を計上しており、前回の債務負担行為額1億5,274万円よりも506万増加しており、令和4年度の契約額1億5,099万7,000円よりも680万3,000円増加しております。

今回の算定において、現在の運行业務委託業者と協議をしまして、デマンド路線を8路線の増加をして算定しておりますが、御存じのとおり燃料費の高騰による増額や運転士の待機時間の改善にはつながらず、大幅な減額はできておりません。

コミュニティバスについては、スクールバスを基本とした運行体系となっており、運行経費については、スクール分は普通交付税、コミュニティ分は特別交付税、それとバスの運賃で賄っている状況であり、町の実質負担はない状況であります。しかしながらコミュニティバスの利用者は年々減少しており、令和3年度の実績では1便当たりの利用者が0.9人と、1人を下回っております。バスが始まりました平成20年から比べますと、65%の減となっております。利用者が減少しているにもかかわらず、実質的な負担はないながらも運行経費については増額せざるを得ない状況となっております。本町は広大な面積を有し、集落が点在する状況にあり、路線の範囲を、現状どおりで利用が少ない路線について路線の統合を行うと、運行時間が長くなり、現状よりも利便性が悪くなります。

コミュニティバスにつきましては、これまでも様々な意見をいただいております。試行錯誤しながら運行を継続しております。高齢者の外出の機会の確保や、小中学生の通学の手段の確保。運行面としましては、利用者の減少やドライバーの高齢化による担い手不足、さらには車両の老朽化などが問題となっております。令和4年6月に行った乗車乗客アンケートによると、バスの利用は週に一、二回か月に二、三回の利用との回答が多く、今後のバスの在り方については、ほとんどの回答がそのまま継続することを希望されております。そのような意見も取り入れながら、新たな交通体系の構築が必要になると考えますが、一度にコミュニティバスの再編をすることはできませんので、今後、徐々に見直しを行い、何が山都町としてベストなのかを検証する予定としております。

続きまして、先ほど議員おっしゃいました説明会の仕方なんですけど、職員のほうがバスに乗りまして、多分、乗られる方は限定されてくるかと思っておりますので、今回の実験に関しましては、職員のほうがバスに乗って、名前とか住所とか電話番号を聞きまして、ほかに誰が乗っておられますかというところまで聞いて、その方たちに集まっていただきまして、多分、御高齢になると思っておりますので十分な説明を行いながら理解してもらって、こういうことですよということを説明したいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、7ページの債務負担行為について説明させていただきます。今回、設定をしておりますのは、午前中に設置条例のほうを議決いただきました新しい道の駅通潤橋の指定管理料の債務負担行為でございます。

算定に当たりましては、これまで指定管理料の設定については、過去の実績によって収支の見込みが予測できておりましたので、それをもとに算定をしておりました。今回は実績のないまま管理料を設定することになったわけですけれども、施設の管理費のうち公益施設、収益の上がないトイレですとか駐車場、子育て支援施設、観光情報発信施設に係る管理費分を面積案分して、指定管理料の上限として計上させていただいたところです。収益施設である直売所レストランの管理費については算定から除外しているところです。

それと、限度額の表については、6か年度、設定をさせていただいておりますけれども、指定期間は5年間としておりますが、令和5年度の年度の途中からの管理ということになりますので、期間としては、実際に管理が始まる月数が分かりませんが、5年と月数分ということで計上させていただいております。初年度の5年度については、月割計算ということになると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 16ページの地域おこし協力隊の件なんですけど、現在のとか今まで辞められた方のお話を聞きますと、例えば必要とされる団体が施設で雇用されるという感じなんですけど、そもそもこの協力隊というのは、いろんな事業に参加しながら、将来的にはこの山都町に定住していただくというのが目的だったんですけど、もう使用人扱いという感じで、自分がこうしたい、ああしたいと思ってもできませんといった悩みも聞いたことがありました。いわゆる使用人という感じのスタイルのまま終わったらいけないと思いますが、今回の新しい2件に関しては、そういう心配はないのかということも考えているところなんですけど、実際これまで辞められた方の、そういうことも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。地域おこし協力隊におきましては、確かに議員おっしゃいますように使用人と受け取られる部分もありまして、ミスマッチが起こっているのが現状としてあります。それを受けまして、今回、協力隊の方全員、お集まりいただきまして、一応、交流する場を設けまして、定期的な交流の場というのを今後設けていきまして、来年度には地域おこし協力隊の方が働きやすいような状況ができるように、今年度、いろいろ話を聞きながらしていこうと思っております。辞められた方に対しましても、ミスマッチだったというところが一番あるかと思っております。そこら辺に関しましては改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどの企画課長のお答えの中に、星山商店からの企業版ふるさと納税についての可否については協議をしていないとおっしゃいましたが、それでいいのかなと思うわけです。私は、合議するというのそういうことかなと思っていましたので、何も無い、普通に御寄附いただいて、町の施策に生かしてくださいというところであれば何も思わないんですけど、この時期の御寄附に対しては、重ねてですけど、やはり、そういう可否についてのことをされなかったというのは非常に私は遺憾な気持ちであります。残念だなと思うんですけど、今後もこういうことあるかもしれませんよね、いろんなところで。ぜひ、私は可否についてもきちんと相談していただいて、いかがなものかと私は思いますので、その辺をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。企業版ふるさと納税は、企業側が町の地方創生事業に対して賛同したというところで寄附を行っていただけるものだと考えておりますので、その制度に沿った寄附をいただいたということで、寄附の可否につきまして協議するのかわかるところは、一応、今回の課題とさせていただきますと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 企業版ふるさと納税は、非常に企業の方が地域に貢献したいという思いでされたと思います。何か犯罪を起している企業ならば考えなければなりませんけども、社会にきちんとした仕事をされている方が、どういう気持ちでされたかなど、そういうことをですね、可否を議論するというの、非常に相手にとって失礼とは思いますが、御好意を受けて、そのお金をきちんと町民のために使えばいいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時15分

再開 午後 2 時25分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第76号 令和 4 年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第 6、議案第76号「令和 4 年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第76号、令和 4 年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和 3 年度繰越金が確定したことによります繰越金の計上と、それに伴い予備費を追加計上、また、システム改修のための委託料を計上するものです。

まず、歳入のほうから御説明いたします。5 ページをお願いします。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金でございます。令和 3 年度繰越金286万5,000円を計上しております。

続きまして、6 ページを御覧ください。

歳出です。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費12節委託料です。後期高齢者医療システムの改修を行うもので、通知書の口座情報目隠し対応のための改修で、先ほど一般会計の補正予算でもありましたように、他の事業と同様に、同時期に改修を行いますので、後期高齢者医療に関するものを計上しております。

同じく 6 ページの中段です。10款予備費 1 項予備費 1 目予備費です。266万7,000円を計上しております。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和 4 年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和 4 年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億9,220万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 4 年 9 月 8 日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第72号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第72号、令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

まず、歳出からです。8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、1目11節役務費6万6,000円。特別徴収情報經由事務手数料については、国保連合会への事務手数料増額分となります。4月1日時点確定の第1号被保険者6,962名分の増額分になります。

5款1項から9ページの3項までは、令和4年度国庫補助内示による財源組替えになります。

9ページです。

5款6項高額医療合算サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、18節負担金補助金及び交付金9万7,000円については、介護サービス利用者で、介護と医療の自己負担額を合算して、その費用が定められた限度額を超えた際に支払われる給付費になります。所要見込額を算出し計上いたしております。総合事業分3件を見込んで計上いたしております。

10ページです。

6款1項返還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金、22節償還金利子及び割引料44万3,000円については、令和3年度実績に基づく介護保険料の返還金269件分になります。当初予算からの増額分になります。

2目償還金、22節償還金利子及び割引料2,798万9,000円については、令和3年度事業実績に伴う国県支出金精算返還金になります。予備費は令和3年度決算に基づく調整になります。

続きまして歳入です。7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金は、令和4年度分の推進交付金及び支援交付金の内示額を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金、5目一般会計繰入金は、事務費繰入金457万円を計上いたしております。

8款1項繰越金、1目繰越金は、令和3年度の繰越金が確定しましたので、5,951万円を増額して計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和4年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,819万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年9月8日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第8 議案第73号 令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第73号「令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第73号、令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

歳出につきまして、1款1項2目簡易水道整備事業費について350万円を補正しております。これは、本年計画しております町道水の田尾下鶴線の水道管更新工事について、物資高騰による工事請負費の増額を計上しております。

7ページを御覧ください。

歳入につきまして、3款1項1目簡易水道国庫支出金について230万円を補正しております。これは、調整交付金が増額したことによる補正です。

4款1項1目繰入金において、一般会計からの繰入金について64万5,000円を補正しております。

5款1項1目繰越金において、前年度決算による繰越金55万5,000円を補正しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和4年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,222万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年9月8日提出、山都町長。

以上説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第74号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第74号、令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。収益的収入及び支出です。

収入の部。1款2項営業外収益、6目他会計補助金につきまして1,392万7,000円を減額補正し

ております。これは機構改革に伴い、支所人員の減による補正です。一般会計からの繰入金の減額分を計上しております。

6 ページを御覧ください。支出の部です。

1 款 1 項営業費目、1 目原水及び浄水費につきまして100万円を計上しております。これは、10節修繕費で水源地の滅菌器の修繕にかかる費用を計上しております。

4 目総係費につきまして1,956万3,000円を減額補正しております。1 節から 7 節は、先ほど申しました機構改革に伴う人員の減による補正です。

次のページを御覧ください。

3 項特別損失、1 目過年度損益修正損として10万円を計上しております。これは、漏水減免に伴う過年度分水道料の還付分です。

次に、2 ページを御覧ください。

令和 4 年度山都町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、令和 4 年度山都町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 4 年度山都町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入。第 1 款水道事業収益、3 億7,742万7,000円、1,392万7,000円の減、3 億6,350万円。

第 2 項営業外収益、1 億6,231万円、1,392万7,000円の減、1 億4,838万3,000円。

支出。第 1 款水道事業費用、3 億6,418万2,000円、1,846万3,000円の減、3 億4,571万9,000円。

第 1 項営業費用、3 億3,027万2,000円、1,856万3,000円の減、3 億1,170万9,000円。

第 3 項特別損失、5 万円、10万円、15万円。

第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、4,917万4,000円、1,800万6,000円の減、3,116万8,000円。

令和 4 年 9 月 8 日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、藤川多美君。

○8 番（藤川多美君） 7 ページです。過年度損益修正損10万円なんですけど、漏水による水道料の還付金という説明でよかったですかね。

本来ならば、その家庭の管理責任と思いますが、町の責任じゃございません。どういったふうでこの10万円を計上されましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。水道料の減免につきましては、お手元のほうにチラシをお配りしておりますが、山都町水道事業給水条例第45条に基づき、特別な事情と認められた場合は減免することができます。減免になる対象は、申請されたときから12か月前分まで

を対象としております。内容としては、異常な不可抗力により漏水が起こった場合、例えば、ここにも書いてありますが、管理者が不可視、もう見るできないところの漏水とか、そういう場合にこの対象になります。

今回、特別損失で挙げました過年度分につきましては、この条例にあります12か月前分までになりますので、令和3年度分の申請がある可能性もありますので、その分について計上しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では、1年前のが、今後この1年間の間に申請があるであろうということ計上されているということですから、実際にはまだあっていないということよろしいですかね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。当初5万円をそれを計上しておりましたけども、今年度のほうが申請が非常に多くありまして、この分でいくと見通しで多くなる予想ですので、その分について計上させていただいております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 5万円は、だから使い切るみたいな感じですね。今後も発生するであろうということで予算を組まれましたが、これまでの5万円までは使っておられないかもしれませんが、この不可抗力、現在までの申請の内容は一体どんな原因だったのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。全ての件はちょっと網羅しておりませんが、多い件としては、どうしても、やっぱり冬期の凍結等があります。それもありますので、このチラシにつきましては、不定期でありますけども、冬期に入る前に水道だよりという形で周知を徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、

原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号 令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第75号「令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） それでは、令和4年度病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症患者受入れ関連事業に関する収益的収支に係るものと、新たに補助金の対象となった機械器具購入に関する資本的収支に係るものでございます。

3ページをお開きください。

収益的収入です。1款1項医業収益、1目入院収益、4,151万6,000円の減。

同款同項4目その他の医業収益、1節室料差額収益、687万4,000円の減。

以上は、コロナ病床に伴います一般病床数の減に伴うものでございます。

続きまして同目2節公衆衛生活動収益517万円、これはコロナワクチン接種集団関係分の増でございまして。

次に、1款2項医業外収益、2目補助金5,424万4,000円、これは新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費の補助金の増によるものでございます。

続きまして4ページをお開きください。

次は収益的支出のほうです。1款1項医業費用、1目給与費、2節職員手当255万4,000円、これはコロナワクチン接種に関する時間外、それから防疫手当分です。それから、同3節報酬432万円、これは消化器内科医師の招聘分の増です。

続きまして、2目の材料費、1節薬品費66万4,000円の減、これは新型コロナ病床確保に伴います一般病床の減によるものです。それから、3節給食材料費116万6,000円の減、これも新型コロナ病床確保に伴います一般病床の減によるものです。

続きまして、4節医療消耗品300万4,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品、それから検査試薬等の増によるものでございます。

続きまして3目の経費です。8節消耗品費34万3,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策の関係消耗品の増でございまして。続きまして、9節の修繕費107万3,000円、これは院内の空調処理、また透析排水装置等の修繕費の増によるものでございまして。続きまして11節の委託費156万円、これも新型コロナ対応の呼吸器関連画像診断料委託分の増でございまして。

続きまして、5ページをお開きください。

収益的収支の収入につきまして、まず上段の表を御覧ください。

1款資本的収入、2項補助金、1目補助金1,210万円です。これは年度当初内示されておられませんでしたし、熊本県の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費分の補助

金の増です。

続きまして、下段の資本的支出です。

1 款資本的支出、3 項機械器具購入、1 目機械器具購入費1,292万5,000円。これは、超音波画像診断装置1,100万円、補助率100%と、心電図体温血圧等の生体情報を把握するためのモニター1,925万円、補助上限が110万円の分です。

元に戻りまして、1 ページ目を御覧ください。

令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度山都町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款病院事業収益。既決予定額11億5,549万2,000円、補正予定額1,102万4,000円、計11億6,651万6,000円。

科目、第1項医業収益。既決予定額9億8,908万3,000円、補正予定額マイナス4,322万円、合計9億4,586万3,000円。

科目、第2項医業外収益。既決予定額1億6,640万8,000円、補正予定額5,424万4,000円、計2億2,065万2,000円。

支出です。

科目、第1款病院事業費用。既決予定額11億5,549万2,000円、補正予定額1,102万4,000円、計11億6,651万6,000円。

科目、第1項医業費用。既決予定額11億469万1,000円、補正予定額1億1,002万4,000円、計11億1,571万5,000円。

次の2 ページ目をお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,374万7,000円は当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分別で補填するものとする。）」を今回の補正第1号により、括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額3,457万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第1款資本的収入。既決予定額2,901万7,000円、補正予定額1,210万円、計4,111万7,000円。

科目、第2項補助金。既決予定額131万5,000円、補正予定額1,210万円、計1,341万5,000円。

支出。

科目、第1款資本的支出。既決予定額6,276万4,000円、補正予定額1,292万5,000円、計7,568万9,000円。

科目、第3項機械器具購入費。既決予定額747万6,000円、補正予定額1,292万5,000円、計2,040万1,000円。

令和4年9月8日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います、質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 費用は発生しておりませんが、もしかしたら費用はなくてもあったかなと思いましたが、お尋ねをいたしますが、さきの業者による備品に関する不正な事件がありましたが、その後、業者からのきちんとした備品に対する正常な取扱いと申しますか、タイマーを仕掛けてたとかいうのがありましたが、その後、どうなりましたでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、飯星和浩君。

○そよう病院事務長（飯星和浩君） 議員お尋ねの件につきましては、ここで、30日だったですかね、全員協議会で私が報告いたしました以外に、その後の進展はございません。

ただ、今年度9月の保守費については、ちょっと延期と申しますか、業者が9月に補修をする予定だったんですけども、それについてはちょっと止めております。

事実としては、30日以降、何らこっちに接触もございませんし、県のほうにもございません。今のところ、事実の精査と対応について業者のほうで鋭意まとめていらっしゃるかどうかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「令和4年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって、9月15日は休会としたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって9月15日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2 時59分

9 月 29 日（木曜日）

令和4年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年9月8日午前10時01分招集
2. 令和4年9月29日午前10時01分開議
3. 令和4年9月29日午前11時52分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第22日）（第4号）
 - 日程第1 議案第79号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第7号）について
 - 日程第2 議案第78号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第3 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第4 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第5 認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第6 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
 - 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人

生涯学習課長 上 田 浩 そよう病院事務長 飯 星 和 浩
監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時01分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。本日は報道関係者の方から、撮影の申出が
しております。これを許します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第79号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第79号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第7号）
について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、議案第79号、令和4年度山都町
一般会計補正予算（第7号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費です。全体で1億5,587万9,000
円を計上しております。事務経費として、1節報酬から12節委託料まで、合計で587万9,000円を
計上しております。事業経費として、18節負担金補助及び交付金で、電力・ガス・食料品価格高
騰緊急支援給付金として1億5,000万円を計上しております。これは、電力、ガス、食料品等の
価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、プッシュ型で
1世帯当たり5万円を支給するものでございます。

次に、5款1項農業費です。3目農政費では、18節負担金補助及び交付金として、主食用米生
産・販売力強化緊急支援事業補助金20万円、人・農地プラン実践活動支援事業補助金46万4,000
円を計上しております。

13款予備費は、調整でございます。続く10ページから、給与明細書で、11ページから12ページ
は、款項別の給与明細書となっております。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7ページをお願いします。

12款地方交付税は、普通交付税分68万9,000円を計上しております。

16款国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金への国庫補助金です。

17款県支出金は、農政関連補助金への県費補助金でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

令和4年9月29日提出、山都町長です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねしますが、歳出のほうの電気、ガス、食料品と、高騰価格これの出し方ですね。低所得者に出すということでしたけれども、時期はいつ頃なのか。また、算定基準はどのようにして行われるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。それでは、資料のほうを御提示いたしたいと思います。お手元の資料のほうを御覧いただければと思います。

この事業におきましては、国のほうで電気、ガス、食料品等の価格高騰に対する支援給付金として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する事業になります。

時期といたしましては、資料の一番下のほうに記載しております。提出期限が令和5年1月31日で、支給期限が令和5年2月28日という計画になっております。

今回、予算が可決されましたら、至急この事業に取り組んで、プッシュ型で提出したいと思います。

住民税非課税世帯の基準日におきましては、資料の上段の色つきのところの①になりますけれども、令和4年10月1日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、それから、②の令和4年1月以降、家計急変で住民税が非課税である世帯と同様の事情にある世帯に対しまして、給付する事業になります。3,000世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ここに、申請書提出、確認提出期限というふうに書いてありますけれども、山都町も高齢者が多い中で、なかなか書類はどのように提出していいのかわからないところもあると思いますが、そのところは町のほうでやられるわけですか。それとも、本人が申請しなくちゃいけないのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。この事業につきましては、確認書というものを各対象世帯に配付いたします。それで、その確認書によって、受給する、しない意思表示をしていただくことになります。受給しないという意思表示あった世帯に関しましては、支給をしないという形になっておりますので、回答がなかった世帯に関しては、プッシュ型で給付するというような事務体制になっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 1人世帯で施設に入っている人等もありますし、分からないという、ちょっと認知が入ったりして、分からないというところもあるかと思うんですが、できるだけ町のほうでサポートできるようなことをやっていただきたいというふうには、くれぐれも対象者には漏れののないようなきめ細やかなサービスをお願いしたいというふうをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 同じところへの質問ですけれども、電気、ガス、水道等の高騰で、やっぱり困っていらっしゃる御家庭は、低所得者のみだけではないと思うんですね。最近の国の支援は、とてもそういうふうに制限をかけられますよね。前回の子育て世帯の支援についても所得制限がつかしましたので、後でやはりいろんな要望とかがあって、町のほうで全世界帯に給付できるようにされました。これは国に言わなければいけないことではありますけれども、できるだけ子育て世帯のほうに手当てをし、後で考えていただいたように、困っていらっしゃる方に手が届くようなお考えはないでしょうか。今後ですね。

ということと、やはり農業関係の方が、補正の第1号で、肥料高騰に対する支援はありました。だけど、やっぱり、電気、ガス、同じようにあると思うんです。その辺のお考えはいかがでしょうかというのと、それと、プッシュ型で出されるのは、1番だけで、2番の方については、やっぱり申請をしないといけないわけですね。今の議員が言われたように、本当にきつところの手が届かない申請の仕方だと困ると思いますので、もう少しそのプッシュ型の説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。困窮者に対する国の支援、プラスの御支援ということですが、現段階では、国の支援のみを考えております。

それから、プッシュ型の申請ということですが、基本的に課税情報を基にしてこの事業を行っております。

それから、家計急変に関しましては、議員がおっしゃったとおり、申請をして、審査をして、それから、あと給付という形になっております。

その場合に、なかなかこちらで把握するのは難しい状況でもありますので、その点に関しては、広報紙、それから、防災無線で呼びかけて、なるべく支給期限内に多くの方が受給できるような取組のほうはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第78号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第78号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。それでは、議案第78号を説明します。

議案第78号、町長の給与の特例に関する条例の制定について。

町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月29日提出、山都町長。

提案理由です。

この度、特別職のハラスメント事案が発生したことにつきましては、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長の給与の特例に関する条例を定める必要があります。これが議案を提出する理由です。

条例等の詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 条例の説明を行います前に、本ハラスメント事案に関する副町長処分以降の町の対応につきまして、御説明を申し上げます。

令和4年8月26日付で、副町長の懲戒処分を行い、同日付で公表をいたしました。8月30日に、山都町議会において全員協議会を開催していただき、副町長の懲戒処分についての説明を行いました。9月13日の本定例会において、坂本幸誠議員の一般質問に対して、本事案の経過及び今後の対応について説明を行いました。その後、今回の発生した事案について、当時の上司の対応が

適正であったかを含め、検証を行いました。検証を行った結果、9月26日に山都町職員懲戒等審査委員会を開催し、上司に当たる課長に対して、職員への配慮が欠けていたことは、地方公務員法第29条第1項第2号、職務上の義務に違反し、また、職務を怠った場合に該当すると判断し、また、係長に対しましても、山都町職員の懲戒処分の基準に関する指針の規定に基づき、次のとおり、町長に答申を行いました。

課長を基本給10分の1の減給3か月、係長を訓告として、町長の決裁を受け、9月27日付で処分等を行い、同日付で公表いたしました。

本事案におけるこれまでの経緯を踏まえ、今回、本条例案を提出するものです。

それでは、次のページの条例の内容について御説明を申し上げます。

町長の給与の特例に関する条例。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する町長の給料の月額、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、条例別表第1の町長の項に掲げる月額から、基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

町長の月額給料につきましては79万1,900円でございますので、減ずる額といたしましては、7万9,190円の3か月分、総額23万7,570円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 確認です。最後のところで、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は基礎額とするということは、12月の賞与に関しては減じてない。もともとの給与に乗じて所要額を支給するというので、間違いなかったでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員、御質問のとおり、期末手当につきましては基本給のままということで、月額のみを減額ということになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 町長にお尋ねしたいと思います。この条例案を出されるということは、御自身の監督責任を感じられてのことというふうには書いてあります。先ほどの総務課長の御説明にあった8月30日の全員協議会でも、いろいろお話をお伺いいたしましたけれども、その中で、やはり職場の風通しがよくて、働きやすい職場づくりに今後努めるということや、再発防止のために努めるというお話をされました。本当にそれが大事だと思うんですけども、それに対する具体的な思いをお聞かせいただきたいと思います。

やはり本当に副町長に関しては、監督責任を伴った方への処分でしたので、物すごく重たいものがあると思いますし、二度とこのようなことが起きないための決意と申しますか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、西田議員からありましたように、先般も申しました。このような重大な不祥事が起こったのも事実であります。これはもうひとえに、先ほどありますように、職場の環境の問題であるという思いでおりますので、今後、具体的にはまだ指針は出しておりませんが、今日このような形で、先ほどありましたように、課長にも、係長にも、また、本人もでございますが、こういう処分をしたということを踏まえながら、全ての職員の人たちと、また、我々管理職との風通しのよい職場づくりのための方策を今後考えていきたいという思いでおります。

私も含めてでございますが、全職員、沈んだ形の中で今仕事をしておるとい思いでおりますので、早くみんなが立ち直って、明るい職場づくりができるよう、まずは、我々管理職から、そういう部分を含めた中で、協議をしながら進めてまいりたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

討論の要求はありませんか。

12番、工藤文範君。

ただいま討論の要求がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。反対討論を行います。

今回のパワハラによる能登副町長の処分は、残念ながら、熊本県初の事例となりました。山都町職員懲戒審査会の決定によるものですが、この委員長は副町長が務めることとなっています。

しかし、今回、その委員長であるべき人が懲戒の対象者であったため、その職を担う人が誰なのか。ほか2名の指名を誰がするのかや委員会の進め方など、県の行政班との協議が1度もなされていないことは、重大な決定をするには緊張感に欠けていると言わざるを得ません。

職員の任命においては、町長が判断され任命されますが、今回のように、副町長や教育長の特別職の任命においては、議会に諮られ、議会の議決によって決められます。

ですから、町長が責任を感じられ、処分されれば、議会の議決責任はさらに重大であり、特に人事に関しては、議決責任を負うことになります。

しかし、残念ながら、私はその覚悟がありません。断腸の思いで、能登副町長に懲戒免職の辞令を手渡されたことで、町長の任命責任は十分果たせたものと思ひ、この議案については反対いたします。

○議長（藤澤和生君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4番、西田由未子です。この議案に賛成の意見を述べさせていただきます。

突然のことでしたので、今考えて申し上げているんですけれども、私は断腸の思いで下された能登副町長への処分については、評価いたしております。やはりパワハラについては、受けた方の思いにしっかり寄り添わなくてはいけないと思いますし、理由のほうにありました御本人がうつ症状を起こされて、休職にまで追い込まれているということを重要視された判断は正しかったというふうに思っております。

そのことに対しても、副町長への任命責任や先ほど言われた上司である課長、それから係長への処分まできちんとされてきたことと、それと、それをまた自分の責任だというふうに感じられて、減給という自分に課されたものに対しては、今後の町政に対して御覚悟を持ってされるものだというふうに思いますので、評価したいと私は思います。

町全体の職員の皆さんが、本当に自由闊達に意見を述べ合って、この町を一緒によくしていきましょうという再スタートのことだというふうに認識いたします。

それで、私がこの議案に賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第78号「町長の給与の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、認定第1号「令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） おはようございます。ただいまより、認定1号の報告を行います。

認定1号、令和4年9月29日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

総務常任委員会関係。

1、総務課。

新型コロナの影響が続き、先行きもまだ不透明の中ではあるが、コロナ対策のワクチン接種を継続しながら、町民の生活基盤の安定のため頑張ってきたことは評価できる。職員提案制度では、事案14件を審査し、事務事業改善への取組や、事務事業、職員研修では、オンラインセミナーを柱とした職場内研修を進めてきた。職員の安全及び健康を確保するために、快適な職場環境をつくる努力は大事であることから、職員一人一人が本気で取り組まれることを望む。

職員の採用では、情勢が変化し、多様化していることから、行政需要の変動に対応した人材の確保に今後も努めてほしい。

町有資産の管理については、環境保全のためにも、町有林の管理には、今後とも業務委託契約をいただいている巡視員と協力して、山林の適正な管理を望む。町が発注する建設工事には、今まで同様、公平性を保ちつつ、町内業者の育成を進めてほしい。

2、教育委員会。

教師用のパソコンの設置やICT支援員の配置等、ICT教育の推進が図られる一方、電子黒板については各学校のニーズに対応できていないところである。調査の上、整備を図られたい。

山都町学校規模適正化基本方針が策定され、矢部・清和・蘇陽の3地区で、地区ごとに小中学校を統合し、義務教育学校を設置することとし、令和4年度に、清和地区に義務教育学校の設置準備委員会が開設される。子どもたちにとってより望ましい良好な環境となることに重きを置き、準備を進められたい。

通潤橋の橋上部の観覧方法について、警備員を配置し、有料とした。警備員を配置したものの、警備に限界がある。事故防止の注意喚起をお願いする。

山都町ランドデザインにより、九州中央自動車道矢部インターチェンジ（仮称）の開通を見据え、中央グラウンド周辺整備として、道路の改良や総合体育館の敷地造成工事が進められた。町民の待望の施設であることから、期待に応えられる施設となることを望む。

3、企画政策課。

事業を展開するための交付金の申請には、山都町総合計画、過疎計画、辺地計画、山村振興計画、山都町国土強靱化地域計画、地域再生計画等、様々な計画の立案が必要とされている。また、事業の進捗状況・効果の検証並びに経済、労働力、学校などの統計調査も当課の仕事である。

コミュニティバスを含む公共交通の利用者は減少傾向にあるが、高齢者の運転免許証自主返納は増加しており、バス路線の見直し、効率化を図りながら、利用者が使いやすい公共交通の提供を期待する。

自治振興区独自事業補助金の一部振興区での不活用の原因を調査され、情報提供により、町内全域で補助金制度の有意義な効果が発現されることを期待する。

4、税務住民課。

徴収率向上の取組については、令和3年度において、早期の催告書の発送や預貯金等の差押えに着手しており、結果、徴収率98.76%と、その向上に努められた。また、長期にわたり納付実績はない滞納者や納税意識の低い滞納者に対しては、家宅捜査を県と上・下益城郡内5町の協力の下、実施していることなど、評価すべき点も多い。今後さらに町民の納税の義務意識を向上させ、徴収率の向上に努められたい。

マイナンバーカードの交付率は、令和3年度末に33%と、県内平均42.4%を下回っている。あらゆる機会を通じて、出張申請受付を実施しているが、必要性に欠き、住民意識の向上につながっていない。国の早期マイナンバー制度の導入と併せて、デジタル化が進められることを望む。

5、支所。

両支所での人口合計は約5,445人で、町人口の39%を占めているが、少ない職員数で高齢化社会にどのように対応していくかが重要な課題となり、住民サービスを低下させない支所全体での取組が必要である。

また、両支所は災害時などの避難所としての十分な開設機能と体制を整備され、今後も町民の安心・安全を確保することが重要である。

各支所で管理する庁舎や施設管理などと併せ、町有林、分収林は引き続き適正な森林管理をお願いする。

清和小水力発電所については、起債償還も終了したが、令和7年度に20年目点検や大規模改修が予想され、買取り価格の値下がりも想定されるので、今後の運営方針については抜本的な検討を望む。

本庁所管課や関係団体との連携を必要とする中、報告・連絡・相談を基本とし、支所業務の効率化を図るため、オンライン等を積極的に活用しながら、支所長を中心に職務に当たられ、集中と分散の考え方を下に、令和4年度実施される行政改革に向けて、大綱策定や組織体制の強化推進を図っていただきたい。

○議長（藤澤和生君） 次に、厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） では次に、厚生常任委員会関係の報告をさせていただきます。

2、厚生常任委員会関係。

令和3年度の事業を振り返った。相変わらず新型コロナウイルス感染症の影響の終息が見えない状況にある。感染者数の激減はないが、その影響は感染者とその家族の移動制限にも及び、社会活動に大きな影響を与えている。

高齢化が進む本町においては、健康寿命の延伸に対する取組を進め、医療費を抑えることを目指さなくてはならず、そのために、健康ほけん課と福祉課が一体となった取組を進めている。見守り活動は役場や社協だけでなく、民間の事業者とも連携しながら取組を進めていることも評価したい。昨年度の出生児は51名であり、少子化は止まるところを知らない。保育園の再編の検討も今後の課題である。

昨年秋頃から明らかになった町内での管理型最終処分場の建設計画については、自分の身の回りのごみ排出の問題を身近なものとする契機となり、今後の町の在り方を考える機会となった。

どこの部署もマンパワー不足は明らかであり、広大な面積に点在する高齢者支援においては、特に保健師の増員が必要だと思われる。人材確保に重点的に取り組んでいただきたい。

（1）福祉課。

少子化対策は継続的な課題であるが、安心して産み育てられることができる町づくりを目指し、住宅や保育環境も含めたきめ細やかな子育て支援策の実施が求められる。子育て世帯への臨時特別給付金については、支給範囲を拡大するため、町独自予算をつけ、全世帯への交付をされたことを評価したい。

高齢者支援については、介護サービスが安心して受けられるためのヘルパー人材育成や事業所支援の在り方について、今後も実効ある取組をお願いしたい。

コロナ禍で、生きがいや健康づくりのためのサロン活動ができにくい状況があったが、百歳体操や矢部高生が造った認知症予防パズルを活用し、感染対策をしながらの活動もあった。今後も感染状況を見ながら、地域での活動を支援して頂きたい。

（2）健康ほけん課。

令和3年度、本町の高齢化率は50%を超え、少子高齢化の最前線にある。国民健康保険制度や後期高齢者医療制度においては、県や後期高齢者広域連合が事務作業をしており、その会計は優良な状況にある。今後予測される保険税の増額に対しても、基金を積み上げながら激変をしない方策を進めていただきたい。

高齢者の健康寿命延伸の支援を一層進めていくと共に、若年層の健康に対する意識向上への啓発も進める必要がある。町独自の施策である小児生活習慣予防事業は、コロナ禍で取組が制限される中でも実施されており、将来へ向けて継続していただきたい。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進められている。集団接種の方法については、分かりやすくきめ細やかな対応がされており、町民には好評価を得ている。一方で接種の実施に当た

っては、健康ほけん課のみならず、他の部署からの応援も含み、職員への負担増が心配される。平時の業務に支障が出ないよう、監督者は現場の業務に対して配慮を願いたい。

(3) 環境水道課。

上益城郡5町の広域ごみ処理施設の方向性も示され、また、本町で民間企業による最終処分場建設計画も持ち上がり、ごみ問題を考える契機的一年となった。広域ごみ処理施設の完成は、早くても数年後ともいわれる中、令和7年度からの熊本市へのごみ持込みの覚書がなされた。既存施設の延命化はもちろんのこと、ごみの減量化、リサイクル率向上に向けた指導、啓発活動の更なる取組を期待したい。

浄化槽設置整備事業では、5人、7人槽合計60基の整備が行われた。補正予算も組み、前年より8基の実績増加であった。水質保全の観点からも大いに評価をしたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 次に、経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君） 経済建設常任委員会関係を報告いたします。

令和3年度もコロナ禍が続き、商業・観光業の減収は回復の見込みが立たず、農業への影響も継続している。他方、九州中央自動車道の中心市街地までの延伸を目前に控え、大型の投資事業が形を見せ始め、前進感・期待感も漂い始めた。

事業者支援と設備投資、攻守共に大きな力を注ぐ年であったことを念頭に審査を進めた。

力強い産業で地域経済を支えられるよう、事業間の連携や官民一体となった取組が、今後益々求められる。

(1) 農業委員会。

農業委員19名、最適化推進委員28名により農地法3条、4条、5条を主に、81件の認定業務が現地確認を行いながら実施された。その他、耕作放棄地解消事業や農地利用集積の推進等の業務を通じ、農地利用の最適化が進められている。

(2) 農林振興課。

国・県の各種事業に取り組んでいるが、第5期の中山間地域等直接支払制度では、前期に比べ、面積・交付金が減り、水田を中心とする農地維持が懸念される場所である。その対策として期待されている集落営農では、現在、六つの農事組合法人が設立されている。従前の組織と共に、地域農業、農地の維持発展のため、今後の推進に期待する。

本町の基本政策の一つである有機農業の推進では、山都町有機農業推進計画が策定された。目標達成のため、山都町有機農業協議会と連携し、有機農業の振興を進め、また、本町の主力作物である夏秋野菜、イチゴ等のさらなる振興にも努めていただきたい。

有害鳥獣捕獲事業では、イノシシ、シカで5,587頭の捕獲があり、前年より減少はしているが、引き続き被害防止策と同時に、捕獲隊の高齢化等の対策を行っていただきたい。

農地や林道等の自然災害復旧については、引き続き早期竣工へ向けての取組を行っていただきたい。

(3) 地籍調査課。

令和3年度末時点の地籍調査（一筆地調査）の進捗率は61.04%である。一筆地調査が年々困難な状況にある中、リモートセンシング技術等の新手法により、地籍調査業務の効率化が図られることを期待すると共に、法務局での登記処理も円滑に進むよう、国・県との協議を望む。

（4）山の都創造課。

SDGs未来都市と自治体SDGsモデル事業の選定を受け、推進に取り組んだ。関係4課で10の事業を行い、次年度以降につながる成果が上がっている。こうした取組が山都町全体に広がることを期待する。

山の都づくり事業においては、山都経営塾による人材育成、山の都ブランド化推進による町のイメージ・認知度の向上、東京事務所や地域しごとセンターと連携した企業誘致と移住定住の促進、それぞれの事業で成果が見られる。これらの事業の連携による効果の向上に期待する。ふるさと納税事業は、前年に対し件数も金額も倍増したが、全国の平均伸び率より低く、さらなる工夫を求める。

今年も、新型コロナウイルス感染症対策の人流抑制で事業収益が大きく落ち込んでいる商業・観光業に対する支援施策に重点を置く年となった。給付金・補助金事業や宿泊助成事業は一定の効果を発揮したが、金額が一定の支援制度では規模の大きい事業者ほど効果が十分ではなく、課題である。

老朽化した観光施設改修も進めたが、未対応の箇所も多く残る。高速道路開通を見据え、管理を委託している民間団体と連携して、対応を急ぐ必要がある。

道の駅整備事業は、着実に推進されている。通潤橋周辺整備事業では、町営プールと高齢者活動支援センターの跡地に芝生公園を整備した。住民や関係団体に対し、設置の目的や運用方針を丁寧に説明し、官民一体となった活用で施設整備の効果が最大になるよう望む。

（5）環境水道課。

生命に直結する水道事業は、基幹管路の老朽化対策として国の補助金を活用し、事業が進められている。

簡易水道施設下鶴地区導水管更新工事では、町道水の田尾下鶴線改良事業と並行し工事が進捗しており、今後も建設課と協力し、早期完了に向け取り組まれない。

町単独補助事業の小規模水道施設への補助については、地元で管理する小さな水道組合が町内点在する中、水源の確保、施設の整備、安心安全な水質の確保に対する補助を活用し、地域に寄り添った対応を期待する。

（6）建設課。

町道の整備では、社会資本整備総合事業、地方創生道整備事業、防衛関係等を主に、各事業を活用し、15路線の改良工事、19路線の維持工事が行われた。住民の要望度が高い事業であり、今後も財源の確保を図り、町道整備を早急に進める必要がある。

住宅関係では、14戸の災害仮設住宅が、県・町の復興基金を活用し、移築移転された。下市地区に建設予定のPFI事業を活用した若者向け定住促進住宅12戸と共に、財政の負担軽減も図る事業であると評価し、さらなる定住促進に期待する。

令和5年度中の九州中央自動車道矢部インター（仮称）の開通、さらに蘇陽一五ヶ瀬、矢部一清和間の事業化を受け、残土処分地の確保に努められたい。また、大型ダンプトラックの通行が増大することが予想されるため、町民、通行人に対する丁寧な説明を望む。本事業が滞ることがないように、町には万全の準備・対応を求める。

公共土木災害復旧事業については、令和3年度において、平成28年から30年災が完了し、令和元年から令和3年災までの176件が施工中であるため、早急な完了を願う。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 4、結び。

九州中央自動車道の浜町までの開通を見据えた取組では、体育館を含む運動公園、インター前の新道の駅、通潤橋の災害復旧も終え、橋上観覧、そよ風パークの新経営者による経営改善、清和文楽の新しい演目への挑戦、有機農業を中心とした移住者の増加など、多くの成果が生み出された。

令和2年度より防衛施設周辺民生安定施設整備事業の国庫補助を利用し、防災行政無線施設のデジタル化整備ができ、各家庭への新しい機器の取り換えや災害時に孤立の恐れのある地域に、屋外拡声器の整備など、町民の防災に努められた。

今回の組織改革では、職員配置だけが先行し、本庁・支所間の連携に不備が見られ、支所においては町民の不満が増えている。組織改革に伴う職員配置の検証と共に、オンラインを利用した本庁・支所間の連携の改革を早い段階で進めて欲しい。多岐にわたる振興政策と行財政の多様化の中にあり、心労も多いでしょうが、今後も町民の豊かな生活の実現のため努力願いたい。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第1号の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、認定第2号「令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君） 山都町議会議長、藤澤和生様。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

委員会審査報告書を報告します。

認定第2号、令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和3年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算については議会の議決が求められている。

審査の結果、2億6,569万7,905円を利益剰余金に組み入れるとする専決処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

広大な土地に民家集落が点在する山都町の水道事業は、収益的に著しく不利であるが、住民にとって重要なライフライン事業であり、何としても継続しなければならない。さらに、新型コロナウイルス感染拡大時の安全な給水活動・災害時の速やかな給水活動のために、令和3年度に導入された給水車の機動的な運用を期待したい。

また、職員は漏水事故等によく対応している。老朽化した管の更新など、今後大きな工事が控えるが、あらゆる手を尽くして、水道水の安定供給を後世に繋いでもらいたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ただいまの報告の中で、2億6,569万7,905円を利益上、剰余金に組み入れるとする専決処分案については、妥当と認めと報告がありました。これはただの処分案についてはというのが妥当ではないかと思いましたので、質疑をいたします。

○議長（藤澤和生君） 経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君） お答えします。すいません、間違いでございました。利益剰余金に組み入れるとする処分案についてでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものです。

本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第3号 令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、認定第3号「令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 令和4年9月29日、山都町議会議、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和3年度山都町病院事業会計決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和3年度山都町病院事業会計決算においては、病院事業の決算の認定について、議会の議決が求められています。

決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、審査した結果、令和3年度中の事業内容及び病院としての取組等について、これを適正と認め、認定するものと決定しました。

令和2年1月より日本において新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和3年度には感染における検査、予防接種を実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自治体病院の責務を果たすべく、令和3年3月29日より一般病床の一部をコロナ病床へと転換したため、病床数が減少したが、国からの新型コロナ患者等入院病床確保事業の補助もあり黒字経営となった。新

型コロナ病床を除く一般病床利用率は71.6%であり、全国的に地域医療提供体制の中で、適切な医療機関としての役割を果たし良質な医療提供が出来ていると判断する。

今後の病院事業の課題として、マンパワー不足及び患者のための駐車場の整備が急務と感じた。また、今後とも県や熊本大学地域医療支援機構、及び県へき地医療支援機構等と連携し、医療の資質向上に努めていただきたい。上益城郡内唯一の救急告示病院として、地域に信頼される病院としての実践を願っている。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 委員長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許します。

梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

ただいま、令和3年度の一般会計、特別会計及び事業会計、それぞれの決算につきまして認定の御決定をいただき、誠にありがとうございました。

各委員会におかれましては、慎重かつ熱心な御審議と現地調査による御確認をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

また、審査過程におきまして、御指導、御指摘がありました事項につきましては、十分留意をしながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、請願及び陳情等付託報告についてを議題とします。

請願第2号「管理型最終処分場及び中間処理場事業計画について」報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） では、この請願についての御報告をいたします。

まず、その前に、議長にお許しをいただきましたので、この請願2号について、半年間、継続審査をさせていただいた経緯を口頭で御報告させていただきます。

この請願2号について、3月定例会で付託を受けまして、以来、6か月が経過しております。その間、設置自治体である熊本県の問題だけではなく、処理水が五ヶ瀬川水系を流れることから、宮崎県側にも関心が高まりました。

この状況の中、今定例会開催中の9月14日に、計画事業者が事業計画の環境配慮書の廃止の手続を行いました。急転直下の状況の変更について、大変驚きを持ったところではありますが、継続で預からせていただいたこの請願に対する経過報告を述べさせていただきます。

まず、2月14日、東竹原産廃阻止期成会から議会事務局へ、最終処分場と中間処理施設建設についての請願が持ち込まれました。翌2月15日、最終処分場に関する請願が提出されたことを受け、本委員会では当該地区の視察を行いました。3月3日開会日に、私どもにこの請願が付託されたところです。

そして、3月15日、本委員会に付託された請願について、判断材料の不足や調査の時間が十分でないことから、継続審査の報告をいたしました。そして同日、同地における過去の不法投棄の件を担当課に聞き取りました。現地では蘇陽町時代に同業者による不法投棄の過去があり、放棄を中止した経緯について聞き取りをいたしました。その後、厚生常任委員会で建設予定地現場をさらに視察をし、具体的な場所の確認をいたしました。

3月17日、熊本県庁の環境生活部を訪問し、県の取組について聞き取りをいたしました。その中で、環境アセスメントの進め方等についての確認をいたしました。

5月18日、県内に2か所あります管理型最終処分場を視察しました。南関町に設置された熊本県の運営である埋立地を覆った無放流型のエコアくまもと、及び植木町で民間業者が運営する開放型のオー・エス収集センターを視察いたしました。

5月29日、当該業者による地元住民へ向けた説明会が、山都町役場、蘇陽支所で開催され、説明資料を受け取りました。この直後に6月定例会が開催されましたが、審査についてはさらに継続とさせていただきます。

そして、9月14日、先ほど申し上げましたが、当該事業者が環境配慮書を提出してありますが、その廃止の手続をしたところです。

そして、一番新しいこととしましては、9月27日に県の官報に、この事業者の事業中止の発表がなされております。

それでは、報告をいたします。

令和4年9月29日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員長、吉川美加。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

- 1、事件の番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。令和4年3月3日。
- 3、件名。管理型最終処分場及び中間処理場事業計画について。
- 4、請願者。山都町東竹原97番地、元東竹原自治振興区会長、栗屋克範他。
- 5、紹介議員。藤川多美、興柁誠。
- 6、審査結果。採択。

7、審査意見。請願の一つである事業者への資料の請求については、5月29日の地元説明会の開催があったことにより、地元も議会も資料を受け取ったことで解決したものとします。二つ目の予定地が最終処分場建設に相応しい土地であるか、周辺への影響を検討することについては、この地が九州の分水嶺にあり、下流域への影響、重要な涵養機能を備えていること、さらに、活火山である阿蘇山の周辺にあること、有機農業の町を標榜する山都町の農産物や観光に風評被害が及ぶことへの懸念などがある。現在、当該事業者が環境配慮書の廃止を届け出たため、事業は中止となっているが、今後の事業計画の動向を注視していきたい。

今回の請願を契機に、山都町の100年後を見据えた環境の問題を考えなくてはならない。

よって、請願は採択とします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 6番、矢仁田でございます。厚生常任委員会の皆さんには、この問題につきまして、大変な熟慮と心労があったものと思っております。大変な作業が、先ほど報告ありましたように、いろんな研修等も行かれておりますが、そこで質問なんです、視察研修に行かれた処分場で、地下水への汚染とか地下浸透とか、そういう問題が可能性としてあったでしょうか。そこをお聞きかせください。

○議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 御質問ありがとうございます。私たちが視察に行きましたのは、今度予定がされている管理型最終処分場というものについて、資料だけではなく、現在2か所運営されていますので、現地を視察に行ったところです。

エコアくまもとは県が運営しております、かなりの浸透水に対する懸念、周辺の懸念を受けて、無放流型、先ほどちょっと言葉として、無放流型ということの説明しましたが、そこから発生するものを、基準値以下の水にしたものを、また場内で繰り返す。屋根がありますので、普通は開放型といって、上から降ってくる雨によって、汚染されたものというか、ろ過していくような仕組みで、それが地下に浸透したものを浄化して、放流するというのが、一般的な開放型のや

り方ですが、その場所では、完全に覆ってしまって、その中で発生した浸透水をろ過したものを、もう一遍、上からスプリンクラーみたいなので振りかけて循環させているという方法で、しかも、エコアのほうでは24時間監視体制を取っておりました。数値、その検出をですね。

なので、即効で分かるシステムを取っておりました。一方で、オー・エスさんは民間であります。開放型で、自然の雨によって、その地下水でそういったものを浸透させていく。そして、それをろ過する施設をもちろん別棟で建てていらっしゃいます。

それは、定期的に多分1か月に1回だったと思いますけれども、違う業者に委託を出して、変化がないかということ調査されておまして、もし、そういったところで、発見が漏れたりとかということの発見がなされた場合には、もちろんすぐに修繕とか補修をしていくというようなことでしたが、過去にその修繕に至ったことがあるかということまでは言及されませんでしたし、私たちも問合せをしなかったところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 説明ありがとうございました。この視察については、私たちにも報告がっておりますので、内容的なものは大体分かっております。

ただ、今回のこの事業者については、どういう方法でされるかというのは、説明会を聞きましたけども、詳しい内容は分かりません。その中で、もしも、この事業、今、配慮書が撤回されておりますけども、また、可能性としては、事業再開の可能性があるので、町としても、例えばその地盤、地形、そういったものから、もしかしたら、この建物というか、その埋立て関係をされたときに、水質についても、その安全性についても、この町独自で、今、賛成派の方、反対派の方とかいらっしゃるかもしれませんが、この町議会には、誰も賛成の人はいないと思うんですよ。

ですから、この町としても、そういうことを第三者の、何というか、平等に正確に図れる人たちをお願いしてする必要があると思うんですけども、そういったのは厚生常任委員会としてはどうですか。

○議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） おっしゃることがもっともだと思っています。今回、その心配事については、一旦この間の事業が取下げになったということで、報道等にもありますように、当該事業者においては、さらに練り直して、もっと水系に配慮したものを作り上げていきたいというふうなことを言っているから、次なる計画がいずれ上がってくるのではないかなんかということは私たちも思っています。

ただ、皆様御存じのとおりというか、今、本当に6番議員がおっしゃったことは大変大事なことであって、事実を積み上げていくということが何よりも大切ではないかというふうに私も思っています。

ただ、それは厚生常任委員会で抱える問題についてはとても重たいので、今回一旦報告をさせていただきながら、議会全体の問題として考えていく必要が今後あるというふうに……。そういった、例えば調査をすること等に至っては、もちろん予算的なこと、人選的なこと、いろんなハードルがありますので、そういったことをみんなで考えていく機会になったらいいかなというふうに、私としては考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ありがとうございます。私たちも、住民の不安、特に水からの速達ですか。そういう映画を見て、恐怖心が増すんですよ。30年ぐらい前の話だったらしいですけども、当然あの映画が報告されとるということは、そこでは、地下水への汚染とか何とかが起きているんだろうと思いますけれども、それから、私は存じませんが、そういう不安とか恐怖心があるということはみんなが分かっている、この町としても、そういう対応、住民の不安が払拭できるような対応をしていく必要があると思っておりますので、この議会としても、また、執行部の皆さんに、町長にもお願いしたいんですけども、今言ったように、いろんなことを調べて、積み上げていってほしいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 大変でございました。採択ということでございますので、私も、住民の意見として採択ということは賛成でございますが、ただ、先ほど委員長から報告がありましたけれども、旧蘇陽町の時代に、当該事業者が不法投棄をしたという話がありました。私は当時担当しておりました、あそこですね。不法投棄であったならば、差止めができたんです。ところが、自分の土地に自分で出したごみを捨てたものですから、不法投棄でないから、差止めができませんでした。そこで、委員長は不法投棄というふうに位置づけられましたけれども、その根拠は何なのか、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 申し訳ございません。安定型の……。廃棄をされてたというふうに、安定型処分場というふうなことでされていたというふうに思いますし、申し訳ございません、不法投棄という言葉が、当時担当されていた12番議員からいかなものかというふうなことがありまして、一般的に不法投棄ということ、私もちょっと刷り込みというとおかしいですけど、不法投棄があったよというふうな話から入ってきましたので、そういった固定観念の中で調査をしてしまったものかというふうに思われます。

当時の資料は、担当課のほうから私もいただいておりますので、さらに確認をして、訂正なりさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 今、委員長から訂正の話もありましたけれども、このところは相手があることですから、確実にきちんとした根拠を持って報告せんと、委員長報告ですから、例えばそれが不法投棄でなかったということであれば、きちんとやっぱり訂正すべきであるというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「管理型最終処分場及び中間処理場の事業経過について」は、採択することに決定いたしました。

請願第3号「請願書、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について」報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 議会運営委員会より付託をされましたので、審査報告を行います。

令和4年9月29日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員会委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。請願第3号。

2、付託年月日。令和4年9月8日。

3、件名。請願書、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について。

4、請願者。山都町下馬尾280の1、竹下玲ほか。

5、紹介議員。西田由未子。

6、審査結果。採択。

7、審査意見。全国の学校現場で課題が多様化し、子どもだけではなく、保護者への対応も求められ、教職員の業務の負担は増えつつある。

都市と地方の自治体間の教育格差は確実に広がっている。財政状況の厳しい地方においても、国の将来を担う人材を育てる気持ちは変わらない。教育費の財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合の引上げは、本町としても強く要望したく、採択とする。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） それでは、朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

全国の学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策にともない、新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受ける権利を保障することが法律上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、教育費の財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会議長。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「請願書、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について」は、採択とすることに決定いたしました。

陳情第9号「核廃絶・平和行政に関する要請」について、報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 陳情の報告を行います。

令和4年9月29日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第9号。

2、付託年月日。令和4年9月8日。

3、件名。核廃絶・平和行政に関する要請。

4、陳情者。長崎市桜町9-6、長崎地区労働福祉会館2F、原水爆禁止九州ブロック連絡会議、議長、山下和英ほか。

5、審査の結果。趣旨採択。

6、委員会の意見。本町は非核山都町宣言を採択している町で、すべての町民が核廃絶を願っている。原発事故を経験した国民として、核の事故に対する恐怖は町民共有の認識である。ただ現状では、脱原発を実現し、代替えの再生可能エネルギーの完全確保に至るまでは、暫くの時間を要すると思われる。山都町では、反戦・反核・平和に関する様々な取組が展開されている。これまでの本町の取組の経緯や方向性も踏まえて、今回の要請も参考にしながら、本町の実情に即した核廃絶・平和行政の取組を推進したい。

今回の要請については、趣旨は理解できるので、趣旨採択とする。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 委員長報告に対して、少し質問をさせていただきます。この陳情内容はたくさんの方があって、御審査されるのに当たって、たくさんの方の論議をしていただいたものだと思っております。

述べられておりますように、山都町は非核山都町宣言を採択している町ということです。中に、本町の実情に即した核廃絶・平和行政の取組を推進したいというふうに書いていただいておりますので、たくさんありました要請の中で、具体的に推進できるものはどれかなどか話し合われた経緯とかがありましたら、ぜひ中身をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 被爆77周年、核廃絶・平和行政に関する要請事項ということで、大きな五つの項目がございました。また、その項目の中に、十幾つかの小さな項目がありました。

委員会で審査をするときに一つずつ審査させていただきましたけれども、非常に一つの町が取り組むにはハードルの高い、いろいろな課題が載っております。なかなか、この中から何かを選べと、一つでもと言われても、この中で今実際行っていることが、小中学生の長崎への修学旅行において、いろいろなそういう原爆のいろんなところを見るとかということとはしておりますけれども、この中にあります被爆体験を取り入れるよう推奨してくださいとか載っておりましたので、そのことは教育委員会との相談になるかと思っておりますけれども、今実際、本当にウクライナにおけるいろんな戦争の中で、核というものが本当に身近に感じられるような、非常に怖いお話が出ておりますので、本町としても、やはりそのところはやはり町民にも、いろんな形の中でつないでいきたいと。

それから、もう一つ、エネルギーの問題ですけれども、省エネルギー、自然エネルギーを中心に据えた原子力に依存しないエネルギー政策への転換を早急に始めることとありました。その部分は理解できますので、やはり国のほうにも、やはり代替のエネルギーを早い段階で据えていただいて、核からの原子力を廃炉ができるような形にしていきたいというような要望はできるかと思っておりますけれども、今の段階では、まだ代替が見つかりませんし、私たち行政は町民に対して、やはり生活を守る義務がありますので、今の段階では申し上げることはできないかと思っております。

ただ、2006年3月に、山都町町議会において非核山都町宣言が採択されました。その中の文を一つだけ読ませていただきますと、この幸せを限りなく、この平和は限りなく、守ろう、残そう、未来へ。誓い合おう、反戦平和、訴えよう核廃絶を、今ここに宣言するとあります。

そういう気持ちをやっぱり町民にも流しながら、豊かな山都町をつくっていけるように、私たち議員も議会も頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御丁寧な審査をしていただいたということがよく分かりました。ありがとうございます。

一つ、お願いではございますが、今言われたように、非核山都町宣言を採択している町として、この中にも、住民に核廃絶と平和の尊さを啓発するために、我が町が非核山都町宣言をしていますよということをきちんと知っていただくための啓発等をつくっていただくとか、できることと

すれば、公用の封書にも、非核山都町宣言というのをに入れてもらうとかですね。いろんなできることがあるかと思いますが、その点についても、推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） これからのいろいろな会議の場で、そういう提案ができれば、内容を議員全員でお話をしまして、進められる部分があれば、そういう提言をしていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号「核廃絶・平和行政に関する要請」は、趣旨採択とすることに決定しました。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 先ほど私の発言に対して、12番議員から御指摘があった部分で訂正をさせていただきたいのですが、お許し願えますか。

○議長（藤澤和生君） 委員長報告の訂正ですか。

○10番（吉川美加君） はい。

○議長（藤澤和生君） どうぞ。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。先ほど私が発言した点に関しまして、12番議員から御指摘を受け、本当に軽々しいことを言っただけなのではないかと、身をもって思いました。

ところで、先ほど申し上げました蘇陽町時代の資料を手元にタブレットに入っておりまして、確認しましたところ、地元住民からの請願の内容の中にも不法投棄という言葉は一切使われておらず、産業廃棄物の処理についてお願いをしたいと、環境破壊が心配だという旨のことでした。そして、適切な処理をお願いしたいという町長に対しての請願です。そして、それに対して、町のほうも、勧告書を事業者に対して、きちんと処理するようにと。

なので、おっしゃったように、これは不法投棄ではなく、当該事業者が自分のところの産業廃棄物を自分のところの土地に積み重ねていたものが、地下水を汚染する心配があったり、あるいは煙が発生したり、様々なその地域環境の影響が心配される中で出されたことで、これについて、町も真剣に取り組ながら、事業者と繰り返しやり取りをされた経緯を書面で見せていただきました。

そして、事業の廃止に至っていらっしゃるということですので、先ほどの正式な報告文書の中に入れた部分ではございませんが、口頭で申し上げた部分で、不法投棄という言葉は取下げをさせていただきます、産業廃棄物の処理ということに訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第7 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで令和4年第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時52分

令和4年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第10号	令和3年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月8日	報告	済
報告第9号	令和3年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月8日	報告	済
議案第66号	平成28年熊本地震復興基金条例の廃止について	9月8日	原案	可決
議案第67号	山都町監査委員に関する条例の一部改正について	9月8日	原案	可決
議案第68号	山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9月8日	原案	可決
議案第77号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事（第二期））	9月14日	原案	可決
議案第69号	山都町物産館条例の一部改正について	9月14日	原案	可決
議案第70号	山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について	9月14日	原案	可決
議案第71号	令和4年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	9月14日	原案	可決
議案第76号	令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	9月14日	原案	可決
議案第72号	令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）に			

	ついて	9月14日	原案可決
議案第73号	令和4年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第1号)に		
	ついて	9月14日	原案可決
議案第74号	令和4年度山都町水道事業会計補正予算(第3号)につい		
	て	9月14日	原案可決
議案第75号	令和4年度山都町病院事業会計補正予算(第1号)につい		
	て	9月14日	原案可決
議案第79号	令和4年度山都町一般会計補正予算(第7号)について	9月29日	原案可決
議案第78号	町長の給与の特例に関する条例の制定について	9月29日	原案可決
認定第1号	令和3年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認		
	定について	9月29日	原案認定
認定第2号	令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定		
	について	9月29日	原案可決
			原案認定
認定第3号	令和3年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月29日	原案認定

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
